

平成27年第4回伊仙町議会定例会

会 期 日 程

平成27年第4回伊仙町議会定例会会期日程表

平成27年12月8日開会～12月11日閉会 会期4日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
12	8	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸報告 <ul style="list-style-type: none"> (1) 諸般の報告（議長の動静・経建所管事務調査報告・地方創生総合戦略検討特別委員会調査・研究報告） (2) 行政報告 ○請願・陳情 2件（請願第2号・陳情第10号 閉会中の継続審査報告～採決） <ul style="list-style-type: none"> 2件（陳情第11・12号 総文厚・経建委員会へ付託） ○諮問 2件（説明～答申） ○議案 12件（10件提案理由説明で審議中止・2件採決まで） ○一般質問（平議員、牧議員 2名） 	
〃	9	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○一般質問（美島議員、上木議員、福留議員、岡本議員 4名） 	
〃	10	木	委員会	○各常任委員会付託案件審査（総文厚・経建委員会審査）	
			特別委員会	○地方創生総合戦略検討特別委員会	
〃	11	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○議案8件（質疑～討論～採決） ○委員会付託案件審査報告（報告～質疑～討論～採決） ○閉会中の継続審査・所管事務調査（議運・総文厚・経建委員会） ○閉会 	

平成27年第4回伊仙町議会定例会

第 1 日

平成27年12月8日

平成27年第4回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

平成27年12月8日（火曜日） 午前10時10分 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸報告

○日程第4 請願第2号 「し尿浄化槽清掃業の新規許可を求める請願書」

（総務文教厚生常任委員会審査報告～質疑～討論～採決）

○日程第5 陳情第10号 「NPO法人いせん1・1（伊仙町シルバー人材センター）の事務所移転に伴う町管理施設使用許可に関する陳情書」

（総務文教厚生常任委員会審査報告～質疑～討論～採決）

○日程第6 陳情第11号 要望書（町道第2西下線<徳之島3町広域ゴミ処理施設前>の道路拡幅工事の計画及び早期の着工について）

（経済建設常任委員会付託）

○日程第7 陳情第12号 陳情書（一般廃棄物<し尿・浄化槽汚泥>の収集及び運搬業に関わる奄美環境開発株式会社の許可申請等に関する陳情書

（総務文教厚生常任委員会付託）

○日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて（説明～答申）

○日程第9 諮問第2号 人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて（説明～答申）

○日程第10 議案第61号 鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の一部変更

（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第11 議案第62号 事務の委託に関する天城町との協議（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第12 議案第63号 伊仙町税条例の一部を改正する条例（提案理由説明のみ）

○日程第13 議案第64号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（提案理由説明のみ）

○日程第14 議案第65号 伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例（提案理由説明のみ）

○日程第15 議案第66号 伊仙町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例（提案理由説明のみ）

- 日程第16 議案第67号 平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）（提案理由説明のみ）
- 日程第17 議案第68号 平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（提案理由説明のみ）
- 日程第18 議案第69号 平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）（提案理由説明のみ）
- 日程第19 議案第70号 平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）（提案理由説明のみ）
- 日程第20 議案第71号 平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）（提案理由説明のみ）
- 日程第21 議案第72号 平成27年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）（提案理由説明のみ）
- 日程第22 一般質問（平 博人議員、牧 徳久議員）2名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	6番	永田誠君
7番	福留達也君	8番	前徹志君
9番	明石秀雄君	10番	樺山一君
11番	永岡良一君	12番	伊藤一弘君
13番	琉理人君	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 佐平勝秀君 事務局書記 荻田恭平君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	—
総務課長	樺山誠君	企画課長	池田俊博君
税務課長	當吉郎君	町民生活課長	伊藤勝徳君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	上木義一君
建設課長	中熊俊也君	耕地課長	穂浩一君
環境課長	美延治郷君	水道課長	喜昭也君
農委事務局長	勇元孝治君	教育長	直章一郎君
教委総務課長	仲島正敏君	社会教育課長	明勝良君
学給センター所長	永島均君	ほーらい館長	仲武美君
総務課長補佐兼選管書記長	田島輝久君		

平成27年 第4回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問相手
1	平 博人 (議席番号1)	1. 子育て支援並びに女性の社会進出について	<p>① 徳之島三カ町は、合計特殊出生率が上位3傑を占め、名実ともに「子宝日本一の島」として、全国的に認知されています。しかし、子育ての現状を垣間見えますと、仕事と子育ての両立は、非常に厳しい状況であると感じます。特に、女性の社会進出については、国においても様々な諮問機関を通じて協議が行われており、喫緊の課題として捉えているところではありますが、解決策が見つからず今日に至っています。そのなかで、本町における女性の社会進出並びに子育て支援に伴う意識啓発について、町内の関係機関（特に、雇用の場として役場・学校・各事業所・小売店・スーパー等）へ、子育て世代が働きやすい環境づくりをされるよう啓発されているのか問う。さらに、国においても喫緊の課題として取りあげているこの問題を、本町が官民一体となって斬新な方策を模索し、取り組む考えはないのか問う。</p>	町 長 教育委員長
			<p>② へき地保育所制度が5年後には、新たな制度へと移行することに伴って、保育料の算定方法や保育環境の整備充実、さらに保育士の確保など様々な課題を解決していかなければなりません。特に、現在のへき地保育所においては、月3,500円という破格の保育料で子ども達を預かっていますが、保育料の見直しにより金銭的負担が重くのし掛かり保育施設に預けることができない世帯（非課税世帯を除く）も出てくるのが危惧されます。このようなことも想定して、今後新制度移行までの期間、どのような保育施策を展開されるのか問う。</p>	町 長

2	牧 徳久 (議席番号3)	1. まち・ひと・しごと創生伊仙町総合戦略について	「まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、平成27年度中に策定し、平成28年度から、向う5年間を実施期間とし、各自治体が地域の実情に応じ、独自性を出した施策の展開が求められている。伊仙町においても「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」を主体に置き、各分野別に総合戦略を策定中と思うが、これを12月中に国へ提案提出する旨で見込んでいるとの事であったが進捗状況を問う。	町	長
		2. 農業政策（ミカンコミバエに関する対策について）	果実や果菜類に甚大な被害を与える「ミカンコミバエ」の大量発生が奄美大島本島で確認され、タンカンやマンゴー、パッションフルーツ、スモモ、グアバ、ドラゴンフルーツバナナなど亜熱帯特産品の果実類の移動規制が12月13日から掛かるなど、関係農家を震撼させている。また、以前に飛来した際も根絶には18年もの長い歳月を要している事を踏まえ、特産品の需要が高まっている今日、一刻も早い根絶が望まれる。徳之島3町でも飛来が確認されているなかで、その拡大に農家は、不安を募らせているがどのような対策を講じているのか問う。	町	長
		3. 選挙権引き下げに伴う意識啓発について	平成28年6月に選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ来年夏に予定されている、参議院議員選挙から、これが適用される。若者の政治離れが叫ばれるなか、向う半年間で現役学生（高校生含む）を対象に政治参加意識の高揚をどのようにして図っていくのか問う。	選管委員長 教育委員長	
3	美島 盛秀 (議席番号14)	1. 世界自然遺産登録に向けての本町の環境政策について	① 奄美本島並びに徳之島が世界自然遺産に登録されようとしているなかで、本町の一部地区も候補地として選定されるものと町民の皆様も期待されているところであります。そこで、本町の水問題並びに河川環境について、浄化槽管理（し尿処理）は最も重要な分野であるが、伊仙町の一般廃棄物の収集及び運搬業務はどうなっているのか。また、平成26年7月から新たに新規業者が増え、2業者で委託管理を行うことについて、多くの町民は環境整備が充実されるものと喜んでいましたが、本年2月から新規業者の営業ができなくなっているのはなぜか問う。	町	長

3	美島 盛秀 (議席番号14)		② 平成27年8月11日に紹介議員4名、請願署名人800名の署名を付け請願が出されているが許可する考えはあるのか問う。	町	長
			③ 新規業者の許認可に対して異議を呈し、既存業者より徳之島警察署へ告発されています。そのなかで、許可処分の取消し及び損害賠償を求める訴訟を行うとのことであるが、町行政としてこの件についてどのように把握され、また対応されるのか町長の見解を問う。	町	長
4	上木千恵造 (議席番号4)	1. 面縄港の整備について	面縄港は昭和28年の復帰直前までは、砂糖の積み出し港として、また沖縄との交易港と大変栄えた港だと聞いています。昭和54年からは、小型漁船対策として港湾整備事業を進め、平成7年度に完了し、ご承知のとおり現在は漁港として利用しています。伊仙町はその立地条件から、農業が主産業の町であり特に近年はバレイショ、畜産等が飛躍的な伸びを示しており、バレイショは年間、約20,000トン、肉用牛の出荷頭数は3,000頭近くに達しており、今後も大幅な生産増が期待されます。今後の農家経営の安定化、生産向上を図るためには、輸送コストの軽減は、欠く事のできない重要な課題だと思います。面縄港を商業港として整備し、農家のコスト軽減を図る事は、伊仙町に大きな経済効果をもたらすとともに、地域活性化対策にもおおいに寄与できるものだと思います。このような観点から新規に港湾整備計画を策定し同港の整備を前向きに検討する事はできないか問う。	町	長
		2. 伊仙中部地区の畑地かんがい事業の現況について	伊仙中部地区は、伊仙町で最初の畑総事業であり、事業完了後20数年が経過し、農家所得の向上にも少なからず寄与しているものだと思います。しかし、現状を見ますと、かんがい配水の利用状況は、当初の計画どおりに進んでいないように思われますが、町としてはどのように把握しているのか問う。また、伊仙中部地区のかんがい排水を利用した、営農計画等は策定されているのか問う。	町	長

5	福留 達也 (議席番号7)	1. 地方創生（まち・ひと・しごと創生）の取り組みについて	① 総合戦略や人口ビジョンを策定し、国への提出が12月中という答弁を特別委員会でされていましたが、今月中の提出にむけて進捗状況を問う。	町	長
			② 町民に対する普及活動や、各種関係団体による推進会議の開催は定期的に行われているのか問う。また、20～30代の若者や役場職員等からの意見等を聴取し、計画に盛り込まれているのか問う。	町	長
			③ 「離島版CCRCの推進」に向けて、先般採択された上乗せ交付金分の事業の進捗状況並びに構想について改めて問う。	町	長
			④ 住所地特例について、10月29日に開会された特別委員会の時点では、制度の動向も含めて明確な説明がなされていませんでしたが、その後の自治体による按分率や補償等に関して何らかの進展はあったのか問う。	町	長
		2. へき地保育所の現状と改善策について	11月25日に町内5カ所のへき地保育所を町長をはじめ担当課長などと調査したが、そのなかで保育士からの要望として挙げられた「保育士の待遇改善」と「保育サービスの向上」に向けて、町としてどのように認識され、また改善策を講じていくのか問う。	町	長
6	岡林 剛也 (議席番号2)	し尿浄化槽清掃業の新規許可について	現在、表題の件に関して、8月11日付けで第3回定例会「し尿浄化槽清掃業の新規許可を求める請願書」が町民800名(町議員10名含む)の署名を付して提出されている。第3回定例会では、この請願は閉会中の継続審査となり、11月27日に開会された総務文教厚生常任委員会において賛成多数で「採択」されました。この結果が、仮に本会議で採択された場合でも、その実現については法律上何の効力も保障規定もない。また「不採択」という結論においても同様である。この件に関しては、「伊仙町浄化槽に関する条例」第3条に「浄化槽の清掃業を営もうとする者は、町長の許可を受けなければならない」とあり、許可の権限は町長に委ねられている。また、条例の第1条に基づいて、委員会で審査を行った結果、町内の浄化槽の保守管理は適切に行われていないとの見解に至っている。これらの経緯を踏まえて町はどのような指導を行ってきたのか。さらに、委員会において町長が「許可を出していきたい」旨の答弁をされたことについて、今後議会の結論も踏まえて新規業者へ許可を出す意向があるのか町長の決意を問う。	町	長

△開 会（開議） 午前10時10分

○議長（琉 理人君）

ただいまから平成27年第4回伊仙町議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（琉 理人君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、美山 保君、永田 誠君、予備署名議員を
福留達也君、前 徹志君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（琉 理人君）

日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月8日から12月11日までの4日間としたいと思いた
すが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日12月8日から12月11日までの4日間
と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりであります。

△ 日程第3 諸報告

○議長（琉 理人君）

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長より平成27年第3回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様方のお手元に配付してあります。

したがって、主な項目についてだけご報告いたします。

9月30日、第64回鹿児島県畜産共進会出品牛の出発式が本町役場庁舎前にて行われ、鹿児島県を
代表して、木之香集落の荻田武志さんが飼育されている「みなみ号」が若雌1区の部で出品され、
周知のとおり、奄美群島史上初の最優秀賞に輝きました。

この快挙については、農家の方々、町経済課職員並びに関係機関のご尽力の賜であります。

この場において、改めてお祝いを申し上げます。

次に、10月10日、かねてより施設の老朽化など、維持管理の面で懸案事項となっていました上検

福集落営農研修センターを本町出身の平山実様の絶大なるご厚意のもと、大規模改修を行う運びとなり、先般工事が完了したことに伴い、落成式を同センターで行いました。

過疎化が進む同集落において、この施設が今後地域活性化の拠点として活用されるものと期待されます。

改めまして、今回、ご理解とご支援をいただいた平山実様を初め、関係各位の皆様には厚く御礼を申し上げます。

次に、11月7日から10日までについては、毎年行われております伊仙町議会の所管事務調査及び第65回関西徳州会定期総会並びに大運動会に参加いたしました。

特に、関西徳州会における各種行事については、郷土出身者の先輩方による丁寧なおもてなしを受け、皆様の郷土に対する熱い思いを十分に感じる事ができた大会でありました。

次に、11月29日、全国各地より卒業生並びに関係者の方々が一堂に会し、鹿浦小学校創立90周年記念式典が盛大に開催されました。

同校におかれては、近年少子化に伴う児童生徒の減少などが起因し、学校存続に向けて、地域の方々も含めて協議を重ねておりますが、この90周年を機に、過去の栄光と伝統の上に立ち、より一層の発展を遂げるために、町行政の支援が改めて不可欠であると感じました。

次に、12月6日、ソウル、バルセロナ両オリンピックにおける体操種目において、個人総合のメダリストとなった池谷幸雄氏の講演会が伊仙中学校で開催され、体操についてのお話や、健康的な身体づくりに関する講演をいただきました。

また、今回の来町に当たっては、伊藤一弘議員のご長男の特段のご配慮により実現することができ、改めて感謝するところであります。

本当にありがとうございました。

伊仙町監査委員より、平成27年11月分までの例月出納検査の結果、事務事業については、概ね適正であるが、改善されるべき点も見受けられるとの報告がなされております。

また、閲覧を希望される方は、議会事務局に常備しておりますので、ご確認ください。

次に、所管事務調査報告であります。

前回の第3回定例会本会議において、議決されました各委員会による閉会中の継続審査の申し出に基づき、総務文教厚生常任委員会並びに経済建設常任委員会の報告を一括して求めます。

○経済建設常任委員長（前 徹志君）

総務文教厚生常任委員会並びに経済建設常任委員会と合同で実施した閉会中の所管事務調査の報告をいたします。

調査の概要については、平成27年11月9日、総務文教厚生常任委員、経済建設常任委員、事務局を含めた16名と大久保明町長も同行され、兵庫県淡路島（南あわじ市）に所在する淡路島農業協同組合を訪問し、本町の農業生産額向上に資する新たな作物の調査として、「たまねぎ」生産の先進地であります淡路島産たまねぎの調査並びに、但馬牛生産の拠点としても名高い当地における市場

動向や飼養管理、営農指導等に関する調査を行うことを目的として実施いたしました。

まず、訪問した南あわじ市の概要については、人口は約4万9,000人、南北に長い地形の淡路島の南部に位置し、面積については、兵庫県域の約2.7%を占めており、市内の南部と西部はそれぞれ播磨灘紀伊水道に面し、北部の先山山地、南東部の諭鶴羽山地、西の南辺寺山塊に囲まれ、中央部には、三原平野が広がる地勢であります。

さらに、当地は年間平均気温が16.3度、年間日照時間が1,764時間と、年間を通して比較的温暖な気候ということもあって、これらの恵まれた環境からなる名産、特産も豊富であり、名産のたまねぎ以外に桜鯛や鳴門わかめ、手延べそうめんなど、まさに「食」にあふれた町でありました。

次に、南あわじ市において生産されている農産物については、主に水稲作を初め、たまねぎ、レタス、白菜、キャベツ、ブロッコリー、トマト、ピーマンなど、多彩な農産物を生産しており、需要の面においても、平成10年に明石海峡大橋が開通したことにより、現在の主要品目に加え、他品目共通産地として、とりわけ京阪神への「食」の供給としても大きな役割を担っていました。

また、酪農、畜産も盛んで、伝統のある「淡路牛乳」などの乳製品は、全国的なブランドとして認知され、肉用牛においても、「淡路ビーフ」というブランドが確立されており、他にも当地から出荷された肉用牛が「神戸ビーフ」や「松坂牛」の素牛として評価されるなど、まさに農畜産物の宝庫と言えるものであります。

このような食に対する豊かな環境の中で、JAあわじにおいては、さまざまな取り組みを行っており、なかでもたまねぎにおいては栽培方法に関する研究や建設的かつ実用的な事業の推進、さらに機械化だけに頼ることなく、後継者育成及び農業分野における人材育成にも積極的に取り組んでいました。これらの概要を踏まえ、項目別に調査結果をご報告します。

1、たまねぎの栽培状況について。

たまねぎについては、水稲作後のいわゆる「裏作」として栽培しており、作付面積はピーク時の平成2年と比較して、やや減少しつつも、平成26年度においては、約1,300haの植え付け面積を誇っており、同年度の主要野菜販売額においては、レタスの約50億円に次いで、約42億円の販売額となっていました。

このような多額の販売額に至った理由については、徹底した管理栽培が要因として上げられ、特にJA側の主な取り組みとして、1、施肥防除基準の提示、2、栽培管理日誌の確認、3、指導・資材供給・出荷業務、（ほんまもん元気野菜システムの構築）を行い、また、生産者においても農薬使用基準の遵守、栽培管理日誌の記帳、出荷制約事項の遵守の3点を徹底させることにより、安全・安心システムが確立され、多額の販売額に結びついているものだと感じました。

さらに、これらのシステムの具体的な事例として、健康な土づくり、減化学肥料栽培、黄色ナトリウム灯・性フェロモン利用による減農薬栽培、GAP（農作業工程管理）の導入、残留農薬の検査を行っており、残留農薬の自主検査については、年間500件以上行うなどの徹底ぶりで、本町においても、今後の課題であることを痛感したところでありました。

2、生産者の研修、農作業受託について。

徹底した管理栽培と並行して、生産者への支援も積極的に行われており、まず、生産者の生産技術向上を目指して、年4回ほどの生産技術に関する意見交換や荷づくりの統一化を目的とした「生産者大会」を実施しており、生産者の意欲向上にもつながっているとのことであります。

さらに、生産者の高齢化並びに後継者不足に伴う支援については、事前アンケート調査を行ったことで、労働力不足という現状が明らかになり、それに対応する形で、あわじ島農業協同組合が100%出資して、株式会社アグリア일랜드を設立し、農作業支援、担い手育成、耕作放棄地対策の3点を柱として取り組んでいるところであります。

なお、平成26年度の作業支援の実績については、合計107ha支援を行っており、本町においても農家の高齢化及び担い手不足に伴う主な施策としてとても参考になるものであります。

3、販売事業・6次産業への取り組みについて。

作物の栽培から人材育成及び労働力支援に至るまで、さまざまな取り組みを述べてまいりましたが、これらの総括として特に重要な販売事業並びに6次産業への取り組みについては、主に市場出荷を中心に販売しており、平成26年度地域・市場別販売額合計として、約111億円の売り上げがあり、当地の地域経済においても莫大な外貨をもたらしていました。

先般、TPPの問題が大筋合意されたことにより、当地においても生産者及び関係者の不安が募り、今後の市場動向は見通せない状況であるとのお話が冒頭に組合長よりありましたが、その半面で安心・安全な国内産の農畜産物への期待が高まる可能性もあります。

現在取り組んでいる具体的な事例としては、ラジオでの消費宣伝活動やアグリア일랜드を活用した集荷・販売力の強化、また近畿農政局からの6次産業に関する認定を受けることで、農畜産物に付加価値をつけて、もうかる農業へと発展させ、生産者の労働意欲の向上並びに消費者の期待に答える取り組みを行っていることであります。

4、畜産関係について。

冒頭で申し上げたとおり、たまねぎの栽培以外に盛んな分野として畜産業も上げられますが、当地における繁殖和牛の飼養頭数は251戸、頭数は2,098頭飼養されており、近年の子牛平均価格は67万5,000円とのことであります。

次に、飼養管理については、県の畜産関係機関と連携して作成した「飼養管理マニュアル」に基づいて育成初期には人工乳を中心に与えることにより、早期に第1位を発達させ、育成中期から月齢に応じて配合飼料の量を制限し、粗飼料を十分に補給させることで、肥満状態ではない健康な子牛をつくり、飼育農家の需要に合わせた飼養管理を行っていました。

また、飼養管理における知識不足、飼養成績が芳しくない生産者については、県の関係機関と連携して子牛から成牛に至るまでの育成技術、繁殖技術、環境改善などの巡回指導を定期的に行っており、生産者の経営に支障を来さぬよう、親身になって支援している様子であります。

これらの管理、指導体制が高品質で希少な「淡路ビーフ」や「神戸ビーフ」としてのブランドを

確立させ、さらにブランド名に地名が入ることによって、地域活性化に寄与できるものと感じました。

5、営農指導体制について。

これまで述べてきました農畜産物全てが高収益につながっているのは、全てJAあわじによる営農指導体制の取り組みの賜であり、特に地理的条件や豊かな資源だけに頼ることなく、農家に直接赴き、経営の安定化に向けて様々な知識を持って指導することを徹底しているからであります。

とりわけ、JAあわじにおいては、営農指導員の育成が結果的に各部署でも活躍できる即戦力になるとの見方をしており、そのための投資を積極的に行い、現在、JAあわじ管内の13支所に20名の営農指導員が在籍しており、主に営農指導員は購買の店舗に常駐し、生産者の相談等があれば、現地に出向いて指導できる体制を整えているとのことでありました。

また、指導員にはJAよりスーパーカブ（原付バイク）とタブレット端末を配布するなど、営農指導に当たっての効率化を図っており、その活動状況について、毎週「営農指導委員会」を開催し、営農指導員相互の情報共有と現場対応の意志統一を目指していました。

さらに、農家への情報提供として、農作業情報等を南あわじ市のケーブルテレビを活用して農家へ発信しておりました。

以上、項目別に報告いたしました。町執行部におかれましては、農業立町としての基盤を再構築するための優先課題として、人材育成にかかわる施策を早急に推進していただき、町行政並びに関係機関との連携を図るとともに、地方創生にかかわる事業の一環として取り組まれるよう要望し、総務文教厚生並びに、経済建設常任委員会の調査報告といたします。

平成27年12月8日、総務文教厚生常任委員長、樺山 一、経済建設常任委員会委員長、前 徹志。

○議長（琉 理人君）

これで、総務文教厚生常任委員会、経済建設常任委員会の所管事務調査報告を終結します。

次に、地方創生総合戦略検討特別委員会による調査、研究についての報告を求めます。

○地方創生総合戦略検討特別委員長（福留達也君）

おはようございます。それでは、地方創生総合戦略検討特別委員会の調査並びに研究報告をいたします。

まず、当特別委員会の概要並びに調査研究の詳細については、皆さんに配付した報告書のとおりであります。

その中で、当特別委員会としては、平成27年第4回臨時会において議決されました上乗せ交付金による離島版CCRCの推進にかかわるアンケート調査並びに人材確保や住宅施設整備などの課題が山積している状況について、これらを解決するために町民及び関係団体の協力は不可欠であると考えます。

さらに、財源確保の見通しや、アクティブシニアに対する雇用の確保、社会保障、健康づくりのための支援体制に至るまで、町執行部において、第5次総合計画で策定された既存事業とのすり合

わせを行うなど、綿密な協議を行わずして離島版C C R Cの推進はなし得ません。

また、特に注目していただきたい点として、今後高齢化が急速に進む中で、2040年の本町の人口は現人口の70%まで落ち込み、町内の集落においても、いわゆる限界集落が増えることも予想されている中で、とりわけ小規模校区においては、現時点から集落民で課題解決に向けて地域さわやかサロンなどの各種行事を催し、地域活性化に努めているところであります。

このような状況を踏まえると、新規事業もちろん重要ではありますが、各集落による伝統文化を守ることも今後のU I Oターン者受け入れのための一つの魅力として発信することが可能となり、さらに集落活性化の起爆剤となることで、町全体への波及効果も期待されます。

また、町執行部において、古きよき魅力に再度光を当てて、元気な集落をつくり出すことが本当の意味での生涯活躍の町の政策と言えます。

最後に、当特別委員会において上げられた検討事項を再度検証し、事業が円滑に推進されるよう期待いたしまして、委員長報告といたします。

平成27年12月8日、地方創生総合戦略検討特別委員長、福留達也。

○議長（琉 理人君）

以上で諸般の報告を終わります。

次に、町長から、行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○町長（大久保明君）

おはようございます。9月の定例会以降の主な町長の行事に関しましては、お手元の資料に配付してあります。その中で、特に報告すべき点を申し述べていきたいと思っております。

9月20日に大原入植50周年記念祝賀会がございまして、この中で、伊仙町における崎原地区のパイオニア精神について述べたところ、多くの方々が賛同、賛同というか驚いておりました。

ほーらい祭りが今回はシルバーウィークという形で9月20日に開催されました。

順田ひろみさんをお招きいたしまして、このフーガという歌を中心に、障害者が活躍する時代等について、歌っていただきました。

9月21日から23日まで、各集落の敬老会を参加いたしました。この数年間で大きく変化が出てきたと思っております。

特にどの集落におきましても、ほとんど子供が多く参加して、老若男女、集落おこしのために頑張っていこうという機運が出てきたと感じております。

9月29日には、先ほど議長から報告があったとおり、荻田武志さんの「みなみ号」が県共進会出場に伴う壮行会がありました。先ほど報告があったとおり、鹿児島県において、奄美群島から初めて最優秀賞に選抜されました。おめでとうございます。

9月28日に、広域連合議会がございまして、その中で、議員のほうから、火葬場へのアクセス等について質問がございまして、徳之島町長のほうから、2案を計画しているということの答弁がございました。

9月29日には、東京のほうにおいて金子代議士を中心として、闘牛文化振興議員連盟の設立総会に関係している闘牛サミット旧自治体の首長、そして関係官僚の方々で総会が行われまして、これから、闘牛文化として全国に発信していくような総会で、今後、議員の数はどんどん増えていく予定であるとの報告でございました。

10月1日には、やんばる広域圏交流推進協議会が徳之島町で開催されまして、那覇の自然環境保護所長であります西村所長から自然遺産についての講演がございました。

10月2日には、ほーらい館において、日本マルコ株式会社と鹿児島県と伊仙町による企業立地協定が行われまして、竹森商工労働水産部長、そして小板橋社長による協定が行われました。

その後、10月11日に日本マルコ株式会社が大きく関与しておりますMR Jの初飛行が成功いたしました。いろんな記事を拝聴いたしますと、今度MR Jのいろんなエンジンから、コックピットから、いろんな座席から、7割以上が外国からの調達している中で、この電気の回路部門のメインを日本マルコがやるということは、今大変高く評価されているというふうな状況でございます。

10月8日に4Hクラブの定例会に参加いたしまして、先ほど前委員長から報告があったとおり、伊仙町において、農業指導員が非常に少ないということと、研修センター施設がないということなどが、今活力が低下している主な要因だと思います。

今回、新しく1,000億の国が加速化交付金を設立いたしますと、これも100%の補助事業でございますので、伊仙町がこれから年内にいろいろ協議をいたしまして、これは繰り越し事業にありますので、この前の上乗せ交付金と同様にその地域の特徴のある県への事業、そして計画を出したほうに、これはばらまきではなくて、地域間競争の中での政策の競争となる交付金になりますので、農業部門を中心に今計画を作成しているところでございます。

10月11日は、56回伊仙町町民体育祭が開催されまして、面縄校区が連覇という形で終了いたしました。今各集落で、いろんな意味で競争意識が出てきておると感じております。

10月13日には、奄美地域保健医療構想懇話会がございまして、これは県主催の懇話会でございます。この中で、徳之島3町の、地域包括支援センターの取り組みが県内でも高く評価されているというふうなお褒めの言葉をいただきました。

10月14日には、地方自治振興促進懇談会、これは年1回の知事と首長と県の幹部との意見交換会でございます。この中で、伊仙町長が子どもの医療費無料化ということを知事のほうに要請いたしました。その後、全国知事会、全国市長会、全国町村会で、国の厚生労働省のほうにこのことを強く要請活動いたしております。

10月17日には県の岩切企画部長が島内視察にまいりました。伊仙町のほうでほーらい館等を視察して帰られました。

10月20日に、徳之島3課長の営農技術経営研修会がございまして、主な報告、研修の報告で、徳之島町のほうからTMRの今後と課題、それから、天城町のほうからは、飼料用トウモロコシの可能性など、また、徳之島茶についての研修報告がございました。

10月21日に、中島正人振興官が島内視察を行っております。

10月26日には、鹿児島県の町村会の総会が喜界町で行われまして、この中で、地方創生に対して伊仙町の取り組みを報告する機会がございました。

10月27日に奄美市において、世界自然遺産登録懇話会がございまして、いよいよ世界自然遺産も土地の交渉の問題と、ユネスコとの申請の状況等、佳境に入っております。

平成30年度には、これ以上おくれることのないように、全力で取り組んでいかなければなりません。

10月29日には、先ほど福留委員長から報告があったとおりの地方創生の特別委員会の中で、地方版CCRCと総合戦略の関係がよくわからないということもありましたので、CCRCは総合戦略の一部であるということを改めて説明をいたしました。

10月31日には、国民文化祭が、県下50数団体で開催されまして、伊仙町においては、闘牛文化をフォーラムという形で開催し、中量級のチャンピオン大会を行いました。

11月2日には、急遽、青天のへきれきのような形で、ミカンコミバエが奄美大島、そして徳之島、伊仙町のほうで発生したということで、町経済課を中心に全職員でテキスト版の作成と、また廃止等を行ったところでございます。

11月4日の全体朝礼において、徳之島町緒田のほうで、海夢居というマリンサービスを行っている鈴木さんによる観光に対する講演がございました。

この中で、徳之島の観光は、付加価値の高い観光を目指していくべきだというふうな講演がございました。

11月8日は先ほど議長から報告があったとおりでございます。雨の中、郷友会の方々がエネルギーを結束させて、そして伊仙町出身者が会長であり、今回伊仙町だということで、6年ぶりの優勝でございました。

議員の方々のバックアップが功を奏したと思っております。

11月10日は、内閣府の塩田康一参事官がほーらい館において地方創生の講演会がございまして、3町から200名以上が参加して、有意義な講演会がございました。

また、あしたはCCRCの生みの親である松田智生さんが講演いたしますので、また多くの方々が参加していただきたいと思っております。

11月12日に、農業農村整備事業の要請活動がございまして、民主党政権で3分の1ほどになった農業農村整備事業の積み上げがまだまだ少ないという状況の中で、自治体の負担と、そして農家の方々とのいろんな合意形成などを、もっと努力をしていかなければならない状況でございます。

11月14日に、西犬田布のほうの明石シズエさん宅で、伝統文化である振茶が復活して、多くの方々の会員が増えてきたという状況でございます。

11月18、19日は、全国離島振興協議会の要請活動、全国町村長大会、奄振の要請活動がございました。奄振の要請活動の中で、特に今回は、ミカンコミバエの早期終息について、森山大臣に、生

産者の代表、県会議員の先生方含めて、要請したときの森山大臣の全力で取り組んでいくと。

120日以内の終息を目指すという力強い言葉をいただきました。

また、丸川環境大臣にも、世界自然遺産の国の環境省の強いバックアップをお願いしたところがございます。

11月22日には、鹿児島大学による大学改革シンポジウムで、徳之島で安心して子どもを育てるといふシンポジウムがございまして、この中で、課題になった一つが、母親の貧困や、またたばこ、喫煙などがあるということでの低体重児などのことも指摘をされております。

11月25日からは、各種団体との地方創生に関する意見交換会を今継続中ではございまして、今、7団体との意見交換会が終わりましたので、今後12月中旬までに、あと8つぐらいの団体との意見交換をしております。

かなり積極的な私たちが直接話をして、行政では出ないような意見も出ている状況でございます。

11月29日には、これも先ほど議長から報告があったとおり、鹿浦小学校の創立90周年の記念行事、式典が盛大に行われまして、100周年に向かって頑張っていこうという形に盛大に開催されました。

翌日、関西阿三会の会長より、伊仙町のほうに100万円の寄附をいただきました。

11月30日には、地元出身者であります茨城県の古賀市議会議員6期目である四本博文様より、地方創生を中心とした講演がございました。

11月1日、2日、大島郡町村会、または議長会合同の広域議会の各種協議会が開催されまして、初めて、奄美大島以外での開催でございました。

お互いの相互理解の醸成と連携を図るという意味において、大変いい形での議会ではございました。

今後、年1回は、奄美大島本島以外でも開催するというところで、決定をいたしました。

12月3日に奄美群島成長戦略会議が開催されまして、次期奄振の中で、地方創生、世界自然遺産について、かなり細かく盛り込んでいくような状況になると思います。

12月6日には、先ほど報告があったとおり、池谷幸雄氏による体操教室がございまして、また、懇談会にも参加していただきまして、池谷幸雄選手の高い指導能力と、そして発信力を、今後町と連携をとっていくことが重要ではないかというふうに思いました。

東目手久のふれあい祭りが3回目を迎えて、なくさみ館でいろんなバザー等が行われました。

また、今伊仙町の各集落がいろんな形でイベントを開催していくという形で、まさに地方創生を伊仙町からつくり上げていこうという各集落の方々、町民の強いエネルギーを感じているところがございます。

以上でございます。

○議長（琉 理人君）

以上で、諸報告を終わります。

△ 日程第4 請願第2号 「し尿浄化槽清掃業の新規許可を求める請願書」

△ 日程第5 陳情第10号 「NPO法人いせん1・1（伊仙町シルバー人材センター）
の事務所移転に伴う町管理施設使用許可に関する陳情書」

○議長（琉 理人君）

日程第4 請願第2号、し尿浄化槽清掃業の新規許可を求める請願書について、日程第5 陳情第10号、NPO法人いせん1・1（伊仙町シルバー人材センター）の事務所移転に伴う町管理施設使用許可に関する陳情書の2件を一括して議題とします。

請願第2号、陳情第10号の閉会中の継続審査の結果について、総務文教厚生常任委員長より、一括して報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（樺山 一君）

おはようございます。総務文教厚生常任委員会の委員長報告を行います。

去る11月27日、議会委員会室において委員6名、事務局2名、説明員として町長、総務課長、環境課長出席のもと、請願第2号、し尿浄化槽清掃業の新規許可を求める請願書の審査を行いました。

同請願は、町内の浄化槽管理にかかわる諸問題について、既存業者とともに切磋琢磨して環境保全に努めることを前提とした上で、新たな業者の参入に伴う浄化槽清掃業に関して許可をいただきたいとの趣旨でありました。

特に、同請願を提出する理由として上げられたのは、今町の浄化槽管理状況が鹿児島県内で最も改善を要する状況であることや、請願書の趣旨に賛同すべく、800名の住民の署名が添付されており、さらに浄化槽管理に関する住民負担の軽減や本町の環境浄化並びに世界自然遺産登録に向けての諸問題に早期に取り組んでいただきたい等の要望が上げられたことから、紹介議員4名の署名も添えて提出されておりました。

この件について、当委員会は、平成27年第3回定例会会期中に委員会を開会して、説明員として出席された町長、総務課長、環境課長より、審査当時の管理状況と新規許可を取り消した理由等について、説明を求めて慎重に審査いたしました。同業務に関して他自治体の取り組み並びに関係法令等について、さらに時間を要して審査する必要があるという結論から、継続審査とするものと決定いたしました。

その後、11月27日に再度委員会を招集し、説明員出席のもと、請願第2号について審査をいたしました。前回の審査時に論点となりました、一般廃棄物処理計画書の策定並びに浄化槽管理に伴う管理不良を解決する方策など、同業務を行うための一定要件がほぼ満たされる可能性が高まったことから、前向きに検討する必要があると意見が各委員より挙げられました。

一方で、新規参入に伴う最高裁の判例を最大限に尊重し、なおかつ既存業者のこれまでの浄化槽管理の実績並びに貢献度も考慮すべきであるとの意見もありました。

さらに、町執行部の委託業者への管理指導業務について、浄化槽、管理不良を確認しつつも、適切な管理指導が行われていなかったことで、住民生活に大きく支障を来してきたということを重く受けとめる必要があると指摘し、町執行部としても真摯に対応されるべきであるとの意見も上げら

れました。

これらの意見を総括すると、町当局において、改めて既存業者、並びに新規業者を含めた協議の場を設け、あくまでも市場原理の観点からだけでなく、今後見据えられている世界自然遺産登録や、本町の環境浄化並びに安心・安全な住民生活を確保する観点から、建設的な協議が行われることがのぞましいとの結論に至り、採決の結果、請願第2号、「し尿浄化槽清掃業の新規許可を求める請願書」は賛成多数で採択すべきものと決定しました。

なお、同請願書においては、本議会において採択すべきものと決定した折には、伊仙町議会会議規則第94条第3項の規定により、町長へ審査の結果を送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することを付託いたします。

平成27年12月8日、総務文教厚生常任委員会委員長、樺山 一。

続けて、「NPO法人いせん1・1（伊仙町シルバー人材センター）の事務所移転に伴う町管理施設使用許可に関する陳情書」の委員長報告を行います。

去る11月27日、議会委員会室において、委員6名、事務局2名、説明員として町長、総務課長出席のもと、陳情第10号「NPO法人いせん1・1（伊仙町シルバー人材センター）の事務所移転に伴う町管理施設使用許可に関する陳情書」の審査を行いました。

同陳情は、主にシルバー人材センターとして業務を行っている「NPO法人伊仙1・1」の事務所移転に伴って、町で管理されている施設を使用させていただきたいとの趣旨でありました。

陳情の審査にあたっては、平成27年第3回定例会会期中に、総務課長、保健福祉課長より、町からの助成金支給に関わる主な概要や実績等を聴取し、さらに町当局において管理されている施設で利用可能な施設について、説明を求めましたが、審査時点で申請団体の願意である「事務所維持費の軽減」という条件に合致した施設が皆無であることから、当委員会においては、改めて町執行部と申請団体において協議し、願意に適した利用可能な施設を模索されるよう要望し、審査の結果「継続審査」と決定いたしました。

その後、11月27日に再度委員会を開会し、前回の審査で挙げられた検討事項について、総務課長より経過と結果の報告を求めましたが、現時点で願意に適した施設はないとの報告を受け、当委員会としては、採択に至るための基準である「実現の可能性」という観点から、緊急性を要するものではなく、さらに申請団体の経営状況を勘案した場合、願意に適した施設は皆無であることから、審査の結果、不採択すべきものと決定しました。

なお、今後、町執行部においては、引き続き申請団体からの申請が挙げられた場合は、前向きに検討されるよう申し添えます。

平成27年12月8日、総務文教厚生常任委員会委員長、樺山 一。

○議長（琉 理人君）

これから請願第2号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第2号、し尿浄化槽清掃業の新規許可を求める請願書を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第2号の委員長報告は採択です。請願第2号、し尿浄化槽清掃業の新規許可を求める請願書を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、請願第2号、し尿浄化槽清掃業の新規許可を求める請願書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これから陳情第10号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（美山 保君）

NPO1・1については、施設がどうしても管理実施しようがないと。結局は家賃とか、そういうのがかなりかかって、どうしても運営していけないということもあって、今現在、町のほうでは歴史民俗資料館、そして、泉芳朗館、それから東面縄の保育園やっているその施設、喜念小学校の裏の幼稚園跡、いろいろ施設がございます。

そういうところを活用させてもらえば、NPOの施設についても、管理ができるのではないかなと、そういう思いをしております。

ぜひ、そういうことで、町の施設を貸していただいて、そしてNPOの運営をスムーズにできるようにしていただきたいと思います。

終わります。

○10番（樺山 一君）

美山議員の質問にお答えいたします。委員会で審議した結果、町執行部とも綿密に打ち合わせした結果、現在では、NPO法人の経費節減のために使える施設はないということです。

泉芳朗館の件も検討しましたが、そこも今使用している方がいらっしゃるということで、その結論がまだ出ないということで、これから前向きに検討してNPO法人からそういう申し出があれば、快く引き受けて、町の施設を探していただけるということも申し添えてありますので、これから町の対応を見守りながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○5番（美山 保君）

町側のほうに、ぜひ、NPOを保存するために、町の施設を活用させていただきたいと、そのように申し添えておきます。

以上です。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第10号、NPO法人いせん1・1（伊仙町シルバー人材センター）の事務所移転に伴う町管理施設使用許可に関する陳情書を採決します。

この採決は起立によって行います。

陳情第10号の委員長報告は不採択です。陳情第10号、NPO法人いせん1・1（伊仙町シルバー人材センター）の事務所移転に伴う町管理施設使用許可に関する陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立少数です。したがって、陳情第10号、NPO法人いせん1・1（伊仙町シルバー人材センター）の事務所移転に伴う町管理施設使用許可に関する陳情書は、不採択することに決定しました。

△ 日程第6 陳情第11号 要望書（町道第2西下線＜徳之島3町広域ゴミ処理施設前＞の道路拡幅工事の計画及び早期の着工について）

△ 日程第7 陳情第12号 陳情書（一般廃棄物＜し尿・浄化槽汚泥＞の収集及び運搬業に関わる奄美環境開発株式会社の許可申請等に関する陳情書）

○議長（琉 理人君）

日程第6 陳情第11号、要望書（町道第2西下線＜徳之島3町広域ゴミ処理施設前＞の道路拡幅工事の計画及び早期の着工について）、日程第7 陳情第12号、陳情書（一般廃棄物＜し尿・浄化槽汚泥＞の収集及び運搬業に関わる奄美環境開発株式会社の許可申請等に関する陳情書）の2件を一括して議題とします。

平成27年第3回定例会閉会后、これまで受理した陳情書は2件です。したがって、お手元にお配

りした陳情書一覧のとおり、陳情第11号、要望書（町道第2西下線＜徳之島3町広域ゴミ処理施設前＞の道路拡幅工事の計画及び早期の着工について）、陳情第12号、陳情書（一般廃棄物くし尿・浄化槽汚泥＞の収集及び運搬業に関わる奄美環境開発株式会社の許可申請等に関する陳情書）の2件については、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

△ 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて

△ 日程第9 諮問第2号 人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて

○議長（琉 理人君）

日程第8 諮問第1号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて、日程第9 諮問第2号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについての2件を一括して議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

平成27年第4回伊仙町議会定例会に提案いたしました諮問第1号及び諮問第2号は、人権擁護委員の任期満了に伴い、人権擁護委員法第6条第3項の規定により提案し、意見を求めるものであります。よろしくお願いします。

○議長（琉 理人君）

これで説明を終わります。

ただいまから町長の諮問に対する答申の意見調整を議会委員会室で行いますので、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時11分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

諮問第1号、諮問第2号は、お手元にお配りした意見のとおり答申したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて、諮問第2号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りした意見のとおり答申することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前 11 時 12 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第10 議案第61号 鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合同規約の一部変更

○議長（琉 理人君）

日程第10 議案第61号、鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合同規約の一部変更を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第61号は、鹿児島県市町村総合事務組合が共同処理する事務の一部にかかわる組合市町村の変更に伴い、同組合同規約の一部を変更することについて、協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

議案第61号、鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合同規約の一部変更について補足説明をいたします。

鹿児島県市町村総合事務組合へ、新たに垂水市と伊佐北始良火葬場管理組合が加入することによる規約の変更でございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第61号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第61号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第61号、鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合理約の一部変更を採決します。

お諮りします。

本件を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第61号、鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合理約の一部変更は、可決されました。

△ 日程第11 議案第62号 事務の委託に関する天城町との協議

○議長（琉 理人君）

日程第11 議案第62号、事務の委託に関する天城町との協議について議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第62号は、平成28年度から徳之島用水基幹施設の事務が天城町へ移管するため、議会の議決を求めるものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○耕地課長（穂 浩一君）

議案第62号について補足説明をいたします。

本事業でございますが、平成28年度で完了します徳之島用水事業完了に伴い、平成29年度から管理が始まります徳之島用水土地改良区への維持管理費の補助金の申請でございます。

28年度中、国のほうへ事業申請を行うに当たりまして、その事業申請事務をダムの所在地であります天城町に事務を委託する議案でございます。

ご審議の上、よろしくお願いをいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第62号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

議案第62号について質疑をいたします。

全員協議会の中で、課長のほうから説明がありましたけれども、委託金として予定しているのが7,700万、このうち、国・県が30%ずつ、残りの40%を3町が負担するというところで、3,500万を3町が負担するということになると思いますけれども、この計画について、来年度、28年度計画をして、29年度から実施をするということになりますけれども、この厳しい町財政の中で、こういう予算を

また金額について委託を委託金として出費をしなければならないわけですが、そういう財政計画等、きちんと今後やっていく計画はあるのか、今やっているのかどうかお尋ねをいたします。

○耕地課長（穂 浩一君）

美島議員のご質問にお答えします。

全員協議会でお示した金額については、あくまでも試算でございます。

詳しくは、その28年度末ぐらいにもうちょっと詳しい維持管理費が出ると思いますが、この町の負担につきましては、12月で新年度予算の審査が始まりますので、それから執行部のほうと詳しい協議をしていきたいと考えております。

○14番（美島盛秀君）

この40%の地元負担金というのは、受益者の電気代として集められた5,000円と7,000円に分けられると思いますけども、畑かんの水を利用する、この関係に関して、受益者から集金をしたお金で今後充てるのか、あるいは町が全額それを補っていくのか、そこらあたりの区別、利用目的、委託目的の説明をお願いいたします。

○耕地課長（穂 浩一君）

美島議員のご質問にお答えをします。

維持管理費につきましては、29年度から用水改良区の運営が始まりますので、29年の年度末、30年の3月なり、そのころから維持管理費の徴収が可能かと思っております。

当初は、受益面積、戸数等も少ないものですから、維持管理費については、これをカバーできるほどの維持管理費が見込めない状況であります。

この29年度からかかる維持管理費について、少しでも町の負担を軽減するという事で、ダムや、基幹水利の部分については、国のこの基幹水利事業を使えば、補助が6割でもいただけますので、それをいただきながら、足りない部分については3町で、あとは全体の用水事業が完了して、全体の維持管理が徴収できるまで、少しずつ町の負担が減ってはいくと考えておりますが、それまでは町の負担が必要かと考えております。

○14番（美島盛秀君）

そうしますと、30年度までは町が足りない分は負担をしていくということになるわけなんですけれども、29年度から実際に受益者が、使ってみないと不足分がわからないと。

そうしますと、今、何地区かで、私の阿権のほうもなんですけども、畑かんの推進をしております。ところがまだ45%と。その中でも、また今後検討したいという考えの人が出てきておりますので、40%前後だと私は今思っております。

そうすると、その委託金も半分も集金できないということになりますと、今後、相当な町の負担が重くのしかかってくると思いますが、そこらあたり、今後どう対応、対策していくのか、町長、お尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

農家の方々の受益と負担に関しましては、過去の土地改良事業におきましても、また徳之島の全体の土地改良事業、伊仙町の土地改良事業においても、農家の方々、非常に経済的に苦しい中で、町が負担するだろうというふうな考え方があれば、これは間違っているわけですから、その辺のところは、今後ともしっかりと協議をして、水が来るわけですから、その水をいかにして最大限に生かしていくかという農家の方々の覚悟も必要だと思っております。

どうしても払うことができないと、もう農業ができないという方々に関しましては、いろいろ安全策、セーフティーネットということは必要であると思っておりますので、その辺を、お互いにやっぱり痛みを共有するというような形で持っていけないと、この負担というのは、この事業というのはなかなかうまくいかないと思っておりますので、国・県、地元で750億かけたこの徳之島ダムであるわけですから、これだけのお金をかけたダムの効果をいかにして生かしていくかということは、計画の始まりから終了、そしてその後のことまで考慮に入れた運営計画というものを、今後徳之島ダムの水管理組合の中においては、うまくいかなかった点は検証しながらやっていこうというふうに今決めている状況でございますので、その辺のことも考えて、いかにして水が来たら付加価値の高い、利益の出る農業をしていくかと、例えばこの前沖永良部に行きましたら、相当数のハウスがあるわけです。

やはりそのとき思ったのは、沖永良部の方々の意見ですけれども、我々は、沖永良部は徳之島より50年先行っていると、まだまだ徳之島は遅れているよと、それは、ハウスがなぜ徳之島の人たちは申請しないかっていうそこまでのハードルが高いからしないとか、いろんな状況の中で、もちろん町の研修センターがないとか、いろんな人材育成に対する施策は遅れているわけでありますので、その辺を、断固たる意思を持って人材を育成していくなど、また農家の方々も、今までと同じような考えでは通用しないという強い気持ちで取り組んでいかなければ、過去のうまくいかなかった点と同じような形になるわけでありますので、そういうことも全て含めて、このことは、もちろん行政も初期投資として、いろんな方々に対する補填というものは、今回の単年度でありますけれども、先ほどの新しい1,000億の交付金を活用していこうと、今いろいろ戦略を練っているところでございますので、人材育成ということには、お金は投資できますので、そういったことを周辺の整備を進めながら、農家の方々とともに、前向きに検討をしていかなければいけないと思っております。

○耕地課長（穂 浩一君）

美島議員のご質問に対して、補足の説明をしたいと思います。

議員のおっしゃるとおり、平成33年度、今めどとしておりますが、全島で約3,300haの受益面積ございます。

それに向けて、3町とも今、末端の畑かん事業の同意取得をいただきながら施工しているところであります。

この3,300町歩全体が需要できて、皆さんから維持管理費をいただければ運営できないというようなところでございます。

あくまでも土地改良区は自主で運営するものですから、維持管理費が当初計画どおりの維持管理費が徴収できるようにならないといけないわけですが、それが今のところ早くて平成33年と予定しておりますので、それまでの間は、維持管理費の一部は、3町でも負担していかないと用水の改良区が立ちゆかないところであります。

美島議員のおっしゃるとおり、今木之香・阿権地区を同意取得進めているわけではありますが、同意取得がなかなか上がらないという状況もございますが、3町で同じように推進をお願いや、いろんな区長さんや議員の皆さまの力を借りながら、鋭意同意取得を進めているところであります。

また年明け、来年の3月頃からは一応試験的に通水ができるところもいくつか出てきますので、そこに、モデル的な畑かんの展示場をつくりながら、見てもらいながらの推進等も考えて、この徳之島用水事業の早期の完成と、1日も早い用水土地改良区の自主的な運営を目指して、国・県、3町と月1回協議を重ねているところであります。

○14番（美島盛秀君）

執行部の答弁はいつも、いいほうに、前向きに検討はしていますが、なかなかそれが農家には浸透しない、私はこの大久保町政、2年間ずっとこの農業問題は取り上げてきました。

やっと町長も、9月議会だったですか、自分の農業政策に対する未熟さがあったということをお認めされたけれども、やはり長い年月の中で、一つ一つそういうのを解決してこなかったことが今の農家の所得が上がらないという原因をつくり出していると私は思っております。

たまたま今回の地方創生で、いろんな1,115億円の予算が計上されて、その中で、どこまで伊仙町が総合戦略の中で、農業分野で予算が獲得できるか、大きな期待をしているところでありますけれども、ぜひこの交付金を使って、町長が言っていることが実現できるように、来年度から、28年度からこの事業等々が実行できるように、戦略会議でしっかりと議論をしていただきたいと思っております。終わります。

○議長（琉理人君）

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第62号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号、事務の委託に関する天城町との協議を採決します。

お諮りします。

本件を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号、事務の委託に関する天城町との協議は、可決されました。

△ 日程第12 議案第63号 伊仙町税条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第12 議案第63号、伊仙町税条例の一部を改正する条例について議題とします。
提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第63号は、伊仙町税条例の一部を改正する条例の制定であります。
ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○税務課長（當 吉郎君）

議案第63号、伊仙町税条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。
今回の改正は、先に法改正が決定している個人番号及び法人番号制度の導入に伴い、関連する伊仙町税条例の一部を改正し、平成28年1月1日より施行することと、徴収猶予規定の整備とたばこ税の見直しに関する法改正があったため、関連する伊仙町税条例の一部を改正し、平成28年4月1日より施行することが主な内容となっております。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これで、議案第63号、伊仙町税条例の一部を改正する条例の審議を中止します。

△ 日程第13 議案第64号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

△ 日程第14 議案第65号 伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第13 議案第64号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、日程第14 議案第65号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例の2件を一括して議題とします。
提出者より一括して提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第64号及び議案第65号は、マイナンバー法施行に伴う伊仙町国民健康保険税条例、介護保険条例の一部を改正する条例の制定であります。
ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○税務課長（當 吉郎君）

議案第64号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

こちら先ほどの税条例同様に、個人番号制度の導入に伴い、減免に関する伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正し、平成28年1月1日より施行することとなります。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

議案第65号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例についても、税務課長からの説明があったとおり、これは、個人番号制度導入に伴う条例改正であります。

平成27年9月29日制定された国の法律の個人番号に伴うものであります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（琉 理人君）

これで、議案第64号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第65号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例の2件について、審議を中止します。

△ 日程第15 議案第66号 伊仙町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第15 議案第66号、伊仙町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第66号は、伊仙町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定であります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○教委総務課長（仲島正敏君）

議案第66号について補足説明をいたします。

本年、平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が本格スタートいたしました。

現在、全世帯一律1カ月2,000円を徴収している保育料を、来年度平成28年度の入園申し込みより各世帯の所得に応じて階層区分を設けたく、これに伴う条例改正でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これで、議案第66号、伊仙町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の審議を中止します。

- △ 日程第16 議案第67号 平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）
- △ 日程第17 議案第68号 平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- △ 日程第18 議案第69号 平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- △ 日程第19 議案第70号 平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）
- △ 日程第20 議案第71号 平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- △ 日程第21 議案第72号 平成27年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（琉 理人君）

日程第16 議案第67号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）、日程第17 議案第68号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第18 議案第69号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第19 議案第70号、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）、日程第20 議案第71号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）、日程第21 議案第72号、平成27年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）の6件について、一括して議題とします。

提出者より一括して提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第67号から議案第71号までの提案理由の説明をいたします。

議案第67号は、平成27年度伊仙町一般会計、第68号は、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計、69号は、平成27年度伊仙町介護保険特別会計、70号は、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計、第71号は、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により、提案しております。

第72号は、平成27年度上水道事業会計の既定の予算に変更が生じたので、地方公営企業法第24条の規定により提案してあります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

議案第67号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）について補足説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額59億8,234万2,000円に、歳入歳出それぞれ6,672万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を60億4,906万6,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入からご説明をいたします。

6款地方消費税交付金、補正前の額6,720万9,000円に715万3,000円を増額補正し、7,436万2,000円とするものでございます。

9 款地方交付税、補正前の額29億7,665万1,000円に3,102万9,000円を増額補正し、30億768万円とするものでございます。

13款国庫支出金、補正前の額6億6,960万6,000円に2,448万6,000円を増額補正し、6億9,409万2,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、国民健康保険基金安定負担金並びに障害者自立支援給付費負担金等の増額によるものでございます。

14款県支出金、補正前の額5億4,975万6,000円に119万1,000円を増額補正し、5億5,094万7,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、国民健康保険基金安定負担金並びに障害者自立支援給付費負担金等の増額によるものでございます。

16款寄附金、補正前の1,315万2,000円に200万5,000円を増額補正し、1,515万7,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、きばらでえ伊仙応援基金の増額によるものでございます。

17款繰入金、補正前の額1億3,659万3,000円に123万5,000円を増額補正し、1億3,782万8,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、伊仙町肉用牛特別導入事業基金繰入金の増額によるものでございます。

19款諸収入、補正前の額7,874万円に37万5,000円を減額補正し、7,836万5,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、農地中間管理事業費の減額によるものでございます。

歳入合計、補正前の額59億8,234万2,000円に6,672万4,000円を増額補正し、60億4,906万6,000円とするものでございます。

5 ページをお開きください。歳出についてご説明をいたします。

1 款議会費、補正前の額9,476万2,000円に10万円を増額補正し、9,486万2,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、議長交際費の増額によるものでございます。

2 款総務費、補正前の額12億5,655万4,000円に843万3,000円を増額補正し、12億6,498万7,000円とするものです。主な理由といたしましては、きばらでえ伊仙応援基金積立金並びに地方公共交通特別対策事業補助金等の増額によるものでございます。

3 款民生費、補正前の額13億5,293万1,000円に4,269万9,000円を増額補正し、13億9,563万円とするものでございます。主な理由といたしましては、国民健康保険基金安定拠出金並びに障害者自立支援給付事業等の増額によるものでございます。

4 款衛生費、補正前の額5億8,218万円に149万6,000円を増額補正し、5億8,367万6,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、徳之島食肉センター特別会計負担金等の増額によるものでございます。

5 款農林水産費、補正前の額6億992万9,000円に279万円を増額補正し、6億1,271万9,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、サトウキビ単収向上対策事業補助金等の増額によるものでございます。

6 款商工費、補正前の額6,063万9,000円に36万円を増額補正し、6,099万9,000円とするものでござ

ございます。主な理由といたしましては、観光費の増額によるものでございます。

7款土木費、補正前の額3億5,906万6,000円に91万8,000円を増額補正し、3億5,998万4,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、パソコン等備品購入費の増額によるものでございます。

8款消防費、補正前の額1億9,061万3,000円に22万2,000円を増額補正し、1億9,083万5,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、非常勤女性消防団の研修の旅費の増額によるものでございます。

9款教育費、補正前の額3億8,152万円に46万6,000円を増額補正し、3億8,198万6,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、学校管理費並びにパン食工賃金等の増額によるものでございます。

10款災害復旧費、補正前の額2億109万8,000円に924万円を増額補正し、2億1,033万8,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、公共土木施設災害査定費の増額によるものでございます。

歳出合計、補正前の額59億8,234万2,000円に6,672万4,000円を増額補正し、60億4,906万6,000円とするものでございます。

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

それでは、議案第68号について補足説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額13億5,581万9,000円に歳入歳出それぞれ3,235万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額13億8,817万7,000円とするものでございます。

5ページの歳入についてお願いいたします。5ページであります。主なものについてご説明いたします。

歳入について、4款国庫支出金、2項の国民健康保険助成費、1目の財政調整交付金ということで、特別調整交付金が既定の予算に1,513万6,000円を増額補正し、2億3,771万6,000円とするものでございます。

6款の療養給付費交付金、1項1目、これは過年度分についての療養給付費の交付金ということで、既定の予算に712万4,000円を増額補正し、4,876万7,000円とするものでございます。

10款の繰入金、1項他会計繰入金、1目の一般会計からの繰入金ということで、既定の予算に721万を増額補正し、1億8,473万3,000円とするものでございます。

次ページの歳出のほうをお開きください。主なものについて説明いたします。

2款の保険給付費、1項の療養諸費でございます。退職被保険者等療養給付費、一般被保険者療養費、退職被保険者療養費の増額によるものでございまして、既定の予算に712万4,000円を増額補正し、6億1,812万4,000円とするものでございます。

2款保険給付費、2項の高額療養費、2目の退職者被保険者高額療養費ということで、既定の予

算に250万円を増額補正し、1億890万とするものでございます。退職される方々の保険の療養費が年々高額となってきている現状で、上げ下げ基調でございます。

7款の共同事業拠出金、1項4目保険財政共同安定化事業ということで、既定の予算に2,235万5,000円を増額補正し、3億8,859万2,000円とするものでございます。

8款の保健事業費、1項2目の国保保健事業でございますけれども、保健センターにおける事業でございます。7節の賃金、看護師賃金が現指定栄養士賃金と歯科衛生士の賃金に回しております。実績に伴う見込みでございまして、増額をしております。

あと13の委託料でございますけれども、分析委託料ということで、今年から事業名称が変わったということで、ソーシャルマーケティングの活動の委託でありましたけれども、これを減じて、事務事業の中身について事業名が変わったということで、それぞれ下のほうに書いてあります保健指導支援委託料、これは熊本健康支援研究所への委託料となっております。

運動支援委託料については、ほーらい館のほうへの委託ということでございます。

効果的保健指導委託料については、東京のパブリックリサーチ、従来国保のデータを分析されているところでございますけれども、効果的保健指導の委託料として組んでございます。

若年者の健診委託料として25万8,000円増加してございますけれども、これは、厚生連への委託ということで、若年者への健診の幅を広げて若年者対策すれば、医療費が今後下がってくるという見込みの中で、若年者の健康診断を勧めているということでございます。

続きまして、議案第69号について補足説明いたします。伊仙町介護保険特別会計補正予算(第3号)でございます。

既定の歳入歳出予算の総額9億8,042万5,000円に歳入歳出それぞれ40万円を増額し、歳入歳出予算の総額9億8,082万5,000円とするものでございます。40万については、配食についての増額補正ということでございます。

5ページのほうをお開きください。歳入です。

6款諸収入、2項の雑入、1目の利用料ということで、配食サービスについての利用料が歳入として入ってくるわけです。現在大体月1,200食ぐらいの配食がありまして、1日40人ほど利用しているということで、これも増えてきております。

次のページ、歳出でございますけれども、2款の保険給付費の中で、1項の介護サービス等諸費と2項介護予防サービス等諸費については、予算の組みかえによるものでございます。

3款の地域支援事業費の中で、同じく1項の介護予防費、生活サービス事業費と2項の一般介護予防事業費、これも組みかえで対応しているものでございます。

次のページの3款地域支援事業費、3項包括的支援事業、任意事業費の中の4目任意事業と6目生活支援体制整備事業費、この6目を減じて、上の任意事業に増額補正をするということで、これも13節の委託料の食の自立支援事業委託料についての増額補正とするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○ほーらい館長（仲 武美君）

それでは、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）の説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額1億679万5,000円に歳入歳出それぞれ662万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億1,341万8,000円とするものです。

1 ページをお願いいたします。

3 款繰越金、補正前の額206万5,000円に412万3,000円を増額し、618万8,000円とするものです。

4 款諸収入、補正前の額120万円に250万円を増額し、370万円とするものです。

歳入合計、補正前の額1億679万5,000円に662万3,000円を増額し、1億1,341万8,000円とするものです。

6 ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の節7 賃金については、9 月より1 保育園にお願いいたしまして、年長組の園児21名、週1 回の割合でプール教室等を行っております。

また、今後、他の保育園にもお願いをいたしまして、プール教室等を行いたいと計画いたしております。

これについては、スタッフの増員等によるものです。

節11の消耗品費については、主に清掃用具等であります。

光熱費については主に電気代、修繕費についてはサッシや電気、またはバスの修繕等によるものです。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○水道課長（喜 昭也君）

議案第71号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について補足説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額5億5,539万6,000円に、歳入歳出それぞれ1億2,340万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億3,199万3,000円とするものでございます。

6 ページをお開きください。歳入から説明いたします。

2 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目国庫補助金、補正前の額1億9,600万に5,775万円の減額補正をし、1億3,825万円とするものでございます。これは、西部地区、東部地区の老朽管更新事業の国庫補助金の減額によるものでございます。

続きまして、3 款繰入金、1 項繰入金、1 目繰入金、補正前の額7,340万1,000円に758万7,000円を減額補正し、6,581万4,000円とするものでございます。これは、一般会計からの繰入金の減額でございます。

次に、4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正前の額325万4,000円に813万4,000円を増額補正し、1,138万8,000円とするものでございます。これは、一般会計からの繰越金の減額の分の補填

するものでございます。

次に、6 款町債、1 項町債、1 目現地対策事業費、補正前の額9,800万に2,900万円を減額補正し、6,900万とし、また2 目公営企業費、補正前の額1 億3,790万に3,720万の減額補正をし、1 億70万円とするものでございます。

これに関しましても、国庫補助金の減額によるものでございます。

続きまして歳出でございます。7 ページです。

1 款水道事業費、1 項一般管理費、2 目一般管理費、補正前の額4,192万4,000円に48万円を増額補正し、4,240万4,000円とするものでございます。これは、主の人件費、旅費の増額でございます。

次に、1 款水道事業費、2 項原水浄水費、1 目原水浄水費、補正前の額3,501万円に11万7,000円を増額補正し、3,512万7,000円とするものでございます。これは、新設する主な浄水場の原水の水質検査費でございます。

次に、1 款水道事業費、2 項配水給水費、2 目西部地区基幹改良事業費、補正前の額2,000万円に1,144万円を減額補正し、856万円とするものでございます。これも、国庫補助金の減額による工事請負費などの減額でございます。

次に、3 目東部地区基幹改良事業費、補正前の額4 億1,220万円に1 億1,256万円を減額補正し、2 億9,964万円とするものでございます。これについても、国庫補助金の減額による工事請負費の減額でございます。

以上で、簡易水道特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第72号、平成27年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）について補足説明いたします。

1 ページをお開きください。

まず、資本的収入及び支出の補正の収入のほうから説明させていただきます。

合計額のみ説明させていただきます。

第1 款、資本的収入、既決予算額3,120万円に、758万円を増額補正し、3,878万7,000円とするものでございます。これは、一般会計からの繰入金でございます。

次に、支出について説明いたします。

第1 款資本的支出、3,520万円に、758万7,000円を増額し、4,278万7,000円とするものでございます。これは、公営企業会計システムの導入費でございます。この会計システムは、公営企業法の改正により、事務処理の軽減、または29年度の上水道事業統合による事務処理の軽減のためのシステム導入でございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これで、議案第67号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）から、議案第72号、平成27年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）までの6件について、審議を中止します。

ここでしばらく休憩をします。午後 1 時 30 分より再開をいたします。

休憩 午後 0 時 10 分

再開 午後 1 時 30 分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第22 一般質問

○議長（琉 理人君）

日程第22 一般質問を行います。

初めに、平 博人君の一般質問を許します。

○1 番（平 博人君）

皆さんこんにちは。1 番、平 博人でございます。今回も一般質問を通しまして、町執行部の皆様と政策論議を交わし、暮らしに優しいまちづくりに全力で頑張っていきたいと思っております。

また、今月も毎年恒例でありますカウントダウンフェスティバル in ほーらい館が大みそか、31 日にほーらい館前広場のほうで開催される予定となっております。

伊仙町の若者が資金を出し合い、寄附金を募り、この町の活性化のために一生懸命頑張っているイベントでございます。

年々来客数も増え、去年は約2,000人の方々にお集まりいただいたそうでございます。

当日の寄附金も受け付けているということでございますので、どうぞ皆様、大みそかには、ほーらい館のほうにお集まりいただきますようお願いいたしまして、一般質問に入りたいと思っております。

それでは、平成27年第4回定例会において、ただいま一般質問の許可がございましたので、通告書に従い、順次質問をいたします。答弁者の皆様の明快なる答弁をお願い申し上げます。

まず初めに、子育て支援並びに女性の社会進出について、2点ほど質問させていただきます。

徳之島3カ町は、合計特殊出生率が上位3傑を占め、名実ともに、子宝日本一の島として、全国的に認知されております。しかし、子育ての現状を垣間見ますと、仕事と子育ての両立は、非常に厳しい状態であると感じます。

特に、女性の社会進出については、国においても様々な諮問機関を通じて協議が行われており、喫緊の課題と捉えられていることではありますが、解決策が見つからず今日に至っております。

その中で、本町における女性の社会進出並びに子育て支援に伴う意識啓発について、町内の関係機関に、特に、雇用の場として役場・学校・各事業所・小売店・スーパーなどへ、子育て世代が働きやすい環境づくりをされるよう啓発されているのかをお伺いいたします。

さらに、国においても喫緊の課題として取り上げられているこの問題を、本町が官民一体となって斬新な方策を模索し、取り組む考えはないのかをお伺いいたします。

続きまして、僻地保育所制度が5年後には、新たな制度へと移行することに伴って、保育料の算定方法や保育環境の整備充実、さらに保育士の確保などさまざまな課題を解決していかなければなりません。

特に、現在の僻地保育所においては、月4,000円のおやつ代等で子どもたちを預かっていらっしゃるようでございますが、こちらの料金の見直しにより金銭的負担が重くのしかかり保育施設に預けることができない世帯（非課税世帯を除く）も出てくるのが危惧されております。

このようなことも想定いたしまして、今後新制度移行までの期間、どのような保育施策を展開されるのかをお伺いさせていただきます。

1回目の質問を終わりました、2回目以降は自席にてやらさせていただきます。

○町長（大久保明君）

平 博人議員の質問にお答えいたします。

カウントダウンは、今年は参加をしていくようにこの前約束しましたので、頑張ってみりたいと思います。

子育て支援に関しましては、今、国の、今日の新聞に出ていましたけれども、相当数の国が予算を補正で、約4,000億円計上するというを書いてありましたけれども、これは、徳之島も現実に、非常に厳しいですが、都会のほうではさらに厳しい状況であります。

これから、官民一体となってということでございますけれども、町においても女性職員の登用、採用を今後とも進めていきたいと考えております。

また、いろんな保育士の潜在的な保育士、かなり、統計は忘れましてけれども、報酬を最低賃金は今度1,000円まで上がるということになっておりますけれども、そういうような国の動き等で改善する可能性は出てくると思います。

それは、この介護施設のほうにおいても、報酬が一番安いというのがなかなか人材を確保できない大きな要因ですので、今後、国の動向を見ながら、また、加速化交付金に関しまして、そのような報酬確保のために適用できたら、そんなことも1年限定でありますけれども、やっていく必要があると思っております。担当課長のほうに詳しく答弁させていただきます。

2番に関しましては、担当課のほうから答弁させていただきます。

以上です。

○総務課長（樺山 誠君）

平議員の子育て支援並びに女性の社会進出についてのご質問にお答えをしていきます。

本町では、平成25年の3月に伊仙町男女共同参画推進計画を策定いたしまして、その中で、審議会やあるいは町政への女性の参画ということで、いろんな各種団体等にも女性の委員を3割以上入れていただきたいというようなことも計画の中ではでき上がっていますが、我々、本町の地域社会において、固定的性別役割分担がなされていると、伝統的なように、無意識のうちになされているというような状況の中で、啓発がうまくいっていないのが現状でございます。

しかし、町としてやれる部分に関しましては、先ほど町長から答弁ございましたように、職員の採用においても、今年11名の職員を採用、合格発表をしましたが、その中で5名が女性です。

6名が男性ですが、そのような形で、やはり女性の登用の機会を増やしていくということと、あと、女性の管理職が、今課長がいませんが、それも、できる方に関しては、登用していくような形でやり方をやっていかなきゃいけないというように思っています。

あと民間との関係ですが、これに関しても、これからしっかりした民間の企業の状況等もしっかり調査をしながら、施策を打っていかなきゃいけないというように思っています。

あと、国において、今年の8月28日に女性活躍推進法というのが制定されて、これはどういうことかということ、女性が自らの意思によって職業生活を営み、また営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要ということになっておりますので、本町でも、女性活躍推進法に基づいて、事業主行動計画を策定しなければいけないと、これは義務づけられておりますので、この中で、今、平 博人議員のご指摘等、あるいは各種団体、あるいは民間の企業とも協議をしながら、方向性を打ち立てていかなきゃいけないと思っているところでございます。

○1番（平 博人君）

今のお話もありましたが、今、女性の方々、子育て、仕事と、大変毎日忙しく活躍されていると思うんですが、女性の方が元気だと、ほんと家庭も元気になり、また集落も元気になり、町も元気になるのではないかと、また子どもたちも元気が出るような、そのような感じがしております。

我が町は子宝の町ということで全国に有名ではございますが、やはり子宝の町であるがゆえに、やっぱり子育てのほうも一番にならないといけないのではないかと考えております。

今町内にも各事業所やスーパー、役場もそうですけど、女性の方々がたくさん働いていらっしゃると思います。

その中では、お話を聞いたところ、なかなか子どもが熱を急に出したりと、そういった緊急のときにお休みをいただけなかったり、結構そういうしんどい思いをしているという声もあります。

ですから、今お話にあったように、今回、これから、その事業所と役場のほうからそのようなことも踏まえて啓発活動を行っていただけるかどうかをお尋ねいたしたいと思います。

○総務課長（樺山 誠君）

今、ご指摘のように、これに関しましては、我々範を示す、役場のほうが、町行政のほうがまずはしっかり女性、男性にかかわらず、子育てに関するものに関して、しっかりした捉え方をしていかなきゃいけないと思っております。

育児休業だとか、あるいは産休だとか、ああいうものに関してしっかり町として整理をすると。

あと、子育てに関して、フレックスタイム、時間を早めに出勤して早く上がるだとか、遅めに出勤して遅く上がるだとか、そのような形の条例の作成など、そういうものをつながら、民間にもしっかり広げていくようにするということが、今回我々が女性活躍推進法に基づいて、事業主がつくる行動計画の中にも、事業主の中の行動計画というのは、役場の中のことで、それ以外にも、

町全体に波及できるような形をしながら広報活動、あるいは要請活動をやっていかなくちゃいけないというふうに考えているところでございます。

○1番（平 博人君）

それと、町内の女性の方には、町内で働きたいけど働き口がないとか、そういう方もたくさんいらっしゃるからお伺いしております。

この町からいただいた資料の中で、伊仙町子ども・子育て支援事業計画というのがございますが、この中に、就業支援策っていうものがございますが、これはどのようなことをされているのか、また、今までに何人ほど利用したのかがおわかりになれば教えていただきたいと思っております。

○総務課長（樺山 誠君）

子育て支援計画の中で、就業支援という形でうたっていますが、具体的な金銭的なことだとか、具体的な就業支援は実施をしてないということでございます。

○1番（平 博人君）

すいません。それと、もう1点、子ども・子育て支援に関するニーズ調査、伊仙町の集計結果報告書の中に、現在は就労していないという回答が全体の22%あるということでございます。

ほんとに働きたくても働く場所がないという方々がいらっしゃる中で、今後、町として職場あっせんと、またそういった支援を行うような予定があるかどうか、またお尋ねしたいと思っております。

○総務課長（樺山 誠君）

今、町として職場あっせんという形ではなくて、今企画課のほうで、ハローワークの就職情報等とっていろんなIターン者向けに掲載や、そのような形はしていますが、うちの役場のほうの募集、採用のときは、現在はハローワークを通しまして行っておるところでございます。

ですから、ハローワークのほうに行けば、役場の募集状況が見ることができるとか、あるいは、今の状況を申し上げると、なかなか人が集まらないというような状況でございまして、南西糖業さんの人事の関係がこれから始まりますが、その中でもなかなか人が集まらないとか、それも聞いてございますし、その中で、我々として、働きたいという女性、男性かかわらず、いらっしゃる場合は紹介するとか、あるいは現在我々、町のほうに履歴書がいろんな状況の中で上がってくるんですけども、今履歴書も、働きたいという人の履歴書も上がってきてない状況で、今は、実態が、人が見つけにくいような今時期的な状況かなというふうに考えております。

○1番（平 博人君）

今、履歴書等も来てないというお話でございましたが、現に働きたくても、そういったPR活動を町がホームページなりで、していただくようなことじゃないと、知人を通して役場の方を知っている方なんかはそうかもしれないですけど、なかなかそこにたどり着けない人たちも町民はたくさんいらっしゃるように聞いております。

今後、そのような就労支援等も、またいろいろ町民の皆様に対してのそのような女性の活躍の場を提供する、そういったこともホームページ等を使って発信していただきたいと思います、このよう

に考えております。

とりあえず、1つ目の質問はこれで終了いたします。

○議長（琉 理人君）

僻地保育制度についての答弁をお願いします。

○町民生活課長（伊藤勝徳君）

平議員の2番目の僻地保育所制度についてお答えいたします。

月3,500円はおやつ代となっております、あとの500円の分が教材費と衛生費に充てられています。4,000円の分です。

次に、平成24年8月に子ども・子育てをめぐるさまざまな問題を解決するために子ども・子育て支援法という法律ができました。

この法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく、子ども・子育て支援新制度が今年の平成27年4月からスタートしています。

今後の新制度以降までの期間どのような保育施設を展開されるかということですが、一応、向こう5カ年ということですので、平成31年までは、僻地保育所として運営していきたいと思っております。

その後、5年間の中で、僻地保育所の、このまま存続していくのか、また認可保育所等々へ移行していくのか、協議の中で踏まえまして、その後の今後の方針を進めていきたいと思っております。

以上です。

○1番（平 博人君）

今、お話にもありましたが、僻地保育所は、阿三を除く以外は、東部のほうに集中しているようでございます。

今、課長のほうからもお話がありましており、東部地区に認可保育所を建設するような考えがほんとにあるのかどうか、町長にお伺いしたいと思います。

○町長（大久保明君）

中部にいせん保育所、西部にわかば保育所が新設いたしまして、非常に環境はよくなって、待機児童0人という状況ですけれども、現実には、幸徳保育園も入れて、約合計30人近い人員オーバーの状況でございますので、そういうことを含めて、今後の出生数の推移などを考えてみた場合に、5年後に移行していきますが、東部のほうに認可保育所ができたという希望は民間のほうからもあります。

ですから、そういうところも、いろいろ経過を見ながら、また、保育料が今ちょっと僻地保育所の場合と、認可保育所の場合の負担の割合が相当違うというふうな苦情というか、収入の低いほど非常に有利になっているわけですが、その辺の不公平感なども現実にあるわけですから、いろんな状況を配慮して、どういう方向に行くかということですが、状況を見ながら、いい方向にやっていかなければなりません。

そのときに、大事なのは、保護者の方々のいろんな意見は、アンケートとりながら、決定してい

くことが妥当だと思っております。

○1番（平 博人君）

平成31年度までは、とりあえず現行のままというお話でございますが、先ほど町長のお話の中で、子育て支援に国のほうは4,000億円支援をするということでございましたが、我が伊仙町におきましては、昨年度より20万円ほど予算がカットされているということで、ほんとに子宝日本一のこの町は、やはり子どものことに関してはもうちょっと、この辺をどうにかしていただきまして、子どもたちに十分な、もちろん十分な教育は受けさせていると思いますが、20万円カットされたことによって、昨年度3,500円が今年4,000円と、町民の皆様の負担の増になっているのではないかと、このようにも考えているところでございます。

今後、そういうふうなことも考えまして、どのように対応をされていくのか、お伺いしたいと思います。

○総務課長（樺山 誠君）

昨年までは3,500円をいただいていた、27年度に500円を保護者の方にさせていただいて、4,000円になっていきますけども、これに関しては、我々、行政の予算が厳しいという状況だけじゃなくて、やはり一部に関しては、保護者の負担はお願いをしたいと思っています。

全て無料という感覚じゃなくて、一部は負担していただくと。

その中で、僻地保育所と認可保育所は、国から補助金が出ますが、子ども1人当たりに対する町費、町のお金は大体一緒ぐらいです。大体、この間計算したら1万ぐらいだったと思います、1人当たり。

しかし、それに補助金が入って、全体的な金額が変わってきますが、その中で、我々といたしましては、これから、この認可保育所制度が制度移行するに当たって、31年度から新制度にちゃんと移行できるように、しっかりした協議会等づくりながら、保育所だけじゃなくて、幼稚園までちょっと視野に入れながら、どのような方向でいくかというのをしっかり議論して結論を出していかなくちゃいけないというように思いますので、それを、ちゃんと移行期間の中で、しっかり結論を出していきたいと考えているところでございます。

○1番（平 博人君）

ありがとうございます。それと、これも保育所に関してなんですが、僻地保育所に関してなんですが、先月、僻地保育所を現地視察されたようでございますが、そのときに、現場の先生のほうからいろいろとご意見があったようでございますので、ちょっと抜粋してご紹介させていただきたいと思えます。

現在、保育料として4,000円を保護者からいただいているが、それでも追いつかない状況であると。

町の宝である子供を預かっていることから、衛生面に関しては徹底していかなければならないと考える。

各保育所において、雨漏り等もあると思いますが、緊急なところから順次直していただかなけれ

ば、安全面に関して子どもたちにけがをさせてしまったのでは済まされないので、安全面においてもお願いしたいです。

それとまた、おやつ代を出すのが精いっぱい、運動会にしても、祖父母の方々に参加賞としてティッシュの1つもあげられない状況であります。

保育所に勤めている方たちは、朝の番は7時45分には児童を受け入れています。

中には、朝ごはんを食べないで来る児童もいるので、おやつをあげたり、弁当を食べさせたり、着替えをさせたり、基本的な生活習慣が身につけられるよう補助をしています。

お昼の時間には一緒に寝ているでしょうか、保育園は子どもと遊んでいただらいいのだしよと思われている方もいると思いますが、私たちには、休憩時間はありません。

休憩時間も結局子どもたちのおやつや衛生用品等を買に行きます。

休日のプライベートの時間を利用して、おやつなどを買に行くこともあります。

その際のガソリン代においても自腹であります。

徳之島町においては、職員の方が配置されていて、週休2日制であるとのことでした。

私たちは第2土曜日のみが午前保育であります。

休むにしても、私たちは代替の方をお願いしていますが、代替の方も少なくなり、休みをとるのも難しい状況であるというようなお話を聞いております。

ほんとに、一生懸命頑張って子どもの世話をしている現場からのこのような痛切な声が届いているようでございます。

ぜひとも、今後、31年まで、残り何年かありますけど、この辺も、ぜひとも見直していただいて、徐々にですけど、やはり女性の皆様、働く方々が、この方々にだって家に帰ればお子さんたちはいらっしゃるわけです。

自分の子どもを見ながら、町民の皆様のお子様の面倒も見る、ほんとに負担のほうは大きいんじゃないかと考えております。

今後、このようなことも垣間見まして、人員を増やすなり、そのようなことも考えられる計画があるかどうか、お尋ねさせていただきたいと思います。

○総務課長（樺山 誠君）

地方創生の特別委員会と一緒に保育所も視察をしてまいりまして、その中で平議員が指摘していただいたようなことが保母さんの中から報告がありました。

あと、各園の施設でも、やはり整備をしていかなきゃいけないというところがございますので、それを含めて、職員の待遇改善、あるいは保育園児の教育でしょうか、ちゃんとした教育の仕方、あるいは園の環境整備、それも含めて、これから28年度の予算の編成の時期に入りますけども、その中で、しっかり担当課と議論をしながら、現場をしっかりと優先に考えながら、整備をしていきたいというふうに思っています。その辺、この間も特別委員会の中で我々も幼稚園の現場を財務のほうとしては見ていませんが、ちゃんと見させていただきましたので、その中で、しっかり対応して

まいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○町民生活課長（伊藤勝徳君）

ただいまの平議員の質問にお答えいたします。

各5つの僻地保育所ですが、大分年月もたつて老朽化が進んでおりますので、子どもたちの安全面とか、そういうのを考えていきますと、早い段階で修理等したほうがいいかなとは思いますが、何せ財政的な問題もありまして、一番悪いところから改善していきたいと思ひますので、28年度の予算等を踏まえまして、進めてまいりたいと思ひます。

5つの園で60何名ですか、数がちょっと手元にないですけど、60名近い子どもさんたちですので、2歳から4歳までの子どもたちの伊仙町を背負って立つ担い手ですので、そのためにも何とか頑張つて5つの園をまとめていけたらと思ひますので、その予算面に関しましては、また総務と来年度に向けて協議していきたいと思ひます。

以上です。

○1番（平 博人君）

ありがとうございます。ほんとに、子宝日本一の島イコール子育ての島日本一、このようなことを国内外に発信していくことが、この伊仙町をほんとにこの地方創生の件に関してもそうですけど、全国的にまた子育ての町として有名にしていくのではないかと、このように考えているわけがございますので、どうぞ今後ともこの件に関しましては、町としてぜひとも力を入れていただきたいと、このようにお願ひ申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（琉 理人君）

これで、平 博人君の一般質問を終わります。

次に、牧 徳久君の一般質問を許します。

○3番（牧 徳久君）

町民の皆さん、こんにちは。3番、牧 徳久でございます。平成27年第4回伊仙町議会定例会において、ただいま議長から一般質問の許可がありましたので、一般質問通告書に従い、順次質問いたします。執行部の簡潔かつ明快なる答弁をお願ひいたします。

最近の農業情勢を見ますと、今年は、基幹作物でありますサトウキビも生育期における台風被害や干ばつ被害も少なく、順調に生育しまして、糖度、ブリックスも上がり、昨年の不作を一転し、増産が見込まれております。

また、サトウキビ交付金単価1万6,420円も据え置きが決定されまして、3年ぶりに年内創業が実現するなど、キビ作農家にとっては今年の15、16年度、産期は最高の年と言えるではないでしょうか。

畜産においても、子牛価格が高値で推移しまして、10月に開催されました第64回鹿児島県畜産共進会で木之香の荻田氏のみなみ号が最優秀賞に輝くなど、すばらしい成果が見られました。

一方で、果樹果菜類の害虫でありますミカンコミバエが発生し、トラップ調査によりますと、奄

美群島全域に確認がされまして、航空緊急防除が実施されていますが、一刻も早い根絶がのぞまれています。

それでは、通告に従います質問に入ってまいりたいと思います。

まず1番目に、まち・ひと・しごと創生伊仙町総合戦略について。

まち・ひと・しごと創生総合戦略については、平成27年度中に策定しまして、平成28年度から、向こう5年間を実施期間とし、各自治体が地域の実情に応じまして、独自性を出した施策の展開が求められています。

伊仙町においても生涯活躍のまち、日本版、離島版C C R Cを主体に置きまして、各分野別に総合戦略を策定中と思いますが、これを12月中に国へ提案提出する旨で見込んでいたことでしたが、この進捗状況についてお伺いいたします。

次に、2番目に、先ほども申し上げました農業政策、ミカンコミバエに関する対策について、お伺い申し上げます。

果実や果菜類に甚大な被害を与えるミカンコミバエの大量発生が、これは11月2日ですか、奄美大島本島で確認され、タンカンやマンゴー、パッションフルーツ、スモモ、グアバ、ドラゴンフルーツ、バナナなど亜熱帯特産品の果実類の移動規制が12月13日からかかる予定となっております、関係農家を震撼させております。

また、以前に飛来した際にも根絶には18年もの長い歳月を要していることを踏まえまして、特産品の需要が高まっている今日、一刻も早い根絶が望まれております。徳之島3町でも飛来が確認されている中で、その拡大には農家は、不安を募らせているがどのような対策を講じているのかお伺い申し上げます。

次に、3番目に、選挙権引き下げに伴う意識啓発についてお伺い申し上げます。

平成28年6月に選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ来年夏に予定されている、参議院議員選挙から、これが適用されます。

若者の政治離れが叫ばれる中、向こう半年間で現役学生（高校生、3年生含む）を対象に政治参加意識の高揚をどのようにして図っていくのかお伺い申し上げます。

以上、3点について質問いたしますが、2回目以降については、自席で質問いたしますので、どうか執行部の皆さん、簡潔なる答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

牧議員の質問にお答えいたします。

1番の件に関しましては、お手元に、昨日の新聞が配付されていますか。

ちょうど伊仙町のことが社説に載っておりますので、それを詳しく読んでいただいたら、概要がわかると思いますけれども、進捗状況等については、担当課長のほうから説明していただきます。

ミカンコミバエの件に関しましては、今、経済課を中心にかなり精力的に撲滅をやっています。

その成果等について、具体的に説明をしていただきますけれども、先ほど行政報告でも述べたと

おり、農水省においては、120日以内ということでしたので、3月以内には撲滅したいということで、これは、主にマンゴーが出荷できるような態勢を整えていきたいという意味にも考えられます。

詳細については、経済課長のほうから答弁をしていただきます。

○議長（琉 理人君）

まち・ひと・しごと創生戦略についての答弁は、補足説明はございませんか。

○企画課長（池田俊博君）

それでは、牧議員の質問にお答えいたします。

伊仙町においては、昨年度第5次伊仙町総合計画を平成27年度から平成36年までの計画で策定してございます。

この計画を根幹として今回、まち・ひと・しごと創生総合戦略を国の定める4つの大きな指針に即して策定を現在行っているところであります。

また、その総合戦略の核となる生涯活躍の町を推進するに当たり、上乘せ交付金で、伊仙町の持つ数々の実績をより高度に展開できるようなシステムの構築を計画しているところであります。

これまでの取り組みとしては、9月25日に第1回の有識者会議を開いて、意見を拝聴いたしました。

11月10日には塩田康一氏の徳之島における地方創生という講演会を拝聴いたしております。

また、さらに明日でございますが、12月9日開催予定でございます松田智生氏の講演会では、ピンチをチャンスに変える地方創生、離島版C C R C、生涯活躍の町の可能性ということで講演会がございます。

さらに、11月4日の駐在員会を皮切りとして、観光連盟、建設業協会、移住者公聴会、商工会、青年団等、各種協議会、団体との意見交換を実施し、またこれから実施していく予定であり、それぞれの意見を取り上げた、身のある戦略を練り上げてまいります。

以上のような取り組みを集中して行い、並行して、担当課におけるK P I重要業績評価仕様の再確認及び校正作業を進めているところであり、今月中には、伊仙町まち・ひと・しごと創生総合戦略が作成できるものと思われま。

さらにそれを議会へ報告するとともに、町のホームページで公開し、国・県へ報告を予定してございます。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

ただいまの企画課長の説明では、12月中には策定できるということですが、先ほど、議会からも戦略の委員になっている、6名ぐらい委員になっているわけですが、この委員にも、コンサルタントは説明を、1回もなく、内容についてもないぐらいですけど、これ、実際にコンサルタントは地元でも調査をしているのかどうか、お伺いします。

○企画課長（池田俊博君）

総合戦略のコンサル委託業務をしているのが沖縄であります南西活性化センターというところと委託の契約をしてございます。

何度かここへ来て、委員の方とも、意見交換員のほうはしていると思っています。

何度かその会議の場では、何人かとお話をしていると思っています。

○3番（牧 徳久君）

言いたいのは、地方創生の会議の時に、こちらから提案した部分も調査に入るのかとかあったと思うが、こういったのも入っているのか、入っていないのかもわからないし、この中身については、ようやくこの議会の特別委員の皆さんはわかってきましたが、離島版についてはわかってきましたが、その質問事項について、例えば住民から聞きたいとは、こういったのがあれば、住民の意見を取り上げて総合戦略をまとめ上げるわけですので、こういったのも含まれているのかということ、特別委員の中でも質問したと思いますが、これは、そのまま流れたのでしょうか。

○企画課長（池田俊博君）

ただいまの質問の内容でございますと、地方創生の戦略ビジョンの策定の委託のほうと、CCRの策定の委託のほうを混同しているような形が見受けられているような感じがいたしまして、CCRの関係のほうは、これから先、また業務の委託をいたしまして、3月までにでき上がる予定にしています。

その前の段階の南西活性化センターとの地方創生の総合戦略の策定の委託のほうでは、12月までにこれが策定するというので、先ほどの調査の関係のほうに関しては、CCRの事業のほうで2月、3月、またこれが計画で予定されているところでございます。

○3番（牧 徳久君）

この南西活性化センターとの計画は12月で終わるということで、この前臨時議会で補正した4,900、約5,000万の予算については、3月までということで、今から内容については吟味するというので、あとコンサルタントは決まっていますか。この4,900万円については。

○企画課長（池田俊博君）

おっしゃるとおりでございますが、まだCCR事業の関係に関しては、まだコンサルタントのほうは、これは地方創生の伊仙町のまち・ひと・しごとの総合戦略のほうと密接な関係がございまして、この南西活性化センターと密に協力できるようなコンサルタントのほうと今見積もりをとって、この方と契約をする予定としてございます。

○3番（牧 徳久君）

この前の補正の分については、今から契約をして委託するというのでよろしいでしょうか。

○企画課長（池田俊博君）

牧議員の今おっしゃるとおりで、これから契約をして、このCCR事業の計画に関しては、3月末、完成を目指しているところでございます。

○3番（牧 徳久君）

そうした場合に、この12月に国に総合戦略については提出されるわけですが、このCCRCについては、総体的に調査したものを再度提出するという形になるわけですか。

○企画課長（池田俊博君）

この提出という形というのは、国へメールで送信するという形で結構ということで指導を受けております。

それで、このCCRC事業の計画の策定の段階において、伊仙町のまち・ひと・しごとの総合戦略のほうの計画においても、どうしても計画を変更しなければならない場合においては、また、まち・ひと・しごと総合戦略のほうの変更をまた国のほうにメールで送信していきたいと思っております。

○3番（牧 徳久君）

昨日の新聞、南海新聞ですか、これにも離島版CCRCについて、奄美での広がり期待ということで、徳之島の伊仙町が宣伝されとるわけですが、全国で合計32市町村が選ばれたということですが、予算について、既に交付されているわけですが、これモデル地区としても、今からなり得るわけですか。町長にお伺いします。

○企画課長（池田俊博君）

5県の32市町村ですか、全国で、これは、前回、タイプ2の事業を申請した事業の団体で、その事業の団体などの中で、CCRC事業に関連した市町村、または県が37団体ということでありまして、この中からまたモデル事業というのに申請して、そのモデル事業の団体が決定するという方向がとられるものと思われまして。

○3番（牧 徳久君）

やっぱり、この37自治体の中で、5自治体がモデル地区になるということですか。

○企画課長（池田俊博君）

そのように捉えてもらってよろしいと思います。

○3番（牧 徳久君）

ふるさとの出身者が、阪神あたり、関東あたりにいっぱい、昔出稼ぎとか、いろいろ引き上げで行って、今、高齢化して、島に帰ろうにも、家が廃墟となって帰れないという状況に陥っているわけですが、こういった方々も含めて、都会の友達、若い方含めて、このCCRC事業、これにのって、新しい住宅政策等、町長が来年度から打ち出すということを聞いておりますが、これで、この事業の成功、期待をしているわけですが、今後、これを自治体と、町の企画課としても、本土の郷友会に対してPRはどのようにしていくのか、お伺いしてみたいと思います。

○企画課長（池田俊博君）

これは、これからコンサルのほう、委託事業者のほうを決定していく段階に入りますが、その段階で、東京あたり、大阪あたりでまた講演会等の開催等を開く計画等もまた委託業者にまた話し合っていくようにはしているところでございます。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、今から先、過疎化で人口は減る一方、この正月前になって、伊仙町においても高齢者の方が亡くなる方が非常に各集落で多いような気がします、明るく子どもが生まれてわいわいするというのはあまり聞こえない、こういった状況の中でこのCCRC事業がほんとにすばらしい事業として伊仙町にモデル地区としてこれから取り入れていただいて、この伊仙町が活性化できるように努力していただきたいと思います。

これで1番目を終わります。

次に、2番目をお願いします。

○経済課長（上木義一君）

牧議員の質問にお答えします。

果実や果菜類に甚大な被害を与えるミカンコミバエの大量発生が奄美大島本島で確認され、また、徳之島3町でも飛来が確認されている中で、その拡大に農家は不安を募らせているが、どのような対策を講じているのか。

徳之島3町においては、11月2日の農水省プレスリリースを受けて、4日の午前に緊急対策会議を招集、土日、徳之島地域ミカンコミバエ等侵入警戒対策本部を設置し、門司植物防疫所名瀬支所、鹿児島県と連携をとりながら、飛来害虫の侵入を防止すべく、初動防除を行っております。

伊仙町内の飛来状況につきましては、11月2日回収、4日調査のトラップにおいて、2地点、各1頭のミカンコミバエの飛来が確認され、その後、11月16日、26日に、新たな地点で各1頭の飛来を確認、11月30日現在で、4地点、各1頭の飛来が確認されております。

対策としまして、誘引剤と殺虫剤をしみ込ませたテックス板を人力により、町内全集落及び幹線道路に約4,400枚、3町で約2万枚強、設置済みとなっております。

また、ヘリコプターによる航空防除につきましては、人の入りこむことができない山間部及び海岸線を中心に、11月27日から28日にかけて、3町で約3万9,000枚を設置しております。

誘殺のあったトラップについては、周辺半径200メートル以内に、餌となる淡泊加水分解物と殺虫剤を混ぜたベイト剤の散布を随時行っております。

侵入警戒に伴うトラップの増設については、既存の15機から16機増の計31機、3町で計105機設置しております。

また、トラップの回収については、月2回の回収から週2回の回収へと回数を増やし、捕獲調査を行っております。

その他の対策としまして、寄生果実の除去をバンジロウとアセロラを中心に町内で234.8キロ、3町で約504キロの回収、埋設処分をしております。

今後の予定としましては、テックス板の薬剤の効用期間等を考慮し、地上防除については、12月14日から15日かけて、また、ミバエの活動が強まる2月初旬及び3月上旬にテックス板の設置を計画しております。

航空防除につきましては、2月下旬から3月上旬に実施、誘殺状況によっては1月にも実施する予定となっております。

また、ベイト剤の散布、寄生果実除去については、継続して行います。

防除作業の継続期間については、奄美大島の防除状況やミカンコミバエ発生状況を踏まえることとなっておりますので、不透明な状態となっております。

農作物の移動規制につきましては、現在、徳之島については、移動制限区域外であることから、自由に販売、出荷することができます。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

より不快な虫が奄美で確認されて、苦慮しているわけですが、このミカンコミバエですが、徳之島含めて南三島、喜界島含めて、少ないわけですが、奄美大島の南部地域で一番誘殺が多い状況になっておるわけですが、これ奄美大島のどっかの町で確認されたのをほったらかして、これ以上発生したという噂話も聞こえたりしますが、こういったことはないですか。

○経済課長（上木義一君）

お答えします。

そういうことはないです。

○3番（牧 徳久君）

非常に、加計呂麻、瀬戸内町あたりが多いこの植物防疫所の10月末からの誘殺状況の表見ても、瀬戸内町あたりが一番多い。

これで、こういった噂話かもわかりませんが、こういったのをほったらかして、これが蔓延して、ここが一番多いということも聞かれたりするわけですが、こういったことはないということですので、いいですが、今後、徳之島でも、今この前の海岸でヘリコプターが飛んでいたのは、あれは何ですか。

○経済課長（上木義一君）

先ほどもお答えしましたけど、人間が入り込みできないところ、山間部、阿権川、鹿浦川、そして海岸線、そういったところはテックス板をヘリコプターから投下したということでございます。

○3番（牧 徳久君）

目に見えないところの山間部においてヘリコプターでテックス板を投下したということですが、今後、ミカンコミバエが徳之島町では北部あたりがやっぱり奄美大島本島に近いところが多いという結果が出ておるわけですが、伊仙町はその分少ないわけですので、現在天城町の北部のほうが多いという、奄美大島に近いところが多いという結果が出ておりますが、今後もし、これが2月頃また発生するのかなんとか言っていましたが、こういう時期になってまた発生しないように、今後どういった方法で撲滅に向けて取り組んでいかれるのか、伺います。

○経済課長（上木義一君）

先ほどもお答えしましたが、再度説明をいたします。

今後の予定としましては、地上防除については、今月14日から、15、16と職員を中心に、そして関係機関、国・県、関係機関、そして地元の方々、あと議員の先生方にもお願いをして、一緒にできたらいいかなと考えておりますけど、年内は、3日間、準備から設置まで、年明け、2月、今現在、やっぱ寒くなりましたので、ハエの動きも鈍いということで、春先の前の2月に、一斉また防除1ha3枚余を今設置しているわけですけど、2月、3月には1ha、倍の6枚増やして設置をするという予定、また、航空防除も2月の下旬から3月上旬にかけて再度山間部等に投下するという今計画で進めております。

結果としては、今大島本島のほうも半分以下に今減っているわけですので、非常に航空防除のほうは効果があったということで、今報告を受けていますので、今回も航空防除をした中で、その後のトラップの回収には、1匹も入ってない状態でありますので、効果が出てきているじゃないかと思っています。

そういう対策で、根絶に向けて、全島民で一体となって取り組んで、防除に向けて取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

経済課長に、発生と、それから飛来と、この違いの説明までお願いします。

○経済課長（上木義一君）

お答えします。伊仙町のほうは、侵入じゃなくて、飛来です。

風に乗って飛んできたということですので、完全に侵入はしてないということで、初動の防除が大分効果があったということです。

○3番（牧 徳久君）

それでは、今後もこの島においては、これが少なくなってきている状況の中で、この奄美大島本島みたいに移動規制はかからないという、安心していいわけですね。

○経済課長（上木義一君）

規制がかからないように全島民で取り組むということです、根絶に向けて。

そうすれば、根絶ができると思いますので、お願いします。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、このミカンコミバエ移動規制がかからないように、マンゴーとか、特産品、非常に人気があって、タンカンとか、マンゴーにおいては、貴重な奄美を代表する産物でありますので、ぜひこういった移動規制がかからないようにして、島民一丸となって頑張っていけたらなど今考えておるところであります。

以上で2番については終わります。

○議長（琉 理人君）

3番、選挙権引き下げに伴う意識啓発についての答弁をお願いいたします。

○選管書記長（田島輝久君）

牧 徳久議員の一般質問に対してお答えをいたします。

ご指摘のとおり、公職選挙法の改正に伴い、選挙年齢が18歳以上と引き下げられました。

来年、平成28年7月25日に任期満了の参議院及び7月27日の任期満了の県知事選挙から適用されることとなります。

今後、町選管としては町の広報誌、リーフレットの全戸配布等で各町民の周知することを考えております。

現在、町内3つの中学校においては、生徒会の選挙時において、町選管から投票箱並びに投票記載台を貸し付けて、選挙の勉強のお手伝いを行っておるところでございます。

ちなみに、平成28年の7月1日現在に18歳になる人数は、69名、19歳になる人数が46名、合計115名の有権者が増えることとなります。

以上でございます。

○教育長（直章一郎君）

牧議員の質問にお答えします。

公職選挙法の一部を改正する法律が、平成27年6月19日に公布され、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられました。

これにより、平成28年夏に予定されている参議院議員通常選挙において、本町でも18歳以上及び19歳の未成年者が新たに選挙者に加わる見込みとなり、改めて町民を初め、未成年者に対する選挙制度の普及、啓発の必要性を感じているところです。

今後の取り組みといたしましては、伊仙町選挙管理委員会との連携のもと、文部科学省からの18歳以上の選挙権に関する情報収集に努めるとともに、各学校で行われている生徒会役員選挙を通して選挙制度の仕組みや意義を啓発していきます。

また、模擬投票などの選挙体験により、具体的かつ身近な選挙として、学習活動を実施していくことが必要になりますので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、高等学校の取り組みといたしましては、県立徳之島高校では、まず、教科といたしましては、公民の中に政治経済、現代社会の授業があり、この中で仕組みを教えているそうです。

授業とは別に、総務省、文部科学省からの合同で出されている、「私たちが開く日本の未来」を副教材として、今年度中にロングホームや総合的な学習の時間の中で、選挙制度の仕組みなどについて学習する予定だそうです。

樟南第二高等学校では、現在、文部科学省の通達をもとに、今後、学校でどのように指導していくか話し合っている最中です。

授業では、現代社会の中で、選挙制度について、選挙権が発生した場合、参加することの意義を学習させ、偏った授業をしないように、絶えず公平公正を心がけているそうです。

来年2月ごろには、行政より、いわば天城町で、選挙制度の仕組み、特に選挙年齢引き下げなど

について、出前講座が予定されているそうです。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

これから、本当に、若者が選挙に参加していかれるわけですが、高校生あたりから含めて二十未満の選挙権が発生して、115名の新しく政治へ参加する二十未満の方がいらっしゃるということですが、この方たちに対しても、学校で、これから、どしどし政治教育をしていかれるということですが、これについては、満18歳以上の方なわけですか。

そうした場合、高校生でも満18歳にならない方となる方とおるわけですが、こういった場合は、指導としては、選挙に行かなくても、同じように学校教育として指導するわけですか。

○教育長（直章一郎君）

満18歳以上ですから、やっぱ高校2年生、3年生ですよ。中に高校2年でも選挙権がないということが考えられますが、この教育の一環として、高校1年であろうと高校3年生であろうと、同じような指導をしていかなければいけないと思います。

○3番（牧 徳久君）

都会では、若者がほとんど選挙に無関心で、選挙に行かないということが多くて、大都会では選挙の投票率が物すごく低いわけですが、奄美においては、町長選挙あたりは九十何%と高いわけですが、今後、この若者115名が政治に参加しますと、この方たちが全員行けばいいんですけど、行かなければ、また投票率が下がるという状況になりますので、どしどし今後この政治参加については、勉強というか、教材を交えながら、若者にこの選挙についての仕組みを教えていくことが必要だと思いますが、今後は、中学生から始めるということですが、これは義務教育の一環としてするものですか、他の特別授業という形でされるものですか。

○教育長（直章一郎君）

選挙権が20歳から18歳に引き下げられたわけですが、平成の20年度の告示のいわば学習指導要領、これをもとに現在の小学校でも、あるいは中学校でも、社会科の中で、選挙制度について学習しているわけですが、今度の選挙権が引き下げられたのは、その平成20年度の学習指導要領の以降にできたわけですので、今現在小学校にしても、あるいは中学校にしても、選挙制度については、平成20年度の学習指導要領に従って今現在勉強しているわけですが、去年、こういったことが引き下げられることによって、18歳以下になったということは、それに関連して、やっぱり学校でも指導していかないといけないと思います。

じゃあどういふふうにするようになるかという、例えば、今までは、20年度のあれで指導しているわけですが、小学校では、社会科の中で、例えば国会の議会政治ですか、そういった国会議員の選挙などを取り上げて、選挙の仕組みとか、国会議員の役割とか、あるいは国民の選挙権の行使とかそういう学習をしています。

中学校の2年では、歴史分野で、大正時代に本格的な政党内閣による政党政治ですか、そういっ

たことなど普通選挙制度が実現したことなどを学習するようになっていきます。

中学校3年生では、公民の分野で、選挙の意義、あるいは議会制民主主義を支えているものはどういったことであるとか、あるいは主権者としての政治に参加するとか、あるいは新しい選挙が行われていること、そういった選挙の重要性については、中学校3年生の公民の、やっぱり平成20年度のその内容で指導していますけども、これが改正されたわけですけども、今後はそれぞれの学校で、やっぱり文部省から示されているガイドラインに従ってしばらくは指導していくようになると思います。

○3番（牧 徳久君）

今度、18歳の例えば高校3年生の満18歳になった方たちに選挙権が発生しますと、例えば、私も町会議員でもいいし、町長選挙でもいいし、高校3年生のうち満18歳になった何名かは、選挙権が発生するわけですが、この方たちについては、投票日は日曜日ですが、投票には行きますけど、選挙の候補者を選ぶ権利もあるわけですので、もしこの立会演説会とか、こういったものにも、学生として、そのまま学生服で参加するということですね。

政治の中身についても選ぶ権利があるわけですので、実際、こういった場合には、学生でありながら、立会演説会とか、選挙応援演説等にも堂々と友達そろって会場に出ていくということですか。

○教育長（直章一郎君）

もう選挙権が発生しているわけですので、学校を休んでのそういった立会演説とか、そういうのはできないと思いますけども、例えば日曜日とか、土曜日とか、学校の教育活動以外だったら、話は聞いたりしてもいいのではないですか。そういうふうに理解していますけども。

○3番（牧 徳久君）

学校ですから、休んで勝手に選挙応援に行くわけにもいかないと思いますが、今後、またこういった点についても、教育、統一した見解を示しながら、この離島においても投票率が下がらないように、大都会みたいに下がらないように学生たちにどしどし指導していただきたいと思っております。

これで質問を終わります。

○議長（琉 理人君）

これで、牧 徳久君の一般質問を終わります。

これで、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は、12月9日、明日午前10時から開きます。

なお、この後、委員の皆さんにおきましては、委員会室で議会運営委員会をまず開きますので、委員の皆様はお集まりをいただきたいと思います。

議事日程は、明日は一般質問であります。

お疲れさまでございました。

散 会 午後 2時55分

平成27年第4回伊仙町議会定例会

第 2 日

平成27年12月9日

平成27年第4回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

平成27年12月9日（水曜日） 午前10時05分 開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問（美島盛秀議員、上木千恵造議員、福留達也議員、岡林剛也議員）4名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	6番	永田誠君
7番	福留達也君	8番	前徹志君
9番	明石秀雄君	10番	樺山一君
11番	永岡良一君	12番	伊藤一弘君
13番	琉理人君	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 佐平勝秀君 事務局書記 荻田恭平君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	—
総務課長	樺山誠君	企画課長	池田俊博君
税務課長	當吉郎君	町民生活課長	伊藤勝徳君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	上木義一君
建設課長	中熊俊也君	耕地課長	穂浩一君
環境課長	美延治郷君	水道課長	喜昭也君
農委事務局長	勇元孝治君	教育長	直章一郎君
教委総務課長	仲島正敏君	社会教育課長	明勝良君
学給センター所長	永島均君	ほーらい館長	欠席
総務課長補佐兼選管書記長	田島輝久君		

△開 会（開議） 午前10時05分

○議長（琉 理人君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（琉 理人君）

日程第1、一般質問を行います。

初めに、美島盛秀君の一般質問を許します。

○14番（美島盛秀君）

おはようございます。伊仙町議会的美島盛秀でございます。

議長から、平成27年度第4回定例会におきまして、一般質問の許可が出ましたので質問をさせていただきます。

町民の皆様におかれましては、日々、町政に対するご意見やご協力をいただき、本当にありがとうございます。

今回、通告してあります質問事項につきましては、最も重要な質問事項であると責任を痛感しているところであります。

その上で、議会として監視と批判の機能が発揮できていなかったことを強く反省もいたしております。

住民生活に直接関係する環境問題であると考えており、また、14年間の大久保町政の負の部分でもあると、その責任は重大であり、内容を十分ご理解いただき今後の町政発展にご協力くださいますよう、お願いを申し上げます。

町民の皆さんが納得のいく明快な答弁をよろしく願いいたしまして、質問をいたしますが、まず、今回の質問につきましては、既存の業者名、あるいは新規の業者名を挙げて質問をしていいかどうか。議長に確認をいたします。

○議長（琉 理人君）

社名は控えていただきたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

なお、今回の質問にあたりましては、町の浄化槽に関する規則、あるいは条例等、それから既存の業者から出ている陳情書、それから新規に申請のあった業者の請願書。

それから、先般行われました議会の厚生文教委員長長の報告、この資料、それから浄化槽維持管理記録表等々、これは私個人のものでありますけれども、等々、資料を参考にしながら質問をしたいと思っております。よろしく願いいたします。

質問事項でありますけれども、世界自然遺産登録に向けての本町の環境政策についてであります。

奄美大島並びに徳之島が世界自然遺産に登録されようとしておりますが、本町の一部地区も候補

地として選定されるものと、町民の皆さんも期待されているところであります。

そこで、本町の水問題並びに河川環境について浄化槽管理、し尿処理でありますけれども。

最もこのことは重要な分野であると考えます。

伊仙町の一般廃棄物の収集及び運搬業務はどうなっているのかお尋ねをするものであります。

また、平成26年7月18日から新たに新規業者が増えました。

2業者で委託管理を行ってございましたけれども、多くの町民は環境整備が充実されるものと喜んでおりました。

ところが、本年2月から新規業者の営業ができなくなっていることを聞いております。

このことについて、なぜ、営業ができなくなったのかお伺いをいたします。

2番目に平成27年8月11日に私も含めて、紹介議員4名、請願署名人800名の署名をつけて請願が新規業者から出されているが、許可をする考えはあるのかお尋ねをいたします。

3番目に新規業者の許認可に対して異議を呈し、既存業者より徳之島警察署へ告発されています。

その中で許可処分の取り消し及び損害賠償を求める訴訟を行うとのことですが、町行政としてこの件についてどのように把握されているか。また、その対応について町長の見解をお伺いするものであります。

環境問題3点についてお尋ねをいたしまして、1回目の質問を終わります。

2回目から自席で行いますのでよろしくお願ひいたします。

○町長（大久保明君）

おはようございます。美島盛秀議員の質問にお答えいたします。

最初の2業者がなぜ1業者になったかに関しましては、その経緯に関しまして環境課長のほうから答弁をしていただきます。

伊仙町議会の請願が昨日の本会議で可決されておりますので、従来どおり許可をしていきたいと考えております。

その際、3番にあります、今、刑事訴訟が行われておりますので、この経過を見ながらまだ判断をしていかなければならないと思っております。

この行政として、この件についてどのように把握され、またどう対応されるのかということに関しましては、3番に関しましては、現在、警察の調査中ですので、その判断の中でやっていきますので、その判断が出次第いろいろ方向性を決定していきたいと考えております。

○環境課長（美延治郷君）

美島議員のただいまの質問にお答えいたします。

平成26年10月9日にし尿浄化槽処理業許可取消訴訟が起きまして、伊仙町の一般廃棄物計画がないのに許可したということは、違法であるという判決を受け、27年2月16日付で判決がありましたので、2月18日付で浄化槽処理事業の停止を行ったところでございます。

○14番（美島盛秀君）

今、環境課長のほうから、伊仙町が一般廃棄物処理計画を定めてなくて、新規業者の許可を取り消したということで認めてよろしいですか。

○環境課長（美延治郷君）

そのように理解してよろしいと思います。

○14番（美島盛秀君）

そこで、この新規業者が取り消されたということに伴って、この許可申請というのは、毎年申請、更新されると思いますけれども、その以前、26年度から27年の間、既存の業者は、申請が出されていたのかどうかお尋ねをいたします。

○環境課長（美延治郷君）

既存の業者のほうは、毎年、申請が出ております。

○14番（美島盛秀君）

さっき、おっしゃられたように、町が一般廃棄物処理計画を定めてなくて違法であるということで、取り消したということなのですけども、なぜ、町は一般廃棄物処理計画を定めてなかったのか、その理由をお尋ねいたします。

○環境課長（美延治郷君）

私が就任したのは26年の4月なのでですけども、その後、環境課長を勤めながら精査をしているところ、平成10年に伊仙町の一般廃棄物処理基本計画というのが策定されています。

その期間が平成24年で切れるというところでした。24から我々が26年の11月には、処理計画を策定しましたけれども、それまでの間がなかったということです。

○14番（美島盛秀君）

平成14年から平成24年までの10年間ですね。

この10年間は計画が定められておったと。

恐らく、当時、広域議会に籍がありまして、焼却場の建設のために定められた計画だったと思います。

その中で24年度まで期限が定められて10年置きの計画になっているわけでありましてですけども、なぜ、その24年度にその後の計画が定められなかったのかというのに対して、今、課長の答弁では当時いなかったから、わからなかったという受け取り方でよろしいですか。

○環境課長（美延治郷君）

24年度の当時は担当していませんでしたので、私のほうでは理解をしていなかったというふうに捉えていただければと思います。

○14番（美島盛秀君）

それでは、町長にお尋ねいたします。

町長は、そういうことをきちんとした条例に従って、そういうことを24年以降の計画をする考えはなかったわけですか。お尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

この件に関しましては、町長の指導問題になると思いますけれども、私としては、この申請をするときに計画書が24年で終了していたことをこれは知らなかったということですけども、これは知らないで済むことではないということだと思いますけども、その点に関しましては、裁判の中で取り消しになった計画書がなかったということでもあります。

ただ、細かい計画書ではありませんが、審査のときにある程度の内容を書いたものを提出したと思うが、それでは通用しなかったということですので、その後、本格的な計画書を作成していったということでございます。

○14番（美島盛秀君）

14年から24年度まで計画がされていて、その後なかった。

しかし、私は、この件について町長に責任があると、冒頭申し上げたように大久保町政14年の大きな負の遺産だと私は考えております。

まず、そこら辺りどう負の遺産と受け止めるのかは町長の判断であると思います。

そこで、24年度ごろからと記憶していますけども、当時から新規業者の参入は予定されていたろうと思います。そういう話を聞いていますから。

そこで、なぜ24年度からその新規業者が申請をして取り下げたり、あるいは、今年の7月から申請したのにちゃんと書類は整っていたのにできなかった。

そして、請願でこれを認めるなどかいうような、こういう請願が出るなど、不自然なことではないかと思えます。

そこで、お尋ねしますけれども、24年度からその計画のない中で既存の業者には許可を毎年の更新の許可をしているのに、なぜ、町の計画がなかったのに気づけなかったのか。

私はここが大きな町の負の遺産だと思っておりますけれども、そこをどう認識されているのか町長の見解をお伺いします。

○町長（大久保明君）

先ほど答弁したとおりでございますけれども、なぜ2業者が必要かということに関しまして、少し説明をしたいと思います。

私が県の浄化槽の総会に参加するたびに、伊仙町が浄化槽の設置率が県下最下位だということで、しかも今後新しい住宅等が増えてくることなどを考えてみた場合、2社必要だという判断のもとでいました。

ただ、先ほど話したように計画書の件に関しましては、これは私の責任だと思っております。

今後、今、計画書は作成してあるわけですので、これに則ったかたちでこの伊仙町が先ほど話したように、世界自然遺産という大きな中で環境問題をより改善していくことが重要だと思っております。

○14番（美島盛秀君）

私は、今の町長の答弁を聞いていると言いわけにしか過ぎないと思います。

私も、あるいは多くの町民がこういう環境問題を整備してできるということは期待していたはずであります。

2業者にしてもらいたいと、これは裁判の内容等を見ても競争の原理に値しないとか言うような意味も含まれておりますけれども。

やはり、伊仙町においては、2業者、あるいは3業者でも私は構わないと思います。

実際に私はその住民として1業者であればいろんな問題過去ございました。

そういう観点からしますと、住民サービスという観点から2業者は妥当だと思っております、私も紹介議員になって請願を出させていただきました。

そういう意味でやはりきちんとした法を踏まえて、やらなければいけないということでありまして、この伊仙町の浄化槽に関する条例、その規則の中に保守点検については、月1回以上巡回し、浄化槽の適正な維持管理に努めることという点がございます。

さらには、第10条に浄化槽清掃業者及び保守点検を業とするものは、その月における保守点検実施結果を浄化槽保守点検管理報告書により翌月の10日までに、町長に報告しなければならないと書いてありますが、既存の業者の公用な報告書は提出されているのかお尋ねをいたします。

○環境課長（美延治郷君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらのほうで過去には書類が出ていませんでした。

こちらのほうから強く要望いたしまして書類の提出をお願いしたところ、今年の7月に提出がありました。

5,000枚ぐらいの個別の訪問の調書が出てきました。

それは、一応預かっています。

今、現在は今年の4月からはまた毎月行くようにということを指導していますので、現在はこちらの要望している様式ではないですけれども、鹿児島県の様式に従って1,120件ぐらいの毎月訪問をしているということで、既存業者から回答はいただいております。調査報告書もいただいております。

○14番（美島盛秀君）

これは、私の個人のものです。

去年、一昨年、以前は私浄化槽を取り付けて10年になりますけれども、これを私がもらったのは、今年に入ってからです。

見てみますと5月からあるようでありますけれども、それ以前にあまり見たことがありませんでした。

そこで、5月に検査をした結果で請求書が来ました。

その以前に私は臭いがひどいということを何回かそのくみ取りをしている人が来て、するときに

は言ったことがあります。

道で会ったときも、うちのは臭いがひどいよということを行ったことがあって、来てみてもらったことなどありますが、既存の業者は、こういうようなこと怠っていたとしか私には思えません。

だから、そういうようなことがあったから、新しく新規に業者が伊仙町の環境問題に取り組んでいかなければならないという思いで、新規業者が出てきたものだろうと私は受け止めております。

そこで、この請求書が3万8,880円。これ普通の請求だと思えますけれども、徳之島町や天城町にも聞いてみましたら額面的に高いと思っております。

また、身内の人たちにも幾ら来ているのと言ったら、同じ額が来ていて高過ぎるよと文句を言ったら下げたくれたと。

こういう価格については、統一性はないみたいですね。

だから、私も支払いするのを今控えていますけれども。

もし、この新規業者が出てくれば、いろんな住民サービスには大いに役立つ、額、あるいはサービス面ということで町長も何回かそういうことを話されていましたが、2業者体制がいいということを考えているようであります。

こういうようなことを、きちんと行政が怠ってきたという責任があります。

その責任は、私は一般の新規業者とかあるいは既存の業作とか、責任があると思えますが、町長の行政のもたらす負の手續上、怠ったことという責任は、重大だと思っておりますので、あともって町長の責任問題についてもお尋ねをしたいと思います。

それでは、次の2番目の平成27年8月11日に紹介議員4名、請願署名人800名の署名をつけて請願が出されているが許可する考えはあるのかということで、町長は許可するという答弁でありましたけれども、その再度お尋ねします。

今出ているまた委員会報告もあったとおり、また本会議でも採択されておりますので、いつ許可を出すのかお尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

先ほど、少し答えたのですけれども、美島議員は3番の質問の中にあるように、今、既存業者と新規業者との刑事告発があつて係争中でございますので、この点は、経過を見ながらその結果を見て、前向きに検討していきたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

今の町長の答弁を聞いていると、これ全く見通しの立たない答弁です。

裁判というのは、1年、2年かかるかもわからないし、最高裁行けば5年、10年は簡単にかかります。

だから、町民に大きな不利益を与え、その不利益を与える責任については、町長にあると私は申し上げているところであります。

もし、この裁判が長引いたとすると、この新規業者も設備投資やら、いろんな裁判の問題等々相

当な出費があると考えられます。

そうなりますと、お互い町と既存業者、新規業者、お互いの裁判闘争になりかねないと思いますけれども、そこら辺りの町長の考えはどう受け止めていますか。

○町長（大久保明君）

今、申し上げたように、この刑事告訴がありまして、新規業者が管理者の資格がないということで、既存業者が訴えたわけです。

それはそのまま係争していきませんが、新たに、別の管理者を雇用、管理者として会社の名前に入れて、また申請が出てきた場合にどうするかということで、今、弁護士と町の顧問弁護士と相談中でございます。

その相手側の既存業者の主張は、その刑事事件は刑事事件で既存業者の主張は、その刑事事件で責任者と私が個人で話した内容ですけども、それは個人で話ですので言っていることが法に則ったことを言っているかどうかは、私は確認できません。

この刑事事件が成立したら、それをその新規業者は新しく申請することが、いろんな環境協会とかそういう中でできないだろうという話でした。

それも含めて、いろいろ町の顧問弁護士と相談して、その辺をどう対応していくかということ、今、考えている状況ですので、その辺の取り消し、既存業者が裁判でこのまま係争が続いて勝った場合はできないということが本当にあるのかどうか、それもまた確認しなければなりません。

そして、町と既存業者と新規業者、お互いの裁判訴訟になったりすることは最悪の状況ですから、こういうことだけは、混乱が混乱を引き起こすようなことはあってはならないと思っていますので、いろいろこのことを今、美島議員が話したように町民にいろんな負担をかけるとか、それから町が混乱をすとかあっては絶対なりませんので、これは先ほど話したように美島議員自ら話したように、伊仙町議会のチェック機能がなかったことは議会としても反省するということでありますので、伊仙町議会の中でもこの町と議会というのは、いつも車の両輪でありますので、そこのところもしっかりと考慮に入れた形で、私は今回のし尿処理の以前の問題で、生ごみの件でもいろんなびっくりするような圧力があります。

この環境協会という県の組織、全国組織というものは、まずは競争原理というものが成り立たないと。

それは、環境問題がいろいろ出てきたのは、脚光を浴びたのは水俣病などから出てきましたが、そのころと今とは、価値観もいろいろな考え方も周りの状況も大きく変化してきている中で、以前はみんなが絶対にしたくないと嫌がるような仕事をやってきたというのは、歴史の中であったわけです。

今はそういう時代ではないとこの住民サービスのためにも、私は、競争原理は必要だと思っています。

そして、先ほど、美島議員の質問の中にもありましたけれども、この1業者が何らかの形で停止し

た場合どうなるかというふうなことも今回考えていかなければなりませんし、競争原理を否定している理由がこの2業者があって、お互いに倒産した場合どうなるかということも、私は環境協会の方々から話を、そういうふうなことを主張してきたので、そうすると、伊仙町においてこのままで行ったほうが良いというのが観光協会の考え方ですけれども。

そこで、かなり議論をしましたがけれども、私の考えと環境協会の考え方は全然接点がなかったのですが、生ごみのときは、それは既存業者もある程度納得して、訴訟にはならなかったわけです。今回は、いろんな事業の内容などを考えてみたら、やはり、今出てきた我々もみんな気がつかない既存業者が町の条例を守ってなかったということなどが明らかになってきたことなど、こうしていくことで、より正しい形の環境問題の政策は進んでいくわけですので、今後ともそういう形で2業者が切磋琢磨したような形になっていくのが正しい方向だとは考えております。

○議長（琉理人君）

14番、美島盛秀君に申し上げますが、今、この件について、議会の発言は慎重でまた重要なことになりますので、今②の許可する考え、今、③に移っておりますが、対応する町長の見解この程度に質問をとどめてお願いをいたします。

○14番（美島盛秀君）

町長のおっしゃることは十分理解できますし、また私も同じような考えを持っている立場であります。

そういうことで再度お尋ねをいたしますけれども、この新規業者8月11日付で申請がなされていると思いますが、この書類等に不備、あるいはさっき町長が答えられた技術者等々に問題があるということが見受けられるのか、その申請書について適当なものであるのか違法性があるのかお尋ねをいたします。

○環境課長（美延治郷君）

申請の書類に関しましては、不備はないと認めております。

○14番（美島盛秀君）

それでは何の不備もないということですので、早急に許可を出して、そして、これは裁判には関係ないと思います。

町長がさっきおっしゃられましたけれども、町長の権限で許可出せるわけですから、許可を出してそして十分な住民サービスが行き届くような努力をしていただきたいと思います。

それから、この裁判等々このように至った経緯等につきまして、さっき示しました個人の浄化槽。

○議長（琉理人君）

企業に対する感想とか、そういうのは控えてください。

○14番（美島盛秀君）

これは、私の個人のものでありまして、例えば、学校とか公共施設、こういうところの浄化槽処

理はどう行っているのか。

例えば、学校関係は教育委員会だと思います。

あるいは、また役場関係はそれぞれの担当課あるいは総務がくるとは思いますけども、こういう調査経過等の伝票等こういうのがちゃんと精査されているのでしょうか。お尋ねをいたします。

○環境課長（美延治郷君）

一応、検査をした結果は管理者、例えば、町だったら町長のほうに、あるいは学校だったら教育委員会のほうに提出が行っているはずですが。

その控えが町のほうには提出があるものだと思います。

○14番（美島盛秀君）

当然、こういう結果が提出されているとされているということですが。

例えば、学校関係で各小中学校、幼稚園等含めて教育委員会にこういう書類等、結果の伝票等が届いているのかどうか。

あるいは役場庁舎内それぞれの課、例えば経済課であれば外部にある加工センターとか、あるいは総務の管轄する公民館とかそういうところの浄化槽についても、当然、こういう伝票等が届いているはずだと思います。そういうのを精査できているかお尋ねいたします。

○教委総務課長（仲島正敏君）

ただいまの質問についてお答えをいたします。

今年度に関しましては、浄化槽維持管理記録表が業務委託をされている会社のほうから出されております。

あと、毎年条例の11条にありますとおり、鹿児島県の環境研修センターのほうから毎年検査のほうもしているということで、報告を受けております。

○総務課長（樺山 誠君）

行政の中にはいろんな浄化槽がございますが、うちの浄化槽においても清掃をしている現場を見ておりますし、年度ごとの清掃をしている現場も見ております。

あと、検査書の控えがちょっとあるかどうかしっかりまた確認して後ほど報告していきたいと思っております。

清掃等は行っております。

○企画課長（池田俊博君）

企画のほうにおいても、ほーらい館とか、なくさみ館と浄化槽施設等がございますので、また先ほど総務課長のほうが答弁したとおり、追って連絡させるようにいたします。

○社会教育課長（明 勝良君）

社会教育課の施設等におきましても、教育委員会同様に管理がなされていると報告を受けております。

以上です。

○保健福祉課長（松田一郎君）

保健福祉課の管轄は生活館ですが、約7施設ぐらいの浄化槽がありますけれども、環境保全協会のほうかも一応検査をして、指摘あった分についてはそういったものに対応してはおります。

検査書についてはまだ確認しておりませんが、後ほどまだ確認して一応検査しているということと聞いております。

○議長（琉 理人君）

各課、総務課長のほうで全部まとめて報告をするようにお願いいたします。

美島議員、それでよろしいですか。

○14番（美島盛秀君）

各課にいろいろ公共施設、浄化槽が設置されておるわけでありますので、十分そこら辺りは公共施設であります。

多くの町民が訪れる場所でもありますので、しっかりと管理をして報告ができるように。

あともってよろしいですので、そういう伝票等ありましたらコピーでもいただければいいのかなと。

今後のために資料としていただきたいと思います。

質問に対しては、ほぼ答弁がいただけたと思いますけれども、このことを強く反省をした上で今後、町民の不利益にならないような行政運営を進めていただきことを、それから早目にこの新規業者に許可を出して、住民サービスが十分にできますことをお願いして質問を終わります。

○議長（琉 理人君）

これで、美島盛秀君の一般質問を終了します。

次に、上木千恵造君の一般質問を許します。

○4番（上木千恵造君）

おはようございます。4番、上木千恵造でございます。

平成27年12月定例会において、一般質問の許可が議長よりありましたので、通告してあります2点について質問をいたします。

まず1点目、面縄港の整備について、面縄港は昭和28年度の復帰直前までは、砂糖の積み出し港として、また沖縄との交易港として大変栄えた港だと聞いています。

昭和54年からは、小型漁船対策として港湾整備事業を進め、平成7年度に完了し、ご承知のとおり現在は漁港として利用しています。

伊仙町はその立地条件から農業が主産業の町であり特に近年はバレイショ、畜産等が飛躍的な伸びを示しており、バレイショは年間2万t、肉用牛の出荷頭数も年間3,000頭近くに達しており、今後も大幅な生産増が期待されます。

今後の農家経営の安定化、生産向上を図るためには、輸送コストの軽減は欠くことのできない重要な課題だと思います。

面縄港を商業港として整備し農家のコスト軽減を図ることは伊仙町に大きな経済効果をもたらすとともに、地域活性化対策にも大いに寄与できるものだと思います。

このような観点から、新規に港湾整備計画を策定し面縄港を前向きに検討することはできないのかお尋ねいたします。

次に2点目、伊仙中部地区の畑地かんがいの現況について、伊仙中部地区は伊仙町で最初の畑総事業であり、事業完了後二十数年が経過し農家所得の向上にもそれなりに寄与していると思います。

しかし、現状を見てもと、かんがい排水の利用状況は、当初の計画どおりには進んでいないように思いますが、町としてどのように把握しているのかお尋ねします。

また、あわせて中部地区のかんがい排水を利用した、営農計画は策定されているのかお伺いをいたします。

これで、1回目の質問を終わります。2回目以降は自席から質問をさせていただきます。

○町長（大久保明君）

上木千恵造議員の質問にお答えいたします。

面縄港に関しましては、過去2回計画書を策定し郡の町村会、そして徳之島3町の議員大会、郡の議員大会などで陳情活動を行ってまいりましたけれども、1回目が継続審議、2回目もそういう状況でございます。

今、島内の道路のアクセス状況なども大きく変化してまいりました。

詳しくは経済課長のほうから答弁させていただきますけれども、その時代のいろんな要請は大きく変わってきた状況の中で、面縄港の今後の商工化さらに緊急の定期船等も契約できるような形の港に整備することは、私は大変重要であると思っております。

10年前はこういうことを県のほうに要望しても、ほとんど相手にしてもらえないという状況もありましたけれども、島内の他港の今の船を受け入れるキャパシティ、いろんな荒廃地の問題、安全の問題などいろいろ考えてみた場合、徳之島全体がこれから大きく発展していくために、新しい港が必要ではないかというふうに今考えておりますので、前向きに検討していきたいと思っております。

詳細については、建設課長のほうから答弁させていただきます。

この中部地区の畑地かんがい事業に関しましては、昭和40年代から始まったと思いますが、かなり課題が出てまいりました。

高齢化によって管理自体がいろいろできない状況など、また、スプリンクラーの故障の問題など、いろいろ出てきた中で土が当時は土地改良事業のとき、土の量が少なかった中で今、表面の土がかなり流出もしていることなどがありますので、農家の方々が本当に意欲を出してできるような形の新しい土壌改良事業なども今考慮に入れて県と交渉している状況でございます。

詳細については、担当課長のほうから答弁させていただきます。

○建設課長（中熊俊也君）

今、町長からもご説明がありましたが、補足的に説明していきたいと思っております。

この面縄港の長期整備計画は以前、平成元年と平成20年に策定され、要望書として提出されていますが、これをもとに今年の7月から9月にかけて県の港湾係長、空港港湾課長、禧久県議、金子代議士などが相次いで面縄港を見にいきまして、いろいろ指摘があったのですが、もっとコンパクトにできないかという指摘と、必要性というのをもっと要望書に入れ込んでほしいと。

何で必要なのかというのを入れ込んでほしいという指摘がありまして、コンパクトというのは、もうちょっと安くできないかということだと思いますが、そういう指摘がありました。

それを受けて、20年度にコンサルタントに頼んでありますが、そのコンサルタントがちょうど一昨日、徳之島町の要件で見られていまして、いろいろ話聞きましたら商業港として使うなら一番コンパクトでこれ以上小さくしたりすると効果がなくなりますよというような指摘がありまして、逆に、今、水深が5.5mで計算策定しているみたいですが、7.5ぐらいまでの水深をとらないと緊急時の客船の入港としては、今の20年度に策定した計画では客船などが入るのは難しいよということで、いろいろ指摘されアドバイスを受けました。

そのようなことを受けながら、やっぱり関係各位というか団体を集めて協議委員会なるものを立ち上げて検討していきたいと思っているところであります。

以上です。

○4番（上木千恵造君）

このことについては、私、当時建設課長をしておりました、東側に増築をするという案で1回要望書を提出したことがあります。

その当時、町長と2人で港湾課にお伺いして出しましたが、その当時は先ほど言ったように港湾課では相手もしてくれなかったと、そういう環境でした。

その後、平成26年度ですが、当時の石破幹事長が島に見えられたときも陳情していると思います。

その石破幹事長に陳情したときのその後、国とか関係機関から返答とか回答とかはあったでしょうか。お伺いします。

○建設課長（中熊俊也君）

直接、石破大臣のほうからはなかたのですが、それを受けて金子代議士などが見に来たのではないかなと思っているところであります。

○4番（上木千恵造君）

当時、議長が自民党の支部長でちょうど陳情書を手渡しているところを見ていましたけども、形式的なのじゃなくて、やっぱりその後港湾課に電話してその陳情を出していましたが、ぜひ、また当時の幹事長ですので聞いていただいて、返答等があれば聞いていただきたいと思います。

それと、面縄港については、五ラン大原線も完成して港も近くなりました。

そういう関係でぜひ前向きに進めていただきたいと思いますけれども、これを今後、伊仙町の重点施策として進めていく考え方は町長にはないのかお伺いをいたします。

○町長（大久保明君）

この県の港湾課長が来られたとき、やはり国のほうから視察に行くようにということがあったそうであります。

その後、九州地方整備局が主催する九州の港湾課の総会に参加いたしまして、このことを要望いたしております。

この間、5年ほど前から伊仙町出身の港湾関係の国の役人の方々からも、今が一番いい時期であるから再度要求したほうがいいのではないかとということを金子先生、そして保岡先生からもそういう話があったということであります。

そして、この次期奄振の公共事業をどうするかということの中で、このことを先般も要望書は持っていきませんでしたけれど、両先生に説明をいたしました。

この公共土木もかなりダム後の事業が土地改良事業の同意等がなかなか進まない中で減額されています。

新しい国交省のインフラ整備に関しましては、道路事業が郡内においてかなり完成に近くなっています。

ただ、伊仙町が今一番、県道事業が遅れているわけですが、そういうことなど奄振の予算、一度、六十何億減ったわけです。

それから奄振とか、いろいろ国の要望というのは全て前年度比何%という形で財務省と交渉としていくわけですが、

60億下がったのを今やっと、要望額240億ぐらいまでいきますけど、以前は三百何十億あった予算がまだ二百数十億しかないわけですから、奄振全体を確保していくというという意味においても、新しい港湾の事業というのは、奄美全体の中でも奄振の今後の維持と拡充のためにも、そういう意味でも必要なわけですから、郡内のいろんな自治体でこんなに大きい港湾が伊仙町にないというのは、避難港など考えてみた場合においても、面縄港の形というのは先ほど話したアクセスの問題、安全性の問題、そしてバレイショの集荷場の問題等、いろいろ考えてみた場合、大変重要であると思います。

そういう南西糖業の社長さんにもこの前お願いをして営業活動はして、今後ともまたしていきますので議会との協力した形で行政活動は続けていきたいと思っております。

○4番（上木千恵造君）

今すぐから手がけても事業が実現するのは3年、5年後だと思います。

そういうことで、今から毎年陳情等行った地道な陳情活動が大事なことだと思いますので、町長中心に面縄港の実現には、ぜひ、前向きに検討していただきたいと思っております。

我々議会としても一生懸命努力していきますので、どうか面縄港については、町の重点施策でぜひ取り上げていただきたいと思っております。

これで1点目を終わります。

○議長（琉 理人君）

次に、中部地区の畑地かんがい事業について、耕地課お願いします。

○耕地課長（穂 浩一君）

上木千議員の伊仙中部地区畑地かんがい事業の現況についてお答えをいたします。

伊仙中部地区の畑かんにつきましては、伊仙町土地改良区が管理している畑かん面積1から9校区までありますが、249.2haございます。

受益者としましては、350名でございます。

今の管理状況につきましては、そのうち2工区の2.7ha、3工区のうちの3.1haがメタリングバルブ等の故障等で通水ができない状況になっております。

2工区につきましては、通水ができていない面積が2.7haのスプリンクラー本数にしましたら42本、3校区につきましては、3.1ha、スプリンクラーが45本であります。

全体では4,546本ございますうちの、この本数が今、通水できなくなっている状況でございますが、ここにつきましては、メタリングバルブが破損されておりまして、所有者に修理のほうの依頼をしているところでありますが、数十万かかるものですから、なかなか修理をしていただけない状況になっております。

同じローテーション内のこの面積について散水ができていない状況でございます。

メーカーとも話をしながら土地改良区のほうとか町でお金を出して個人の破損したものを修理するわけにはいきませんので、側溝だけ安価でとめられるような方法がないということで今打ち合わせをしているところです。

安価でできるような状態でありましたら、地元業者で側溝だけをとめて他のところ散水できるようにしていくようには、打ち合わせを重ねているところであります。

営農計画につきましては、経済課と畑かん部会からそういうのを通じながら連携をしておるところであります。やはり、一番キビとバレイショがメインとなっておりますので、キビとバレイショをスプリンクラー散水によって増収しながら、他の園芸作物を順次進めていきたいと今考えております。

以上でございます。

○4番（上木千恵造君）

2工区とか3工区とか言われましたけれども、場所がよく理解できませんけれども、2工区はどの辺ですか。

○耕地課長（穂 浩一君）

2工区は、東伊仙西の下のほうでございます。

3工区は中伊仙の下のほうになっております。

検福のほうから1工区、2工区となっておりますが、2工区は東伊仙の下で、3工区は中伊仙の海側のほうでございます。

○4番（上木千恵造君）

2工区と、3工区については故障等で当分使えないと、今、補修計画をしているところというところと思いますが、その他、先ほど全体で4,000基ぐらいのスプリンクラーがついていくという答弁がありましたが、その4,000個のうち実際に稼働しているのは何個ぐらいだと想定されますかね。

○耕地課長（穂 浩一君）

正確にはちょっとわかりませんが、今、スプリンクラー等の故障があれば土地改良区のほうに連絡が来て、修理の依頼がございます。

今のところ修理代が週1件程度あるわけですが、その都度、安価で安くで直せるところと、また受益者がお金を払って修理するものについては、順次修理をしておりますので、ここ以外に散水できないと思っているところであります。

○4番（上木千恵造君）

私もその辺しょっちゅう通りますが、スプリンクラーが動いているのはほとんど見たことがあまりございません。

そういう関係でまず水量がうまくできているのかなと疑問をもたざるを得ないですけど、今後、経済課とあわせて実証実験等もしてスプリンクラーの利用を進めるという答弁でしたけれども、ぜひ、今、私の家の近くでも実証実験をしているようです。

サトウキビとバレイショの成果が早く出てスプリンクラーを使った水を使った農業が進められていくようお願いをいたしたいと思います。

それと壊れている箇所については、役場で調査をして、これを各個人にでも伝えて補修計画等は立てることができないのかお尋ねいたします。

○耕地課長（穂 浩一君）

現在、最初にもお話したとおり、伊仙町の土地改良区がこの畑地かんがいの管理者でございますので、そちらのほうで年1回、散水の水代、それを徴収するために各メタリングバルブを回って見ているようでございます。

そのあとそれぞれの受益者に水代の支払いをするときに、水が出ないところについては、水が出ないですよという連絡が今多分来て、それを直して行っているというところだと思いますので、なかなか全体水が出ているかどうかというのは、ちょっと調査が難しいところじゃないかなと思っています。

また、出ないところについては、受益者から連絡が来るものだと思っております。

○4番（上木千恵造君）

先ほどの答弁の中で受益戸数が350戸あるということでしたがけれども、350戸のうちまだ現在水を利用した基本料とか、料金を支払っているところは何戸ぐらいあるのですかね。

これ全体350戸全部支払いはされているのかお伺いします。

○耕地課長（穂 浩一君）

これも土地改良区のほうで管理をしているわけですが、現在、219名の方々に賦課金の送付

をしていて、どれぐらいの徴収率があるかというのはちょっと土地改良区のほうにまた伺ってみたいとわかりませんので、あともって資料提出したいと思います。

○4番（上木千恵造君）

350戸のうち実際に料金を支払っている方は219名ですか。

約6割弱ですか、それぐらいの人しか料金は払っていないと。そういうことで土地改良区としての調査不足もあると思いますけれども、今、耕地課長のあとでまた資料を出すということですので、それでいいかと思います。

ぜひ、徴収率を少しでも上げるようにして、維持管理がしっかりできるような体制で今後頑張っていたきたいと思います。

終わります。

○議長（琉理人君）

これで上木千恵造君の一般質問を終了します。

暫く休憩をいたします。午後は1時より始めます。

休憩 午前11時18分

再開 午後 1時11分

○議長（琉理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、福留達也君の一般質問を許します。

○7番（福留達也君）

皆さん、こんにちは。7番、福留でございます。

平成27年第4回定例会において、ただいま議長の許可がありましたので、一般質問を行いたいと思います。

通告してありました地方創生に関し、幾つかお尋ねしたいと思います。

昨日の一般質問とも重なる部分が多いとは思いますが、樟南二高の生徒もいらっしゃっているということで、改めて通告どおりお伺いしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

本日は、樟南二高の生徒さんが傍聴に来ています。

自分たちの暮らす地域の行政あるいは議会のやりとり、どんなことをしているのか、そんなことを聞きながら、来年は18歳以上の方には選挙権も賛成権も与えられると、そういった環境にもなっておりますので、自分だったらどういったやりとりをするか、将来こんな地域をつくっていきたい、そんなことを考える参考にしていただければと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

まず、1点目の総合戦略や人口ビジョンを策定し、国への提出が12月中という答弁を先日の特別委員会の中で行っておりますが、今年も残りわずかでありましたが、今月中に策定し、提出できるのか改めて進捗状況等を伺いたいと思います。

次に、総合戦略を策定するに当たり、町民への普及活動はもとより、各種団体による推進会議は定期的に開催されているのか伺いたいと思います。

今後の伊仙町を担っていく10代から30代の若者や若い世代や役場職員等からの意見も吸い上げて総合戦略を作成したのかもあわせて伺いたいと思います。

次に、現在、急ピッチで作成していると思われる離島版C R C C構想を中心とした伊仙町総合戦略の概要を、先般10月末に採択された先行型上乗せ交付金による事業の進捗状況とあわせて伺いたいと思います。

次に、住所地特例について伺いたいと思います。

住所地特例と言いますと、例えば他の市町村から伊仙町内の介護施設等に入所した場合、その入所された方に係る諸経費を入所前に所在していた市町村が負担する、そういった制度であります。

10月29日に開催された第2回目の地方創生特別委員会の時点においては、諸経費に関する負担額の按分や補償等に関し、はっきりしていないとの答弁でありましたが、その後何らかの進展があったのか改めて伺いたいと思います。

大きな2点目として、へき地保育所のあり方について伺いたいと思います。

11月25日に監査委員による定期監査に合わせ、町長初め執行部の皆さんとともに我々、特別委員の委員も同行調査させていただきました。

国の制度の変更により、へき地保育所は、5年間の移行期間を経て認定保育園となっていくとのことでありましたが、施設の老朽化、トイレや遊具等の不備、保育士の勤務体制や待遇の改善等々、保育サービスの質の向上に関する課題は山積み状態でありました。

子宝の町と声高に宣伝しているのにその内実は余りにも脆弱であると感じました。

先日の視察を踏まえ、現状をどのように改善していくつもりなのか、さらに5年間の移行期間後には東部地区を中心とした保育所のあり方をどのように考えているのかを伺い、1回目の質問を終わりたいと思います。

○町長（大久保明君）

答弁の前に、今日は樟南第二高校の生徒さん方、毎年傍聴に来ていただきまして、ありがとうございます。

皆さん方がこれからいろいろ島外に出て就職される方が多いと思いますけれども、いずれまた島に帰ってくるという希望もあると思います。

皆さん方が帰ってこられるような体制、仕事づくりもこれから一生懸命やっていくのが役場の大きな仕事であります。

樟南二高にも説明会に行きましたけれども、糸木名のほうに日本マルコという会社がありましたので、2年後から、4月には採用はもう決定していますので、その後は樟南二高を中心に樟南二高の枠を設けていきたいと、社長が申しておりますので、ぜひ、島で仕事するようにと。

しかし、1回は島から出ていきたいと思っているかもしれませんので、その場合は、横浜とか神

戸の工場に働いて、3年したら帰ってくるということも、会社のほうは考えていますので、参考にさせていただきたいとか、これ、大変優秀な会社ですから、頑張らせていただきたいと思います。

それでは、福留達也議員の質問にお答えいたします。

総合戦略策定ビジョンは12月中に策定をすることで、今、着々と進んでいますので、具体的には企画課長のほうから答弁をしていただきます。

CCRCに関しましては、これは、総合戦略の中の一部でありますけれども、来年の3月までに上乗せ交付金は活用していくということで、その中で、いろいろ出た実績データからすると集落地区の方々の、今、ヒアリング中でありまして、参考にしていきたいと思っております。

それから、2番目の質問でございますが、意見聴収はかなり今進んでまいりまして、以前5月、6月に各集落で行った地方創生の説明会と違って、各種団体の方々、多いとき25名ぐらいの団体がありましたけれども少ないときは4、5人という形の中で、熱心な意見の交換が行われておりますので、そのことを参考に地方創生の中に盛り込んでいくことは十分できると思っております。

何よりも現場の、そして住民たちのいろんな状況、生活の状況、いろんな苦しい状況などをしっかりとこん中に盛り込んでいくそのことが、真の地方創生の総合戦略、そして人口ビジョンに反映できると思っております。

また、議会のほうでも特別委員会で申し上げたとおり、何か活発な提案等、意見等が出ております。

詳細については、また担当課長のほうから答弁をしていただきます。

3番目の離島版CCRCの推進に向けてということは、伊仙町が長寿世界一、健康長寿の町、子宝の町、出生率日本一の町ということで、ほーらい館を中心とした健康長寿をするために全国からいろんな移住を募ってきたと。

その中心になるのは、まずは出身者でございますけれども、そのための上乗せ交付金を申請したところ、ほぼ満額の予算が獲得できました。

これを、さらに3月までにいろんな調査事業またはいろんなバスの購入などをして、地域間の離島版CCRC伊仙町の場合、今日たまたま、毎日新聞の全国紙に全国で15地区の移住希望自治体ということで、3,500人の具体的なデータが出ておりますけれども、伊仙町は250人ということ、5年間で250人ですから年間約50人です。

この根拠に関しましては、今、伊仙町にこの3、4年間の平均をとりますと、Uターンの方が大体50人以上帰ってきています。

そのUターンの方々以外にも、帰りたいけれども住宅がないという方々、畑がないという方々がいるので、それをいろいろ推計していきますと、年間50人の移住は十分可能であると思っております。

ただ、この移住という概念の中には、行ったり来たりする二地域居住なども含まれておるし、お試し移住という形でも含まれておりますので、250人5年間ということは、決して高いハードルでもないと思っております。

また、その中には仕事があれば今までの技術を生かして島で仕事をしたいとか、ただ高齢者、夫婦で年金で生活できる方々は自然の中で生活したい、行きたいという方々、いろんなタイプがありますので、そういうことを含めて250人ということでもあります。

また、これ以外にも、親子留学などをこの予算の中で、推進をしていきたいとも考えておりますので、具体的な話に関しましてはまた、企画課長のほうから答弁をしていただきます。

4番目の住所地特例等については、これはまだ明確には決定をしておりませんが、担当課長のほうから答弁をしていただきます。

2番目のへき地保育所の現状と改善策に関しましては、この前、議会の方々に同行いたしまして5へき地保育所を視察いたしました。

古里の保育所の中で保育士を代表して要望事項がございました。

本当に、訴えを私たちはさらに謙虚になって聞いていかなければならないと。

また、トイレなどの劣悪な環境の中で子どもたちが、旧式トイレ行くのも怖がるという状況の中でいい保育ができるかどうかということなどを考えてみた場合、東部地区はあと5年でへき地保育所は廃止になりますので、より早い段階で東部地区での認可保育所の件も、要望等がありますので、町としては前向きに検討していきたいと考えております。

第1回目は以上でございます。

○企画課長（池田俊博君）

福留議員の質問にお答えする前に、樟南二高生の皆さんには、今、議会のほうでどういった議論がなされているか、その大元となる地方創生という事業を少し説明させていただきたいと思います。

この地方創生というのは、皆さん、今、総理大臣は誰だかわかります。

安倍さんですよ。

2年ぐらい前に、徳之島のほうにも石破茂、当時は幹事長でしたけれども、今年の流行語大賞の中にも「自民党は嫌よね」って言った方、わかりますよね、彼が今この地方創生を担当している大臣です。

この地方創生というのは、どういうことかと言いますと、今から50年後、2060年においては、日本の人口がこのままの状態で行くと7,000万人ほどになってくると、やがて半分ほどの人口しかいなくなってくるということで、これは、もう大変なことだということで、この人口をどうにかして、2,000万ぐらいの減少で1億の人口を維持しようということを、今のほうではやっています。

皆さんのほうでも、今の年金のほうでは、今現在においても2人で高齢者3名をこうやって支えている状態です。

ということは、ピラミッドのこの三角が逆の三角形で、もう支えきれない状態がこれから続いていて、さらには1人で1人を支えていくような状態になってくるということです。

これをどうすれば解消できるかということで、今のほうでは地方創生で、まち・ひと・しごと総合戦略を国で作成して各町村においてもこの戦略ビジョンを作成しなさいということで、今、今度

の12月に伊仙町においては、これをつくり上げる計画で進めているところであります。

今、議会のほうと執行部のほうでは、これをどういうふうにしてちゃんとしたもの、実際にやっていってできあがるものをつくろうということで、産・官・学・金・労・言で議論をしているところであります。

この中で、国が示しているのが、地方における安定した雇用の創出、さっき町長が話しましたが、糸木名地区に貸工場をつくっています。

今年の5月、6月ごろに日本マルコさんのほうから来て、樟南第二の皆さんのほうにも少し説明というか、学校の見学にも行ってあります。

この日本マルコさんというところは、横浜と名古屋と与論にも工場があって、今度4月から伊仙のほうでもこれが稼働するようになります。

ですから、来年度あたりから毎年、樟南第二生を5名、徳高生を5名の枠をつくりながら、毎年こうやって、順次採用していくという計画もしています。

そして4つ中の一つがそれで、もう一つは地方への新しい人の流れをつくるということで、市町村へ人口を増やすということです。

これが、さっき町長が話しましたC C R C事業というということで、これは国の中にあつた最初は、老人ホームをつくってそこに人を寄せるというような考え方がありましたが、ここ数カ月の間でこれでは市町村が受け入れてくれないと。

だから、働けるうちで伊仙町のほうに、市町村のほうにその人たちを呼び込むという、今まででもIターン者、Uターン者の受け入れというのは各市町村のほうで、それをずうっと目標としてやっています。人口を増やすためにですね。

それをこれからは、このC C R C事業というのでやっぺいこうということで、今度これを特化して伊仙町のほうでもやっぺいこうかという計画をしています。

3つ目には、若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶えるということです。

人口を増やすということ維持するということは、どうしても子どもさんができなければいけない。だから、それをいかにして、子どもを産みやすくし、また育てやすい環境づくりをしていくということです。

徳之島のほうにおいては、出生率が全国でも物すごく高いです。伊仙町は今2.81%ですね。

そして、徳之島町が全国で4位、天城町が全国で10位の圏内に入っています。

そして、あともう一つとしては、時代に合った地域をつくり安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携するということ、地域が、今でしたら、伊仙町の場合は特区にやっているのが、各小学校区、伊仙町には8つの小学校があつて、中学校が3つです。

各市町村は、小規模校は統廃合をして規模的に複式学級がなくなるような形でやっぺいこうという計画をしていましたが、伊仙町のほうにおいては、学校をなくすということは、地域を潰す限界集落をつくり出すということで、これをした場合においては、今、国がやろうとしている地方創生

の一番の大元は、地域が残ることが大元だということで、今、取り組んでいるところであります。

だから、こういうところを考えながら、議会と執行部のやりとりを少し聞いておいてください。

それでは、福留議員のほうの質問にお答えしたいと思います。

昨日も一応お答えはしましたが、繰り返しお話をさせていただきます。

伊仙町においては、昨年度においても第5次伊仙町総合計画を平成27年度今年から平成36年度までの計画を作成してあります。

この計画を根幹としたまち・ひと・しごと創生総合戦略を国の定める4つの大きな指針、先ほど申し上げたあの指針に即して作成してあります。

また、その総合戦略との核となる生涯活躍の町を推進するに当たり、上乗せ交付金で伊仙町の持つ数々の実績をより高度に展開できるようなシステムの構築を計画しております。

これまでの取り組みとしては、9月25日に第1回目の有識者会議を開きました。

それから11月10日には塩田氏の講演会、12月9日には、今日ですけど、松田智生氏による、「ピンチをチャンスに変える地方創生」と題した離島版C C R C生涯活躍の町の可能性という講演会を開催する予定であります。

また、11月4日からの駐在委員会を皮切りとして、観光連盟、建設業界、移住者公聴会、商工会、青年団と各種協議会、団体との意見交換を実施中であり、それぞれの意見を取り上げた実のある戦略を練り上げていく予定であります。

以上のような取り組みを集中して行い、並行して、今、担当課におけるK P I（重要業績評価指標）の再確認及び校正作業を進めているところであります。

今月中には伊仙町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、議会への報告とともにホームページへの掲載、国、県へ報告する予定としております。

以上です。

○7番（福留達也君）

詳細な説明、ありがとうございました。

東京一極集中ということで、その若い世代、要するに、子どもを産める世代の女の子、そういった子が東京圏を中心にそこいらあたりにどんどん流れていくと。

だけれども、そこでは出産や、子育てをする環境が非常に厳しくてなかなか子どもを産み育てることができない。

こういったことがあるものだから、こんなことが30年40年続けば、日本の人口が今の7割ぐらいになると国力が衰退してしまうとそういった危惧から始まっているこの地方創生であります。

今、企画課長が細かく説明したように、大きな4つの柱をもとにつくり上げていきますが、伊仙町としても伊仙町総合計画というのがありますね10年間の。

それ、あるいは農業振興計画、こういったのが基本になりながら進めていきますが、これらと今

度の地方創生の総合戦略、きちんとした整合性を持ちながら計画されているのかそこを伺いたいと思います。

○企画課長（池田俊博君）

ただいまの質問、お答えします。

この地方創生の総合戦略ビジョンですけど、これは昨年度策定いたしました伊仙町の第5次総合計画、これを根幹として、これを基礎としながら、これから先の地方創生に移管する戦略は策定していくように、今、しております。

○7番（福留達也君）

最初、非常にわかりづらかったが、地方創生における総合戦略ですが、これを今年の4月ぐらいから作成し始めて、この前10月末にあった上乗せ交付金の内示、これが11月ぐらいに決まったと。

総合戦略というのを出すのは、来年の3月まででよかったが、12月中に、この前の上乗せ交付金の内示が決まって1カ月もたたないうちに計画を策定して出すと、そこいらあたりの進め方がわかりづらかったが、これは要するに総合戦略というのは、大まかな骨組みみたいなもので、この前あった約5,000万の上乗せ交付金、あれは、CCRCに特化して、より詳しいいろんな調査をしたり、意向のニーズを把握したり、本土の人の意向調査をしたりとか、そういったことをして、3月中に、より肉づけした計画を出す、こういった理解でよろしいですか。

○企画課長（池田俊博君）

ただいまのご質問ですけど、その通りでご理解してよろしいと思います。

一番根幹となるのが、いわば伊仙町にありますのは第5次総合計画が一番根幹にありまして、その中の総合計画の事業の中で、また地方創生の戦略ビジョンが策定され、その戦略ビジョンの中で、またさらに、このCCRC事業というものを特化した詳細な実施設計みたいな形の計画書をつくり上げるということです。

○7番（福留達也君）

わかりました。そのときにも思いましたが、昨日、町長が配ったこの昨日付の南海日日の社説ですが、これでモデル地区が5県32市町村37の自治体のうち5つぐらいが選ばれていくということだと思いますが、仮に、こういったモデル地区に選ばれていくと、こうなった場合にどの程度、そのメリット、普通にしていくのとモデル地区に選定された、そこらあたりの違いをどう考えていますか。

○町長（大久保明君）

これから地方創生の中で日本の地方のあり方、そして、ひいては国全体の人口のバランスなどを国が政策としてやっていくときにその斬新な、そして、この政策であれば、人口減対策が予想以上に早く解決するのではないかというふうな先進的な、例えば、この徳之島の伊仙町における事例が私たちの出す戦略が国の方向性を示すような典型的な例になった地域が選定されるわけです。

そうした場合に、果たしてその事業がどうなっていくかっていうことを国の責任で、その地域を

活用している様々な事業を進めてしていくわけでありますので、この事業の主体は国が中心となるわけですので、大体今までの特別区というのはありますけれど、ただ、特別区になるかどうかは、名称はどうなるかわかりませんが、推進していくための先進的な地域を選定するということですので、国、そして地元が具体的な事業を決定していくということになると思いますので、そうした場合のメリットというのは、いろんな財政的な優遇ということは間違えなく出てくると思いますので、それに向かって今度また加速型交付金が出ましたけれども、いろんな情報を聞きますと、この前上乗せ交付金に漏れた自治体、要望しても0査定だった自治体がたくさんあるわけですね。

そういう自治体が今度は必死になって、今度の加速型交付金に選定してくるわけですから、まさに今回の上乗せ交付金で国はもうばらまきはしませんよと決めたわけですね。

ですから、知恵を出した自治体にこそ予算を配分するということがはっきりしましたので、これはこれからの総合戦略の中身はそういうことを見据えてやっていった自治体に交付金がたくさん下りるといいうメリットになると。

地域間競争の時代になるということだと考えております。

○企画課長（池田俊博君）

ただいまの質問に町長の答弁に少し補足をさせていただきたいと思います。

この事業自体は国が事業主体ではなくて、市町村が事業主体ということであります。

この市町村の事業主体を先駆的なモデル事業となった場合には、国が支援策をこれから講じていくということで、これからのまた政府の議論もまた見ながら、やっていきたいと思っております。

○7番（福留達也君）

2点目の保育所の件ともちょっとかかわってしまいますが、伊仙町は子宝の町、日本一ということで、町長も積極的に宣伝して、全国的に知名度もあります。

そうした場合に、この前のへき地保育所、東部を中心に5カ所程度見てきた、ああいった現状が悲惨だなと思いつつながら、子宝の町として有名な伊仙町がきちんとしたプランというのか、計画を立てて上げていけば、あれがまた、あの辺をまとめた認可保育をこういったモデル地区ということできつくり上げていくとか、そういったことができないのかと思って聞きましたが、そういった可能性というのはないのでしょうか。

○町長（大久保明君）

昨日、政府が、保育所、子育て支援対策そして高齢者介護保険対策ということで、4,000億の事業を打ち出しました。

加速化交付金は、1,000億ですから、そちらのほうにたくさんあるわけです。

その中に保育所の増設、そして介護施設の増設がこれはその予算のほぼメインになってくるわけですので、これは、国の狙いは、一つは首都圏の対策ですね。介護難民が出る対策として今から手を打っていかうと。

これは、地方創生と同時に地方が、あまり受け入れが少ないのであれば、東京の施設をやっぱり

増やしていこうという両方を見据えた今回の予算設定ではないかと思っていますので、もちろん東京だけじゃなくて、全国的に保育所の整備ということはこの予算の中でやっていけますので、これを総合戦略の中に何らかの形で、入れていくことは十分可能であります。

○企画課長（池田俊博君）

また、少し補足をいたしますと、この地方創生に関しては地方の独自の考え方、先駆的な考えかたということで、これまでの保育所の運営形態とかそういうのに関しては、全国一律的な考え方を持っているみたいであります。

これは、ある大学の教授のほうの話した言葉ですけど、伊仙町の中にある、このへき地保育所、3,500円、4,000円で終日預かってくれる、こういった形態の方式があるからこそ、伊仙町においては子育て・子宝というのが恵まれているという話も聞いています。

ですから、こういった独自性のある政策はこれからもどんどん地方創生のビジョンのほうには盛り込んでいければいいと思っています。

○7番（福留達也君）

そうですね。へき地保育所のその負の部分というのか、マイナスの部分ばかり見ずにやっぱり安い4,000円でしたっけ、月4,000円その程度で預かるそういった環境があるからこそ子宝の島だと言われている部分、非常にわかります。

そのいい部分を、維持しつつ、やはり保育環境の質の充実、それも上げられるようなそういった総合戦略の中に組み込んでいけたらと思いますので、ぜひ、頑張ってもらいたいと思います。

じゃあ2点目に、これ、1から3いろいろ混じったものですから、住所地特例のほうお願いします。2番お願いします。

○議長（琉理人君）

②の答弁をお願いします。

○企画課長（池田俊博君）

この答弁においても、先ほど自分なんかでも重複しがちな件がありますので、また同じように話していきたいと思います。

普及活動に関しては、住民への周知については町内19カ所で開催したまちづくり座談会での説明等があり、先ほど話した講演会等を前回と、また今日の開催予定の講演会とさらには今現在実施中にあります各種協議会、団体との意見交換会等で、ある程度の周知の普及活動のほうには大分貢献しているものだと思います。

さらに有識者会議や各種団体との意見交換で、意見をいただいた部分に関しては、その考えが反映できるようにして、これから第2回目に有識者会議等を開催いたしていきますが、その中でもさらに進化した意見を取り入れていきたいと考えております。

さらにまた、各種協議会、団体等の意見交換会の中には、若い方々20代30代の方々もいらっしゃいます。

また、移住者の方、子育てサークル、現在子育てをしている方々と青年団、女性連とからも幅広く意見を聞き、戦略に取り組んでおります。

また、役場の若手職員からなるプロジェクトチームも立ち上げてございます。

この中からいただいた提言等を参考にして計画を策定してまいります。

○7番（福留達也君）

わかりました。半年ぐらいかけて、その集落座談会をしたあれを見せてもらいましたが、いろんな意見があるなあと思っていたところですが、20代から30代、その程度の若い世代がどんなふうに思っているのか、あるいは役場職員がどう思っているのか、そういったところも1つまとめて我々特別委員会のほうに出していただきたいなど。それをどんなふうにその総合戦略に盛り込んでいるのか、そこまで見たいと思います。

それと、今、役場職員のプロジェクトチームが発足しているという話がありましたけれども、一つ思うことは、これはちょっと可能かどうかわかりませんが、町の予算100万ぐらい使って役場の若手職員に、なんかいろんなプロジェクト、いろんな事業をやってみると、そういったことで、彼らが自由な発想で、いろんなことをできる、まあ、結果は問わずに、無駄遣いはいけません、いろんなことを挑戦させる、そういったものがいろんなアイデアが出てきていいのかなと思います、そういった考えというのはどうですか。

○企画課長（池田俊博君）

そういう考え方も、私の中にはありますが、そういった企画力、というか企画を持っているのがあれば、国の補正とか追加の事業申請とか、そういうのがたまに出てきます。

出てきたときにおいて、時間が足りないとか、そういうのが結構あったりします。

ですから、いついかなるときでもこういう企画を持っていて、それをすぐ出せるような状態に、これからはしていきなさいよ、というように若い方々には指導はしていますが、そういうような方向性でまたこれからも、どしどし若い方々、またしに必要な事業に関してはどんどんこれからも事業申請等していきたいと思っております。

○7番（福留達也君）

ぜひ、そういったことを取り組んで、最初の幹部の皆さんがこれはいいよ、これは悪いよとか最初に決めて、これだったらいいとか、そういうことじゃあなくて、まず、させてみてほしいなあとかそういったのを思いますのでぜひ、お願いしたいと思います。

3番目に移りたいと思いますが、上乘せ交付金で、今後いろんな調査をしていくと思いますが、先日行われたコンサルタントによるアンケートがありましたけれども、ああいったアンケートをするときに、我々にも、する前に一回、目を通さしていただきたいなと思います。

議会の中でもいろんな、こんなことを聞いてみたい、あんなことも聞いてみたいという意見が結構あります。

そんなことを素通りされて、急に出されると、おくれてしまった、早くこんなことも聞きたかった

たのにも思ったりもします、今後、まだまだいろんな調査とかしていくと思いますが、する前に一度議会のほうにも諮っていただけないでしょうか。

○企画課長（池田俊博君）

おっしゃるのが本当にその通りだと思います。

また、今回の場合において、少し時間的余裕がなかったもので、私たちと、コンサルタントのほうでさせていただきましたけど、これがまたC C R C事業においても、また調査事業等ございますので、その点に関しましては、議会がすぐに開催できるかどうかわかりませんが、また特別委員会等もございますので、そこのほうと、また密に連携をとりながら、やっていきたいと思います。

○7番（福留達也君）

ぜひ、そういった配慮のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

住所地特例、お願ひいたします。

○議長（琉 理人君）

4番目の答弁をお願いします。

○企画課長（池田俊博君）

④の質問にお答えいたしたいと思います。

先ほど、町長のほうも答弁がございましたが、住所地特例に関しては、主なところ、国のほうの制度改正とか、そういうような動向的なものは、今のところは聞いておりません。

しかし、これから先というか、今の流れでいきますと、移住者の対象がアクティブシニアということで、元気のうちに伊仙町のほうに来ていただけるということで、この住所地特例事態というのに関しては、該当ができない状態で、来ていただけるという方々を、これから選び出していくという形になっていけると思います。

また、この移住者に関しましては、地域社会に溶け込み、子どもや若者など、他世代との共同や秀でた技術を持つ人材の移住で、伊仙町の人材育成にも貢献できるような方々を、伊仙町からの情報を発信で、こういう方々に来ていただきたいということで、また募集活動等もやっていきたいと思っております。

○7番（福留達也君）

誤解しているかわからんのですけれども、保健福祉課長に、ちょっと伺いますが、この住所地特例というのは、例えば、老人ホームに、今、3町の方が入所していますが、徳之島町にいる方が老人ホームに入ってくると、その人たちにかかる給付というのは、徳之島町が負担します。

伊仙町の住民になりながら。

これが当てはまるのであれば、この前、町長が言った、その按分がどうのとか、負担割合がどうの、よくわからないと言いますが。

東京にいる年寄りが、仮にその老人ホームに入所した場合ですよ、空きがあつて、そうなる、東京都が負担するのではないかなと思いますが、実際違うのでしょうか。

○保健福祉課長（松田一郎君）

保健福祉課です。住所地特例については、皆さんがおっしゃってのとおり、介護保険施設を設置した市町村が、他からの住民が来た場合、財源が逼迫する恐れがあるということで、介護保険の中では住所地特例というので、例えば、県外に住んでいた方が伊仙町のほうに来た場合は、住所変更する前の介護施設にいた場合の方については、もちろん住所地特例が使われるわけで、そういったものについては、その先の、例えば、鹿児島市として仮定した場合、鹿児島市のほうが、その市町村が持つべき負担分を持つわけですけれども。

伊仙町の中で、住所地特例が外されているのは、グループホームみさきと小規模多機能の施設賀寿丸です。

あとの他の施設については、住所地特例が認められております。

今、おっしゃったとおり、老人ホームにいた方については、枠組みが決まってもおりますし、入所された方についての費用については、例えば、徳之島町から来ている方たちの分については、徳之島町のほうが持つということで、対応しているという状況です。

保険法の中では、この住所地特例が、市町村の財源を圧迫しないということのあらわれでありますので、そこら辺の御理解をお願いしたいと思います。

○7番（福留達也君）

今、国の福祉の政策というのは、介護給付費が上がるものだから、それを抑制するために在宅介護に向かおうと、施設の建設なんか抑制している。

要するに、要介護状態に移らないために、要支援状態でとどまってもらうために、いろんな今、サロン事業とか徹底して行っていますよね、そういった方向など、今後、施設が増えていくということは、考えられないのですか。

国の政策は、介護給付費を抑制しようとしている割には、東京圏の年寄りが多くて施設をつくらなきゃいけないという話を聞いたりしますが、どうですか。

○保健福祉課長（松田一郎君）

医療費が増嵩する中で、社会福祉が国の予算を占める割合が高いわけです。

それを抑えるためには、今、施設にいるから、例えば、今施設に入っている方、月30万ほどコストかかります。

それを、在宅のほうにもっていくというのが、厚生労働省の方針で、それが在宅医療介護連携の地域包括ケアシステム、施設の方々を元気な方をつくらなきゃ医療費が上がるということで、介護も上がるということで、将来的に厚生労働省が構想として出しているのが、家のほうに帰すということです。

そうすれば、社会福祉費が抑制されるということですので、その方向で、今、県が主体となって医師会を中心として、施設にいる方たち、もちろん、病院にいる方たちも、在宅のほうにもっていくというのが、地域包括ケアシステムであります。

それを、平成30年度には、自治体のほうにおりるということになっておりますので、この地方創生にかかわらず、包括支援センターとしては、この在宅医療連携を推進していかなければならないということで、このシステムを、今、先行型の中の4,700万の事業の中で、先行型ということで、調査費が計上されているようですので、これを使いながら、在宅医療機関のシステムについての構築を、システムづくりをつくっていかねばいけないということのあらわれであります。

今後、やっぱり社会福祉の削減するためには、病院、施設の方たちをできるだけ、地域に帰すというこれが目的です。

そのため、地域サロンとか、そういった形を、サービスを受けて、今度はその人たちがリードマンになって、その受け入れを進めていくという一つの施策でもありますので、地域包括ケアシステムのかん地区があれば、受け入れは大分進んでくるのではないかなと考えております。

○7番（福留達也君）

ありがとうございました。

地方創生に関して、最後に、昨日の新聞見ながら、昨日配られたその社説を見ながら、徳之島町3町で、広域的な取り組みを検討していると、こういったこともありました、僕も、それは、そのとおりだなと思いますよ。

図書館だの、文化センター、そういったのとか、病院とか、なるべくもう、それぞれの町単位で、あんまり作っていかうとかいう方向じゃなくて、もう島一つでそんなみんなで購入していくと、更新のコストもかからないし、投資を抑制できる、そういったこともあるのかなと思います。

それと、この記事でありますけれども、島に帰ってくるきっかけがありながら、どんな感じで、まず、打診していくのかなというのかな、自分が帰っていかうとしたら、まず、どこに何を聞くのか。

例えば、10万ぐらいで生活をしていきたいと、どんな作物、どれぐらいの面積、土地を確保して暮らしていくとか、いろんなその総合的な問い合わせる窓口、この地方創生に関して、そういったのを。

この前、たまたま伊仙町議会だよりを書くに当たって、1人の方、55歳ぐらいで定年して、帰ってきた方で、Uターン者でありますけれども、ふるさとで自分の先祖代々の墓を守りたいと、あるいは自分で自分の家を建てて住みたいと、そういった希望を持って、設計士の仕事をしていたということで、きちんと自分で家を建てたり、農業をしたり、今、はつらつと頑張っている方がいらっしやっただので、地方創生のモデル的な人だと思って、取材してきました。

その人が言っていたのは、例えば、自分が10万で生活していきたいと、そう考えた場合に、逆算的に、今いったような土地をどれぐらい持てばいいとか、どんな作物をどれぐらいつくれば生活ができるとか、そういったのを相談する窓口が一つに集約されていたら助かるなという話をしましたが、そういった総合的な窓口の設置、こんなのは検討しているでしょうか。

○企画課長（池田俊博君）

うちのほうも、一応、移住者の方々と意見交換をしたとき、そういう話がございました。

それで、情報発信の大切さというのを、本当に思い知った感じがします。

伊仙町のほうが、ホームページとかそういうのを、情報発信をいかに発信するかということです。

伊仙町がほしがっている方々に、伊仙町に来ていただく。

例えば、建設業においても、資格を持っている方とか、あとは看護師さん、保健師さん、とかそういう方々が伊仙町に来たら、こういう仕事がありますよ、こういう場所ありますよといったような、そういう情報の発信の仕方をこれから、また一元的にできるように、このCCRC事業でまとめていきたいと考えております。

○7番（福留達也君）

今、企画課長おっしゃったように、そのホームページの充実とか、いろんな情報発信の大切さ認識して、ぜひそういった窓口もつくって、対応していただきたいと思います。

保育所のほうに移りたいと思います。

○議長（琉 理人君）

僻地保育所について、答弁を求めます。

○町民生活課長（伊藤勝徳君）

それでは、大きな2番の僻地保育所の現状と改善策について、福留議員のご質問にお答えしたいと思います。

11月25日に、町内の5カ所の僻地保育所を視察させていただきましたけど、そんな中で、保育士や待遇改善としての要望がいろいろありましたが、中身を聞いてみますと、結構いろいろあり過ぎて、すぐには対応できないと思いますので、来年度、28年度から、一つ一つ改善に向けて行ってきたいと思います。

5年間の中で、できればとは思っています。

あと、保育サービスの向上といたしまして、僻地保育所が7年ほど前になるとは思いますけれども、この徳之島地区の保育所連合協議会に入っていましたが、それが離脱しまして、そういうことで、子どもたちの質の低下につながるかなと思われましたが、研修の機会を捉えることで、保育指導で還元されることを勘案しまして、今年、平成27年度に、また協議会に加入いたしました。

認可保育所の保育士さんと比べると、保育士の数とか、施設等の面におきましては、僻地保育所のほうがちょっと及びませんが、子どもたちに対する気持ちとか、そういうのに関しては、負けてないとは思っています。

あと、子どもたちの伸びゆく可能性を中心にやっていますんで、その子どもたちの望ましい未来をつくり出す基礎を養うし、潜在能力を保育士の目標といたしまして、この理念に基づき、常に子どもたちと接しながら、保育努力を惜しむことなく提供して、実践していておりますので、保育のサービス向上といたしまして、年々向上していけるかなと思っています。

以上です。

○7番（福留達也君）

先日、視察に同行させていただいて、本当、課題が多いのかなと思いました。

幼稚園、保育所といえば、ブランコがあって、滑り台があって、遊び場があって、鉄棒があつてと、そんなのが普通だと思っていましたが、鉄棒があるのは1カ所、本当にびっくりしました。

課長もいろいろ言われると、その財務との打ち合わせをしながらじゃないというのは、確かにわかりますよ。

だけれども、実際、この前回りながら、簡単にできること、例えば、庭の芝生がでこぼこになっている、これも改善してくれといっても、なかなかできないと。

そんなことぐらい、大して金もかからないことですよ。

その集落の若者へお願いするなど、役場のちょっとした材料代出すだけで、できることだと思いますよ。

そんなところに、もうちょっと目配りをして、保育の質を、子宝の町といわれているこの伊仙町の保育の質をもうちょっと上げていっていただきたいと思います。

いろいろありますけれど、これで、一般質問を終わりたいと思います。

○町民生活課長（伊藤勝徳君）

福留議員のただいまの言葉に、私も、保育所は月1回という感じで、回っていいですが、保育士さんの要望に応えられてないのが現状ですので、そういう感じで。

何カ所かは、地域の公民館としてもありますんで、そういう平らにするとか、そういう要望はできると思うので、前向きに進めていきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（琉 理人君）

これで、福留達也君の一般質問を終了します。

次に、岡林剛也君の一般質問を許します。

○2番（岡林剛也君）

議席番号2番、岡林剛也でございます。通告に従い、順次質問をしていきたいと思ひます。

し尿浄化槽清掃業の新規許可について。

現在、表題の件に関して、8月11日付で第3回定例会、し尿浄化槽清掃業の新規許可を求める請願書が、町民800名（町議員10名含む）の署名を付して、提出をされている。

第3回定例会では、この請願は閉会中の継続審査となり、11月27日に開会された総務文教厚生常任委員会において、賛成多数で採択されました。

この結果が、昨日ですけど、本会議で採択されましたが、その実現については、法律上、何の効力も保障規定もありません。

この件に関しては、伊仙町浄化槽に関する条例第3条に、浄化槽の清掃業を営もうとする者は、町長の許可を受けなければならないとあり、許可の権限は町長に委ねられています。

また、条例の第1条、この条例は浄化槽の設置、保守点検及び清掃について規制するとともに、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする、とありますが、委員会で審査を行った結果、町内の浄化槽の保守管理は、適切に行われていないとの見解に至りました。

これらの経緯を踏まえて、町はどのような指導を行ってきたのか。

また、委員会において、町長が許可を出していきたいという旨の答弁をされたことについて、今後、議会の結論も踏まえ、新規業者へ許可を出す意向があるのか、町長の決意を問う、という質問通告を出しましたが、これについては、先ほど、午前中の美島議員の質問と答弁で全て答えられてしまい、質問することがなくなってしまいました。せつかく、地元の高校生も見に来ているので、議長の許可があれば、あと、二つ質問したいことがあるので、どうですか、議長。

○議長（琉理人君）

範囲内でお願ひします。

○2番（岡林剛也君）

ありがとうございます。それでは、自席において、ちょっと質問してみたいと思います。

○町長（大久保明君）

岡林剛也議員の質問にお答えをいたします。

質問内容等に関しましては、今、議員が話したとおり、午前中の答弁のとおりでございます。

この問題は、これから将来にわたり大変重要な問題でありますので、浄化槽業者の方々、2社ありますけれども、しっかりと協議をして、これからの伊仙町の環境問題が改善するために、最善の着地点というものを達せるように、説得をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○環境課長（美延治郷君）

ただいまの岡林議員の質問にお答えいたします。

どのような指導をしてきたかというところですが、私も就任するのが、26年の4月だったので、浄化槽の管理が法律で、年何回とかが決まっているということ、私自身すら知らずに、環境課長という重責を負ったわけですが、その中で、法律で調べまして、昨年度の裁判等もありまして、適切な行政の指導がなかったため、提出をしてなかったという回答がありましたので、私のほうとしては、町の条例規則に従って、ちゃんと正式に役場のほうに報告してくださいということで、文書を再三出して、また、口頭でも指導して、現在は出てくるようになってきているところです。

○2番（岡林剛也君）

常任委員会の審査や、あと請願の町民からも、既存業者とのトラブルが生じて、保守点検をしてもらえなくなった場合には、設置者、家の住民ですけれども、はどうしたらよろしいのでしょうか。

○環境課長（美延治郷君）

浄化槽法でいきますと、基本的には、自分で管理をするというのが基本になります。

例えば、自分でできる方は、自分で管理清掃をすればいいですけども、できないようなトラブルといたしましょうか、今の時代、なかなかそこも自分ではできないようなところですので、そういったところになると、既存は、今は1社しかございませんので、そちらの方にやっぱりお願いする以外に方法はないのかなというふうに思います。

○2番（岡林剛也君）

トラブルした相手の方に頭を下げてお願いをするのも、何ですから、やっぱり2社あるとそういうこともないわけで、やはり、1社というのが、まず間違いのもとじゃないかなと思います。

法律では、年に3回から4回既存業者が点検をしなければいけないと、町の条例によると、月に1回しなければならぬと、それをして初めて、料金を払う意味が生じると思うわけですけども、多分年に1回ぐらい来て、ぱっとあけて見て、伊仙町から3万8,880円でしたっけ、3万8,880円を払えと言われる。

それは、町民にしてみれば、誰でも頭に来るわけです。

年末の入り用に、いきなり来て、請求書が送られてきて、大して管理もしてないのにお金だけもっていくと。

天城町や徳之島町の場合は金額なり、あと、その辺点検するのには、どうなっていますか。

○環境課長（美延治郷君）

現在で、私のほうが把握している単価でいきますと、天城町は伊仙町と同じように、月1回の管理をしています。

徳之島町のほうが、月2回の管理をしているという情報ももらっています。

伊仙町のほうは年3回、回って、3カ月に1回、回っているという情報をいただいております。

単価でいきますと、徳之島町のほうは、5人槽だけをいきますけれども、5人槽で3万6,012円、天城町のほうが、3万930円、伊仙町が3万8,880円というふうな単価です。

○2番（岡林剛也君）

保守点検ですけども、これは、町民は、多分そういうこと誰も知らないと思います。

それを周知したことはありますか。

○環境課長（美延治郷君）

浄化槽の管理が必要であるというのは、毎年伊仙町の広報誌のほうで、広報はしています。

しかし、回数、それについては、広報、私のときにはないです。

先月、既存業者のほうから、電話が入りまして、自分なんかは町の指導に従って毎月、今、管理に回っていると。住民のほうから、苦情が来ていると。

そんなにまで、毎月回ってくる必要ない、来なくていいからという話をしたら、自分は伊仙町の条例に従って、伊仙町のほうからの命令で動いているので、もし、意見があるときには、伊仙町の環境課のほうに、電話をするようにという話をされたというところがありまして、今、来月の広報

誌のほうには、そのほうも、伊仙町では、今、1カ月に1回をお願いしていますということで、周知を図ろうかなというふうに思って、広報誌、企画のほうをお願いをしているところです。

○2番（岡林剛也君）

それは、ぜひとも、全町民に知らせたほうがいいと思いますので、企画のほうも、広報誌にぜひ載せるようにしていただきたいと思います。

あと、一般廃棄物処理基本計画によると、平成27年から平成35年までですか、計画されていますが、この先、浄化槽は増えることはあれ、まず、減ることはないと思います。

その中で、まず、1社では、賄いきらないと思います。

そういうのも踏まえて、今までの管理不良とか、トラブル、そういうのがやはり、伊仙町には、最低でも2社。

午前中には、3社でもいいという声もありましたが、東部、中部、西部、それぞれ置いても、私もいいと思います。

そこで、ちょっと、今度出されたこの陳情です、これは既存の業者の出した陳情ですけれども、出してくれるなという、許可を。

一般廃棄物処理場のとかは、普通の競争社会における許可ではなく、住民の生活に不可欠なサービスを提供する観点から行うべきもので、既存の業者によって、住民サービスが適正に行われている限り、新規許可をすることはできない、という訴えでもありますけれども、普通の競争社会ではないとか、この職業、仕事は、競争原理ではないということだと思いたしますが。

去年ですか、半年間ほど、今この申請を出されている新規の会社のほうに、営業許可を出されているときに、今の既存の業者さんが、車を連ねて、西から東にもう走り回っていたと、何で最近急に忙しそうに走り回っているのかと言っていました、それからその判決がおりて、許可が取り消されますと、また、その動きがなくなったと。

そして、今度また、新しく申請されたら、また、今、今回、忙しく走り回っていると。

幾ら、やっぱり、競争社会じゃないといっても、それぐらい、やっぱり2社ないと、こういうこと、1社になってしまうと、また、さぼるといふか、怠けるといふか、これは、ちょっとわかりませんが、そういうことになってしまう懸念があると思います。

また、この間の審査では、管理不良が多々見られるということになっていましたが、陳情人が、陳情人ってこの既存の業者の方ですけれども、適切に住民の必要を満たしている限り審議許可の余地はないとあります。

しかし、これは委員会においても、住民の必要を満たしていないといふか、委員会では判断があったわけです。

これらのことを合わせて、町長は先ほど、許可を出すと、出すつもりであると言いましたけれども、一つ、また陳情書に書いてありますが、町長がこのような申請に応じて許可をすれば、町が違法行為をすることになり、当然のこととして、陳情人は町を被告として、許可処分の取り消し及び

損害賠償を求めて提訴することとなると。

前回は160万の弁護士料を予算化して、今回も無駄な弁護士費用を予算化するのか、事態は町長が違法な許可をしないように注意されたい、といった趣旨の陳情ですけれども、昨日も、新規許可の申請の請願が採択されましたので。

○議長（琉 理人君）

岡林議員に申し上げますが、今、陳情に出ている分に関しては、また、委員会で審査をいたしますので、そのことについては、執行部は答えられませんので、よろしくお願いいたします。

○2番（岡林剛也君）

では最後に、議会もこの新規許可実現のために動いていますので、これに屈して、今回許可を出せないと、この先、未来永劫許可はもう出せなくなると思うので、町長はこの議会の議決と、あと町民の要望を、後押しを受けて、一日も早い許可申請をなされるよう、よろしくお願いいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（琉 理人君）

これで岡林剛也君の一般質問を終了します。

本日の日程は全部終了しました。

これで、本日はこれで散会いたします。

次の本会議は、12月11日午後1時から開きます。

なお、会議時間に変更がある場合は、明日の各委員会終了後、改めてお知らせをいたします。

お疲れさまでございました。

散 会 午後 2時30分

平成27年第4回伊仙町議会定例会

第 4 日

平成27年12月11日

平成27年第4回伊仙町議会定例会議事日程（第4号）

平成27年12月11日（金曜日） 午前10時05分 開議

○追加日程（第1号） 議案第73号 農業競争力強化基盤整備事業農地整備事業分担金負担割合

1. 議事日程（第4号）

- 日程第1 議案第63号 伊仙町税条例の一部を改正する条例（質疑～討論～採決）
- 日程第2 議案第64号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（質疑～討論～採決）
- 日程第3 議案第65号 伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例（質疑～討論～採決）
- 日程第4 議案第66号 伊仙町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例（質疑～討論～採決）
- 日程第5 議案第67号 平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）（質疑～討論～採決）
- 日程第6 議案第68号 平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（質疑～討論～採決）
- 日程第7 議案第69号 平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）（質疑～討論～採決）
- 日程第8 議案第70号 平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）（質疑～討論～採決）
- 日程第9 議案第71号 平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）（質疑～討論～採決）
- 日程第10 議案第72号 平成27年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）（質疑～討論～採決）
- 日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第12 常任委員会の閉会中の継続審査の件
- 日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	6番	永田誠君
7番	福留達也君	8番	前徹志君
9番	明石秀雄君	10番	樺山一君
12番	伊藤一弘君	13番	琉理人君
14番	美島盛秀君		

1. 欠席議員（1名）

11番 永岡良一君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 佐平勝秀君 事務局書記 荻田恭平君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	—
総務課長	樺山誠君	企画課長	池田俊博君
税務課長	當吉郎君	町民生活課長	伊藤勝徳君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	上木義一君
建設課長	中熊俊也君	耕地課長	穂浩一君
環境課長	美延治郷君	水道課長	喜昭也君
農委事務局長	勇元孝治君	教育長	直章一郎君
教委総務課長	仲島正敏君	社会教育課長	明勝良君
学給センター所長	永島均君	ほーらい館長	仲武美君
総務課長補佐兼選管書記長	田島輝久君		

△開 会（開議） 午前10時05分

○議長（琉 理人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

お諮りします。ただいま、伊仙町長から議案第73号、農業競争力強化基盤整備事業農地整備事業分担金負担割合が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思っております。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。議案第73号、農業競争力強化基盤整備事業農地整備事業分担金負担割合を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

△ 追加日程第1 議案第73号 農業競争力強化基盤整備事業農地整備事業分担金負担割合

○議長（琉 理人君）

追加日程第1 議案第73号、農業競争力強化基盤整備事業農地整備事業分担金負担割合を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第73号は、平成28年度新規採択希望農地整備事業（畑地帯担い手育成型）糸木名地区の分担金の負担割合について提案しております。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○耕地課長（穂 浩一君）

補足説明を行います。

提案しているものにつきましては、糸木名地区、実施をされました国営事業地区についての畑地かんがい事業の整備でございます。

工期につきましては、平成28年度から平成33年度を予定しており、面積につきましては、畑かん面積が56.2ha、土層改良につきましては15.1haを予定しております。

全体事業費としましては8億7,000万を予定しております。

この事業についての国、県、町の負担割合を定める条例でございます。

従来どおり、畑かん部分につきましては町負担10%のうち、地元負担10%のうち町が7%、受益者が3%でございます。

土層改良部分につきましては、地元負担のうち町が6%、受益者が4%でございます。

よろしくご審議くださりますよう、お願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これで、補足説明を終わります。これから質疑を行います。

○3番（牧 徳久君）

追加議案の議案第73号、農業競争力強化基盤整備事業農地整備事業分担金負担割合について、質疑をいたします。

これについては、以前、国営農地開発をした場所であって、例えば犬田布岳の裾あたりや、八重竿地区の裾あたりだと思いますが、山手つたいということで湿地帯が、排水が悪いところがあります。

こういうところにおいて、今からダムの水を引くわけですが、同意としてこれをいただける予定があるのか、まず聞いてみたいです。

○耕地課長（穂 浩一君）

牧議員のご質問にお答えをいたします。

現在、28年度新規事業ということで申請を準備しておりまして、11月中におきまして事業申請の同意を行ったところでは、

事業申請時点での同意としましては、80%少し上回ったところの8割の同意を得てございます。

○3番（牧 徳久君）

松原団地では山裾ということで、浸透率が非常に悪いということを知っております。

また、この事業申請においては80%ということでありましたが、この80%の方がスプリンクラーを引くのか、または、畑の隅までひけるような体制にするのか、メタリングバルブまでするのか、同意としては、どちらが多いですか。

○耕地課長（穂 浩一君）

事業申請時点のその申請同意につきましては、そういう詳細な同意ではなくて、この事業についての同意をいただくものでございまして、メタリングバルブのみとか、スプリンクラーまでというように詳しい同意につきましては、事業採択後、測量設計をして施工の同意を取得するわけですが、その時点でまた説明会を行って給水栓、メタリングバルブのみにするのか、スプリンクラーの立ち上げまでするのかというような、また施工の同意を取得します。

今のところ、20、30年度ぐらいにその施工同意をいただいて着工になるのかなと思っておりますので、その時点でないと詳細なところについてはわからないところでございます。

○3番（牧 徳久君）

それと、末端散水の負担割合についてちょっとお伺いしますが、国、県で67%、23%で、あと90%、残りの7%と3%を町と受益者でもつわけですが、この3%については、大体、スプリンクラーの散水施設を設置したとする場合、大体単価でどのぐらいの金額、値段になっておりますか。

○耕地課長（穂 浩一君）

反当たり2万、1、3%負担ということで、2万1,000を予定しております。

○3番（牧 徳久君）

この2万1,000円については、スプリンクラーを設置した状態での負担金ですか。

○耕地課長（穂 浩一君）

議員のおっしゃるとおり、スプリンクラーを設置した場合、反当たり2万1,000円となります。メタリングバルブのみでございましたら受益者負担はないということでございます。

○3番（牧 徳久君）

これがいよいよ、糸木名地区が28年度から始まりまして、まず、国営農地開発のところのスプリンクラーが完成しますと、暫定的に水がくると思いますが、それら国営農地開発のところがありまして、三京ダムの水は、反当たり、小水力発電等を考えているようですが、以前の、従来のご支援で足りるわけですか。

○耕地課長（穂 浩一君）

今までご説明をしたとおり、反当たり5,000円になると考えております。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、この公営農地開発の山裾つたいのところも、一応ではありますけど、今後、海岸地帯のところを早期に、例えば崎原地区とか上晴地区などの海岸地帯のほうは、台風のとときとか干ばつ時には必要となってきますので、そういった緊急性があるところから先に、伊仙町地区内かがこれから畑かんする場所が多いわけですが、こういった地区の選定においても、一番水が必要なところから先にさせていただけるよう、努力しないものかをお伺いします。

○耕地課長（穂 浩一君）

牧議員がおっしゃられた崎原、第二三崎、上晴、河地、小島につきましては、29年度新規事業採択に向けて、今、現在計画しておりますので、この糸木名地区の次は西部方面ということでございます。

○3番（牧 徳久君）

そうしますと、この、例えばこの団地33年度、今日出ている追加議案としては、33年度完成となっておりますが、33年を待たずに、例えば今年で、この工区のうちの半分ぐらいが、例えば犬田布団地あたりが終われば、そこは先に水が来るということですか。

○耕地課長（穂 浩一君）

事業の工事的には、この28年度採択されますと、28年度につきましては測量設計をされるものだと、今、考えております。

29年度から同意取得をしながら、道路下の配管を進めていって、最終年度に近い、あらかじめ道路下の支線水路を敷いた状況で、畑の中のスプリンクラーまで、メタリングまでは道路下と一緒に敷いていくわけでございます。

圃場内容については最終年度の2年間ぐらいで一気に建込みというような形で、今、進んでおります。

こちらとしましては次々、あまり先に、配管が進まないうちに、スプリンクラーの建込みを行い

ますと、スプリンクラーの老朽化といいますか、塩水等で老朽化しますので、道路下の配管がほぼ、確実に終わったところで、スプリンクラーの建込みをしています。

そのスプリンクラーの配管自体はそんなに時間がかからないものですから、大体、どこの地区も今、3年、4年して、最終年度に近いところで一気に建込んでいるようでございます。

国とか県と話しながら、そういうふうにできるだけ、整備をしたところについては早めに出せるように、今後、協議、話し合いを進めていきたいと考えております。

○3番（牧 徳久君）

これから先、農家の皆さんの高齢化で、現在、ばりばり農業をしている方も60歳以上とか70歳以上が多いわけですので、33年となりますと、あと5年後、80になれば杖をついて歩くわけですので、農業もできるかできないかということでもありますので、どんどん、工事が終わったところは国とも連携を取って、先に水を出すという方法で打ち合わせをしてやっていただきたいと思います。

それと、もう一点、財政について、お伺いします。

この末端水路について、町が7%、その他、観光についても町は10%負担するわけですが、これから先、畑総事業については、用水事業絡みでどんどん事業が多くなってくると思いますが、町の財政的にはこの見通しはどうなっているのか、お伺いします。

○総務課長（樺山 誠君）

町の中長期財政計画の中にも、畑総関係は盛り込んでございまして、11月に県の財務診断というか、財務競技の中で、入れた中の定着の中で、事業の中に畑かん関係も入れ込んだ形の計画を今、つくっているところでございます。

○3番（牧 徳久君）

そうすれば、町においても、現時点が28年度、続いて上晴あたりが29年度という形で、どんどん新規採択が出てくるわけですが、これで最終的には見通しが付いているということですか。

○総務課長（樺山 誠君）

37年までの中長期計画の中に、農業競争力の強化という形で計画の中に入れてございます。

○3番（牧 徳久君）

財政、今硬直化して大変だろうと思いますが、この農業は町民にとって一番大事なことでありますし、この農業が衰退すれば地域の商工業も衰退するという形、悪循環になりますので、この農業予算だけは必ず確保して町民のために、ぜひ、財政的に確保していただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

また、この畑総事業については、これから糸木名地区から新規事業も入ってくると思いますが、こういったことについては基盤整備事業をどしどし進めていただきたいと思いますが、財政の確保をよろしくをお願いします。

以上で終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○14番（美島盛秀君）

事業についての説明等がありましたけれども、以前、議会で水のたまった災害、水のたまった農地を視察しましたけれども、ここは説明のときに、畑総事業はしないという説明でありましたが、恐らく28年度の予算で改修と言いますか、整備をする予定ということを知っています。

この畑総事業に取り組んで、その事業を進めることはできないのか、お尋ねいたします。

○耕地課長（穂 浩一君）

糸木名の水没地の件でございますが。

今回の、この糸木名地区につきましては、区画整理部分がまだ、調査が最終まで終わっていない、また反対者が多いということで、今回の区画整理分は、糸木名地区から外れるわけでございます。

先に国営部分の畑かんを進めて、ある程度その地区がまとまり次第、新たに、名前はどうか分かりませんが、第2の糸木名地区という形で、区画整理部分と、区画整理とこの畑かん部分を一緒に出すわけでございます。

議員のおっしゃるところにつきましては、そこに取り込まれるものですから、まだ事業的にははっきりわからないところでございます。

そこについては、経済課のほうで、今、その排水計画を進めているところでございます。

○14番（美島盛秀君）

この事業では可能性はないというふうに考えてよろしいですか。

○耕地課長（穂 浩一君）

今回は、国営部分の畑かんのみでございますので、今回の計画には入ってございません。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号、農業競争力強化基盤整備事業農地整備事業分担金負担割合を採決します。

お諮りします。本件は、可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、案第73号、農業競争力強化基盤整備事業農地整備事業分担金負担割合は可決されました。

△ 日程第1 議案第63号 伊仙町税条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第1 議案第63号、伊仙町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

議案第63号、伊仙町税条例の一部を改正する条例について、質疑をいたします。

1ページ目の3、町長はというところからですけれども、その真ん中あたり、「前項の規定により定めた分割納付または分割納入の各納付期限または、納入期限ごとの納付金額または納入金額を変更することができる」ということがありますけれども、これ何回でも可能なのか。

また、今までにそういう例があるのかお尋ねをいたします。

また、何件あるのか、また変更した金額、わかっていればお願いします。

○税務課長（當 吉郎君）

今の美島議員の質問の件ですが、このことに関しましては、何件とかそういうようなことではなく、例えば会社に勤め、定められた納期ごとに給与等から差し引き等をしてしながら支払いをしているときに、例えば休職をしたとかいう場合に、急に収入がなくなって、例えば残りの納付期限が4期、5期で例えば5万ずつ、例え話です。10万残っていたとして5万ずつ納めないといけないのが、それを納期に5万ずつ納めるようなことができなくなったような場合に限って、それを月々、例えば2万円ずつの5カ月で支払いをするとかいうような解釈でよろしいと思います。

ただ、今まで何件していたかっていうのは、それはごくまれですが、たまにはありますが、その集計はしてございません。

○14番（美島盛秀君）

税条例の改正等に基づく議案についてなかなか理解しにくいですが、例えば、滞納があつて、それは順次回収し、納入させているというふうに、今の説明だと受け取れますが、例えば、次のページに4番目の、2ページの4番目のところに、金額が100万円を超えるとありますけれども、こんな大金を、税金を滞納する人たちもいるわけですか。

○税務課長（當 吉郎君）

(4)の猶予を受けるとする金額100万円を超え、かつ猶予期間が3カ月超える場合ということですが、滞納額が100万円を超えたりしているケースはあります。

それで、今、ちょっと公表はできませんが、今年から滞納が100万あたりを超えている滞納者に対しては、徳之島3町合同で、搜索あたりもする予定にしております。

日程等につきましては、公表はできませんが、伊仙町のほうでも搜索をする予定にしております。また、今年からは預貯金の調査も行っておりますし、保険の調査等も行っております。

まだ、数は少ないですが、預貯金など、もしあれば差し押さえ等も行っていらっしゃるところでございます。

○14番（美島盛秀君）

そうしますと、その1ページのこの3の、さっきの説明ですけれども、納付期限、延期できると、保証人とかいろいろ切り替えると思います。

そういうことをしないで、そのまま、この100万以上はほったらかしにして、今、裁判するか差し押さえするかとかいうふうになるわけですか。

○税務課長（當 吉郎君）

1ページ目の、分割して納入できるというのは、あくまでも現年度の分です。

その現年をお支払いしている途中に、急に病気で仕事をできないなど、あるいは会社を辞めたりとかしている場合に、本来であれば納期ごとに支払いができるわけですが、急に収入が得られなくなった場合、残り納期をまとめて支払うのではなくて、分割してお支払いできるようにということです。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号、伊仙町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第63号、伊仙町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第64号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第2 議案第64号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、質疑をいたします。

次の介護保険も同様だと思いますけれども、これマイナンバー制度導入による改正だということでもありますけれども、そのマイナンバー制度は、全町民に行き届いて、きちんとした整備ができているのか、現状をお尋ねいたします。

○町民生活課長（伊藤勝徳君）

ただいまの質問にお答えいたします。

マイナンバーの通知カードが、今、各家庭に配られていると思いますが、本人がいない場合は、役場のほうに届き、恐らく11月中旬に全部配付はされているかとは思われますが、その数はちょっと今、把握していません。

○14番（美島盛秀君）

昨日までで良いので調べとくように。

○議長（琉理人君）

それでは、後ほど報告をさせます。

他に質疑ございませんか。

○9番（明石秀雄君）

これは、マイナンバーという制度ということですが、これにおける個人情報の保護、それがもし漏れたとか、いろいろな事故が起きた場合の責任の所在。

公務員だったら、とりあえずは守秘義務が課せられているとは思いますが、そういったもろもろの問題点はどのように処置していくのかお願いします。

○議長（琉理人君）

質問を再度、お願いいたします。

○9番（明石秀雄君）

質問を変えます。

漏れたときの事故が起きた場合の規定が、ここに載っていますか。

○議長（琉理人君）

しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時50分

○議長（琉理人君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番、明石議員の質問に答弁をお願いします。

○町民生活課長（伊藤勝徳君）

明石議員の先ほどの質問にお答えいたします。

国の罰則、規定に準じて、先ほどの個人情報の漏えいした場合ということですので、国の罰則に準じて町も行っていると思います。

以上です。

○議長（琉 理人君）

続けて、先ほどの美島議員の質問にもお答えください。

○町民生活課長（伊藤勝徳君）

美島議員の先ほどの、マイナンバーについて報告いたします。

国のほうから各家庭に通知カードが配付されておりますけど、11月いっぱい各家庭に、全世帯に配られるということでしたが、ちょっと遅れまして12月までかかると思われまして。

個人、家庭で通知を受けられていますが、郵便のほうから本人がいない場合は、1週間ほど郵便局のほうで保管しておりますけど、1週間が過ぎますと、町民生活課の窓口のほうまで一応全部戻ってきております。

その数が今のところ、現在、750世帯分です。

以上です。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第64号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第65号 伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第3 議案第65号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。
これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。
これで、質疑を終わります。
これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第65号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第65号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第66号 伊仙町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第4 議案第66号伊仙町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。
これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。
これで、質疑を終わります。
これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第66号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第66号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第67号 平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）

○議長（琉 理人君）

日程第5 議案第67号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。
これから質疑を行います。

○3番（牧 徳久君）

平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）について質疑をいたします。

まず、9ページの真ん中付近のきばらでえ伊仙応援基金事業費200万5,000円が含まれておりますが、隣の町ではある個人の方から1億円の寄附金がありまして、これをいただいたということです。

あと、徳之島3町あるわけですが、2町にもこの額ぐらいの寄附をしたいという噂話を大阪でこの前聞きましたが、これはこういったこと町には打診はあったのか聞いてみたいと思います。

○総務課長（樺山 誠君）

町のほうに打診は、今のところないです。

○3番（牧 徳久君）

噂話だったかわかりませんが、そういう話を聞いたということでもあります。

大阪で、この前の郷友会のとき会うことができたらよかったが、会えませんでした。

今後、こういったことも町長の裁量で幅広く活動すれば実現も可能かではないかと思いますが、今後、努力されるのか、町長にお伺いしてみたいと思います。

○町長（大久保明君）

私は、間接的には話は聞いておりますけど、本人とからは直接何の連絡もありません。

ただ、その方は以前から関西のほうで会合、郷友会等でお会いしたことはあります。

本人は恐らく、そういう意向はあるのではないかと思いますけども、どういう目的に使うとか、そういうことなどもしっかり吟味した上で、寄附金等を町にいただいたときに、以前、やはり他町の方から3町に寄附金がございました。

そうした場合に、いろいろ町政に対して要望といいますか、意見等を頻繁に行ってくるような状況等もございましたので、そういうことなどもしっかり検証しながら、故郷に対する思いが徳之島という形であることはあると思いますので、天城町、徳之島町ともしっかりした共通認識を持ってやっていくことができれば、これは大変ありがたい話だと思います。

○3番（牧 徳久君）

これから、財政が厳しくなる一方ですので、こういった善意のある方が、もしこれが実現すれば最高のことでもあります。ですので、今後、また折衝される場合は徳之島町長等も含めて要望なり、考えていただきたいと思います。

次に、その下の企画費の中の需用費の修繕費ですが、光伝送路の修繕費はわかりませんが、この上の修繕費はどこをされるのか、お伺いします。

○企画課長（池田俊博君）

ただいまの質問にお答えいたします。

この上の修繕費の件に関して、これはIP告知端末機器の修理代として、西部地区の雷被害があったということで、雷の被害でIPの告知機器が修理、使えないということで、この修理費でございます。

○3番（牧 徳久君）

続きまして、10ページの一番下の10の障害福祉給付金事業費の扶助費の3,000万と、その下の19負担金補助、及び交付の300万、これどういったものでしょうか。

説明をお願いします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

6目の障害者福祉費の3,000万ということですが、これは障害にかかわる医療費関係から施設の入所をされている方たちの全てにおける給付事業であります。

7割が国県の負担ということになります。

下の10目の臨時福祉給付金という300万ですが、これは当初は概算で国からきておりまして、あとこれは追加分ということで、実績の伴う追加分ということになります。

臨時福祉給付金、低所得者層への消費税の還付ということで、1人当たり6,000円ということで計上している事業であります。

○3番（牧 徳久君）

この福祉給付金については、以前に給付されたと思いますが、この補足分、足らなかった分を新たに、また3月までこれを支給するというのでしょうか。

○保健福祉課長（松田一郎君）

当初の見込みでは、国のほうでも概算ということで組んで、補助金を流しているわけですが、当初から国のほうから、あとまたそこについては流すということになります。

臨時福祉給付金については、受付期限が今月の25日までということで決められておりまして、支給の期間は3月までということで取り扱っております。

受付については12月の25日までが期限ということで、まだ申し込みされていない方にはハガキでまた再度、ご案内しているところであります。

○3番（牧 徳久君）

続きまして、11ページの真ん中付近の清掃費、この清掃費の中の負担金補助及び交付金ですが、この事項の訂正をしなければならないと思いますが、徳之島愛ランド広域連合のあれを事務組合費となっているが、これは訂正じゃないでしょうか。

○総務課長補佐（田島輝久君）

牧議員のご指摘どおりの修正方、よろしくお願ひいたします。

○3番（牧 徳久君）

続きまして、12ページの商業振興費の中の負担金補助及び交付金、サトウキビ単収向上対策事業補助金430万4,000円組まれておりますが、今年は非常にサトウキビも、台風被害も少なく、糖度も高く推移しているようですが、これ単収向上として今から3月まで、こういった補助をするのでしょうか。

○経済課長（上木義一君）

牧議員の質問にお答えいたします。

今回、町のほうで400万あって、南西糖業予算200万、計600万で春植推進のほう助成ということで、堆肥30ha、ダントツ粒剤費210ha、農家負担として3分の1負担でございます。

○3番（牧 徳久君）

これは、予算計上補足分ということですか、この春植した分の補足分が生じたということですか、200万。

○経済課長（上木義一君）

春植、来年3月からの春への推進の助成でございます。

○3番（牧 徳久君）

続きまして、13ページの生活改善センター運営費、これ修繕費300万ほど組まれていますが、この前、議員全員で見ましたが、再度、どこのことでしょうか。

○経済課長（上木義一君）

お答えします。5月定例議会の視察において生活改善センターのほうで昼食をとりながら、そして生活改善のほうからの要望として、外にあります冷凍庫、冷凍庫の修繕をして、用途としては、バレイショの収穫後のB品とか、他加工品の冷凍をして活用するというところでございます。

あと、蒸気管のほうの配管のほうがある程度、腐食しているということで、ここの取りかえと、ここの2点の修繕費でございます。

○3番（牧 徳久君）

旧農業高校のほうに、漁業集落のほうで今、真空パックの機械とか、マイナス120度に急速に冷やせる冷凍庫もありますが、これをあそこの加工センターに備え付けて併用はできないのか、お伺ひします。

○経済課長（上木義一君）

今の段階ではスペースがないですので、これはまた漁業集落の皆さんも、白菜、加工センター組

合、一体となった今後は、活用は必要じゃないかと、うちのほうも考えていますので、それに関してはまだ前向きに検討していきたいと思います。

○3番（牧 徳久君）

なぜ、それを言いますかと言いますと、離れていますと使いにくいので、加工施設は一カ所に集約して、マイナス120度の機械や、真空パックなど一カ所があれば、車で町内であればいけるわけですので、ぜひまた、3者打ち合わせしていただきたいと思います。

あとその下の農地中間管理事業費の19、負担金が、国の支出分が880万にもなっているわけですが、この理由はどういうことでしょうか。

○経済課長（上木義一君）

お答えします。

非常に、この事業の制度がなかなか徳之島には向いていないとか、36件です、当初予定としては1,000万予算計上しておったわけですけど、申し込みやら家庭訪問等しながら、約36件、契約に向けていろんな話し合い等をしながら、そして今、登記名義の確認をしながら手続を進めておったわけでございますけど、何しろ、今、土地改良の施行問題でもありますように、相続が非常に多くてスムーズに流れたと思ったら、やっぱり1人の方が反対をして印鑑を押せないとかそういうのがありまして、予算を880万減額するということになりました。

また、引き続き、今もあと何件かもうちょっとしたらできそうな方もいらっしゃいますので、努力はしながら推進を進めていきたいと思います。

○3番（牧 徳久君）

せっかく、国のこうした補助金が出ているわけですので、有効活用という面からも努力、一生懸命課内で努力して、補助金を活用するようにしていただきたいと思います。

次に、14ページの目1の林業振興費の中の松くい虫駆除委託料323万5,000円、今年もまた松くい虫の防除についてされると思いますが、もう手におえない状況になっていると、天城町寝姿山を飛行機から見ると紅葉しているみたいに、天城町全域、伊仙町来ている状況ですが、これを、今から全部するというのは難しいと思いますので、町道とか県道に枯れて落ちそうな松の撤去、これが一番専決じゃないかと思います。

そして、河川にある松が、もし枯れて下に落ちた場合、これは大雨でまた海に流れてしまう。

漁船等に当たった場合、大変なことになるので、河川敷にある松とか道路に、町道に県道に面して落ちそうな松、こういったものの撤去が一番専決じゃないかと思いますが、どう考えていますか。

○経済課長（上木義一君）

これに関しては、県の林務駐在の方とも現地を調査して、道路などに倒れそうなものを先に抜くできないかということでお願いをしましたが、あちらこちら飛び散り飛び散りはできないということで、今、指導は受けておりますけど。

今後、また来週17日の日にそういう対策会議がありますので、その辺でもまたいろいろなことを

してはいきたいと思えます。

あと、国の管理事務所の方とも、現地を確認しながら、そして電線等に引っかかっているのを、国のほうでどうにかできないかということをお願いしましたが、すぐはできないということで、これもそういう返答を受けております。

引き続き、そのような要望はしていきたいと考えております。

あと、今年度の予算としては樹幹注入が81本で、抜刀駆除が50で大体150本ぐらいの松を抜刀駆除するように、今、進めております。

1月から3月までが補助期間ということですので、この議会のご承認を得た後、すぐまた、入札準備をして1月から早めの段階で駆除に入りたいと考えております。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、この松くい虫の全的蔓延は防げないわけですので、危ないところから、危険箇所、電柱などにかかっても大変でありますので、こういうところから先に県と打ち合わせて伐採をやっていただきたいと思えます。

○経済課長（上木義一君）

あと一点、お願いですが、個人の松と、庭木等の松に関しては町の経済通信、広報等でお知らせはしてありますけど、徳之島町にある森林組合のほうにやるとして、樹幹注入をするということでお願いをしておりますので、ご理解お願いしたいと思えます。

○3番（牧 徳久君）

次に、最初の16ページをお願いします。

災害復旧費の、この間の災害復旧費の公共土木施設災害復旧費、これについては、現在需用費とか、使用借り上げ料、人夫賃とか含まれているわけですが、この予算に対する、1,000万に対するのがこの管内図に示された、この地区のということですか。

○建設課長（中熊俊也君）

ほとんどがそうですけども、今までやって、やり残しも1箇所だけあるので、その分にも充てたいと思っているところでございます。

○3番（牧 徳久君）

この町道については、しきりに除草作業等も質問でやって、改善されているところもいっぱいありますが、小島あたりの道路を車で走ってみたらわかりますけど、まだまだくぼ地がいっぱいあります。

これは、以前にも正月前ずっと走っていますが、正月前は循環してしないと、都会にいらっしゃる島出身者が帰ってきたときに、なぜ伊仙町はあんな道も整備できないのかと、笑われてしまいます。

日々、合同祝など公民館でしますが、そしたらみんな言います。

だから集落内だけは先に、こういったのも必要ですが、年末に1回は回って、くぼ地、こういったところを修理というか、補修、ぜひこれは小島だけじゃなくて、していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○建設課長（中熊俊也君）

牧議員から今、ありましたが、それも最もなお話でありまして、去年も年末、足りなかったところもありましたが、毎年こう町内を回ってやっていますが、今年もその計画で、議会が終わる来週あたりから回っていきたいと思っています。

○3番（牧 徳久君）

去年から質問しているとおり、耕地課と建設課で作業員を2人ぐらい雇って、常時巡回できるということをするということで、議会もユンボあたりを調達してするというものでありますので、今後は4月から改善できると思います。

年明けに、それだけはぜひお願いします。

○建設課長（中熊俊也君）

来年度からは、今のお話にもありましたが常時建設課や、耕地課で2人、予算組んで、常時、道路やら農道やら回って清掃、または穴埋め等を常時やっていきたいと思っているところでございます。

今年は、そういうことで年末、来週からまた回って、穴埋めたりして回りたいと思っています。

以上です。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○9番（明石秀雄君）

最初に、去年の決算の状況をみていますが、去年の決算額が55億5,000万、今年はまだ既に60億になろうとしております。

歳入がそれだけあるから、見込んでいるからだろうけども、それは各課、それぞれの担当課が努力をしたり、町長が走り回ったりして歳入を求めている、これは承知しておりますが、果たしてこれで大丈夫なのか。

私は何か心配症ですが、去年も、一昨年も実質、単年度は赤字を出しております。

今年も、こういう調子でいくと大丈夫かなと心配しているのでお聞きします。

大丈夫なのか、財政担当の決意をお伺いします。

○総務課長（樺山 誠君）

毎回、財政関係に対しましては、皆さんに心配をかけているところですけども、やはり27年度の単年度に関しましては、今のところは我々としてはプラスマイナスゼロのところ動いているところなんです。

中長期の財政収支の試算等をしてみますと、やはり厳しい状態は避けられないということでござ

いまして、これからのいろんな返済項目もありますけども、今期27年度の決算で幾ら積み残せるかというのが、やっぱり我々としての命題でございます。

今年、我々として60億、もう大台に乗ってしまったなという考えもありますけども、やはりその60億予算が幾ら多いからいいという問題じゃなくて、しっかりとして、この関連、うちの一般財源を使う予算に関しては、もっともっと厳しい査定をしながら進めていかなきゃいけません。

地域からの要望、議会のからの要望いろいろございますけども、その中で、できるものに関してはできる、できないものに関してはできないという形で、しっかりこれからもやっていかなきゃいけないというふうに思っています。

財源があるから許しているということには、ならないと思いますので、将来を見据えて業績のほど、生活改善センターの関係もございますけども、愛ランドに関して地域が要請したからオッケーだという話じゃなくて、ここら辺をもうちょっと精査すべきと反省も含めて、これからもちゃんと精査をしながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○9番（明石秀雄君）

ぜひ、赤字などならないような努力を今後、進めていっていただきたいと思います。

財政規模が大きくなるのはいいことです。

ただ、赤字にならないように頑張ってください。

そこで、12ページをお願いします。

簡易水道の繰出金が780万ありますけども、なぜ繰り出しが、これもいいことですよ、繰り出さなくても。

その理由をお願いいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

この700万に関しては、決済のときの中から繰り出していますが、その中で、水道課を通しての浄水と簡易水道の統合という形の中で、会計システムの導入ということで今回繰り出してございます。

○9番（明石秀雄君）

繰り出しが少なくなるのはよいが、あとの簡易水道のところの事業がだいぶ減額になっているが、そういったものと関連性はないのか。

○総務課長（樺山 誠君）

後ほど、審議していただくわけですが、そういった予算の関係との減額との関連はございません。

○9番（明石秀雄君）

わかりました。

それと、その下のほうの7、環境に優しい農業推進事業の負担金のところですが、230万を最初は払って、166万が減額されています。

全く仕事をやってないような気がしますが、その理由をお願いします。

○経済課長（上木義一君）

明石議員の質問にお答えします。

当初10haの予定をして広報して、説明会を行ったわけですけど、なかなか人数が集まらなかったということで、出来高による減額でございますけど、面積としては3.39haでございます。

○9番（明石秀雄君）

終わります。

○議長（琉理人君）

他に質疑ございませんか。

○14番（美島盛秀君）

平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）について、質疑をいたします。

10ページ、総務費の目9、国勢調査費ですが、今年は国勢調査の年でありましたけれども、この国勢調査の結果によっていろいろな科目、分野別で交付税が発行されるわけでありましたが、56万6,000円、調査員報償費が減額になっていますが、現時点で結果は出ているのでしょうか。

まだ新聞等の報告が見受けられませんが、町としての結果はどこまで進んでいるのでしょうか、お尋ねします。

○企画課長（池田俊博君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今、調査した段階で、その集計作業、またチェック作業等を行っている段階で、国の底打ちあたりが、たぶん2月あたりには出てくるものだと思いますので、そのころには発表できるものだと思います。

また、ある程度の数値的なのは各町村で、ある程度把握しているところでございます。

○14番（美島盛秀君）

この調査費の報償費が減額になっていいんですが、きちんと漏れなく調査ができたのかどうか、お尋ねします。

○企画課長（池田俊博君）

ただいまの質問にお答えいたします。

調査自体においては、各世帯をくまなく回りまして、調査票の回収は全て終了してございます。

○14番（美島盛秀君）

それでは、結果がまとまり次第、また議会にも報告をしていただきたいと思います。

次に、同じページの臨時福祉給付金事業についてであります。先ほど、牧議員のほうにも説明がありましたけれども、8日付の新聞に「所得が低い年金受給者約1,100万人、1人当たり3万円を給付する」ということで3,400億円が26、27年度の補正に出る予定でありますけれども、これについて同じようなこの目10と同じ内容で受けとめてよろしいですか。

○保健福祉課長（松田一郎君）

今、議員のおっしゃった事業と、これとは全くもう別のものであります。

これは消費税の上った分の、低所得者層への支援ということでの臨時福祉給付金の事業費であります。

1人当たり6,000円ということの事業であります。

今、おっしゃっているのとは全然違います。

○14番（美島盛秀君）

全国で1,100万人、1人当たり3万円ということでもありますけども、今後の臨時福祉給付資金、補正出ますので、伊仙町のそういう申請に当たっては漏れのないようなこの福祉給付金事業を進めていってほしいと思います。

続いて11ページ。衛生費の節19の負担金でありますけども、徳之島食育センター特別会計負担金の80万、聞いてみましたら、これは会計検査員の負担分という負担分という話を聞きましたけれども、今後、このような急に出てくる負担金があると考えられますので、そこらあたりは十分、町の財政、今後の改善に向かって努力をしてほしいと思います。

これは広域の負担金でありますので、またもって広域委員会のほうでもお尋ねしまして、皆さんに報告ができるようにしたいと思います。

答弁はいりません。

下の、同じく11ページ目11、自殺対策緊急強化支援事業の39万ですが、今年、この27年度にこの事業にかかわるような自殺等があったのでしょうか。

○保健福祉課長（松田一郎君）

明確な数字は持っていませんけれども、自殺は毎年ありまして、一概に公表はできませんけれども自殺はありました。

この分については、最近特に顕著にあるのが高齢者の自殺というのがありまして、80超えても自殺されている方がいるということで、健康面の関係とか、家事のそういったお金問題とか、そういったのを含んでいるようであります。

生活保護にかかわる方たちの自殺も結構あります。

○14番（美島盛秀君）

毎年、何件か自殺はありますと私も聞いております。

また、やはりこういうことは表面上出せないようなことがありまして、なかなかこういう予算等があるのかどうかも知らないと思います。

生活保護所帯とか、あるいは老人においては状況とかいろいろあると思いますけども、そういうことに対してもやはり行政が、普段から手を差し伸べ、こういう対策をもうちょっと強化をしてほしいと思うわけでありまして、もし自殺をしたら葬式代と言いましょうか、そういうふうなお見舞金等々、出資する負担はこの予算内で出て組んでいますか。

○保健福祉課長（松田一郎君）

あくまでも、この事業はそういった立場に追い込まれないように、相談事業ということでありま

す。

保健センターの中に特別の電話を設置してありまして、そういったものの問い合わせがあったときには保健センターと保健所の精神福祉、保健所の方と一緒に合同で対応していて、これは相談事業であって、そういった見舞金とそういったものは含んでおりません。

○14番（美島盛秀君）

大概が、病気苦とかあるいは生活苦で自殺は考えられるわけでありますけれども、もしそういうような生活苦等で自殺した場合、町からのお見舞金とか、過去出したようなことはないですか。

○保健福祉課長（松田一郎君）

お見舞金の支給についてはありません。

ただ、生活苦で葬祭費も出せないときには、これは県のほうとも、例えば生活保護を受給されている方におきましては、引き取り手がない、身寄りがいないというときには、県のほうからも幾らかの葬祭費は出ております。

ただ、その中で見舞金という、現金資金というのはありません。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、そういう病気苦、生活苦、あるいは生活保護を受給しているかたち。

そういう人たちにもっともっと心配りをして、普段からそういうことのないような防止策を今後とも広く講じていただきたいと思います。

13ページ、目15の農地中間管理事業費でありますけれども、先ほども出ておりましたけれども、938万2,000円の減額。

伊仙町では事業があまり進まなかったということですが、他町村、例えば天城、徳之島町、ここあたりの状況を聞いたことはないでしょうか。

○経済課長（上木義一君）

美島議員のご質問についてお答えいたします。

2町のほうがいろいろとあまり進んでないような状況であります。

あと、沖永良部のほうは、地籍のほうが、和泊町のほうから進んでいるということと、郡内のほうでは知名、和泊の方が、今の段階では進んでいるという状況であります。

○14番（美島盛秀君）

これも、今回、27年度の補正で農業関係に3,000億の補正が予定されていますので、こういう事業をもっと簡素化したような、縛りを柔らかくしてできるようなことをお願いして、この今回の予算、もっともこの集積ができて農業振興ができるような方策もあると思いますけれども、例えば人・農地プランとか、あるいは集積事業、あるいはこのことを鑑みて、関連する畑かん事業等々、いろいろ事業が考えられると思いますので、この3,000億円の枠内、今後の補正について、町長、中央陳情に行くときにぜひ進めていただきますけれども、どのような方法で進めたらいいのか、町長の考えをお尋ねしたいと思います。

○町長（大久保明君）

今の経済課長から説明あったとおり、徳之島3町においては非常に進んでない状況であります。

徳之島町の南原のほうで、少し進んでいますけども、その説明の時点で今度の新しい、水管理組合との関連で、土地の集積をしていただいた方は、幾つかの賦課金に関する優遇措置などを取っていくという方法が、2つあると思います。

あとは、過去のいろんな土地改良区で、沖永良部のほうは、地籍問題もほぼ100%に近い状況で完了しているし、管理組合等の運営に関しても、徳之島と比べたら非常に進んでおります。

そういうところの、先進的な地域を研修はしていると思いますけども、そういうことをしながら、このいろんな条件に関しまして、もっとスムーズにいくようにできないかということでもありますので、それは今後とも農政大臣ともいろいろ連絡をしていくことも可能だと思っておりますので、その中で、やっぱり大事なことはその集落の結束であると思います。

農地集約していくと、高齢者の方々が若い人に集約したときに、安心してやっていけるようなお互いの信頼関係の醸成は、やはり話をしていけばできるのではないかと考えておりますので、自分の土地が返納してもらえないのではないかなども、そういうことも一つ一つ、説明をしていくことは農業委員会の方々ともいろんな整備していけば、もっともっと改善できるのではないかと考えておりますので、地元でしっかり集積の信頼関係を築いていくということと、法的な緩和もできないかということなどは、同時にやっていくことはできると思うし、そして何よりも水が来たときの農業形態をどうしていくか、いかにしたら、サトウキビの単収が上がるかなど、今、例えば高齢者の方々の農家はいろいろハーベスター組合に委託、お願いや、町内見たら明確にわかるのは、単収の格差でありますので、その辺を若い人たちに自分たちの畑も貸したら、そして単収が上がって利益も出るということ、その説明していくわけですけども、ただ、高齢者は単収を諦めて、自分の土地を守るというふうな方々もいるかと思っておりますので、その辺の説明をしっかりしていけば、かなりスムーズにいくのではないかと考えています。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、今、おっしゃられたようなことを、例えば沖永良部、与論あるいは喜界も同じサトウキビ、あるいは条件のもとでの農業でありますので、ぜひ、大島分を各市町村が団結して、この要望活動、要請活動等をしていただきたいと思います。

それで、この農業振興については、振興計画戦略会議が立ち上がるようでありますので、そういう会議等でもいろいろ議論がしていけるものだと思っておりますので、ぜひ、この国の大きな3,000億というこの予算を幾ら獲得できるかわかりませんが、農業振興のために、ぜひ、予算獲得に努めていただきたいと思います。

次に、16ページ。先ほどもありましたけれども、災害復旧費の公共土木施設災害復旧費、災害策定費用でありますけれども、1,000万。

先ほどの場所等を見てもみますと、糸木名、八重竿、阿権の中間あたりにある養鰻場を何度か見て

いますが、なかなか進んでいません。

あそこ、まずあのとおり、阿権と八重竿の中間あたりから上っていく、あの通りは、町道になっているでしょうか。

○建設課長（中熊俊也君）

先ほど、お渡ししました管内図にも書いてありますように、竿地・木之香線というのが養鰻場の前をとおる線であります。

右の上です。

そこは計画に入っています。

○14番（美島盛秀君）

町道とそれからその農道と、交差するところがありますが、現在は、恐らくひっくり返るんじゃないかなと思うぐらい悪いです。

ぜひ、それに関連して、農道のほう、せめて入口あたりは工事をしていただきたいと思いますが、担当課は十分周知していると思いますが、町長、そういうところを見たことがありますか。

伊仙町にああいうところは2カ所とないと思いますけども。

○町長（大久保明君）

その道は2回通りましたが、確かに大変危険であります。

今、課長が話したようにキビの車が通るのは非常に危険な、普通のライトバンでも非常に厳しいような道だったと記憶しておりますので、前向きに対応していかなければいけないと思います。

○14番（美島盛秀君）

それで、あまり目につかないところもありますけれども、やはりあそこは大きな圃場があります。ですから、ぜひそういうところにも町道、あるいは農道の補修等に予算を付けていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（琉理人君）

他に質疑ございませんか。

○2番（岡林剛也君）

9ページの、委託金の先ほども質問のありました修繕費ですけども、このIP告知機の雷による故障の修理ですが、これも保険は効くのでしょうか。

○企画課長（池田俊博君）

ただいまの岡林議員の質問にお答えします。このIP告知機器関係の端末修理代は、保険が適応されております。

○2番（岡林剛也君）

その下の光伝送路の160万ぐらいですけども、これたぶんビジョンが修理をすると思いますが、光のケーブルは町の持ち物ということで、町が修繕費を出すということですか。

○企画課長（池田俊博君）

ただいまの岡林議員の質問にお答えします。

この光伝送路、光ファイバーの施設ですけど、これは伊仙町の共有の財産でございます。

そこが台風等の被害で断線とか、そういうのが起こりましたら町のほうから、ビジョンさんのほうへお願いをして、交渉させていただきます。

○2番（岡林剛也君）

わかりました。向こうから請求が来て、確認をして支払うのでしょうか。

○企画課長（池田俊博君）

各台風の影響とか、災害とかいうときに関しましては、全て徳之島ビジョンさんのほうから見積書と、あと工事した場合においては写真等の添付をしながら支払いを行います。

○2番（岡林剛也君）

わかりました。では、ちゃんと確認して支払いをしていることと思います。

また、これからも見ていきたいと思います。

次に、15ページ。学校管理費の修学旅行費が12万と15万ですが、これのちょっと説明をお願いします。

○教委総務課長（仲島正敏君）

ただいまの岡林議員の質問にお答えいたします。

この件に関しましては、実績に伴う金額でございます。

○2番（岡林剛也君）

実際にかかった金額が少なかったということですか、わかりました。

以上で終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○7番（福留達也君）

9ページをお願いします。

今のIP告知端末機の件ですが、これ全て保険で賄われているということですが、町村会からの保険という話でありましたが、今後、大型台風というのがどんどん増えていくという話をよく聞きますが、実際にビジョンさんも、運営かなり厳しいですが、この台風被害による修繕で何とかもっているという話も聞きます。

そしたら、ビジョンさんがここに来るときに、いろんな情報発信や、あるいは、タブレットを使って高齢者の見守りをするとかいろんな話がありましたが、全然そんなことが、加入者も少ないということで、なかなかできない現状もあるかわからんですけれども、今後、この保険の件も含めて、線を地中に埋めていく、そういった話とか、そんなことは考えてないですか。

○企画課長（池田俊博君）

ビジョンさんのほうでも、いろんな施策等を考えてはいるみたいでございます。

しかし、なかなか加入率が上がらないとか、そういうところで困っているところであるみたいでございます。

また、今回の奄振のほうにおいても、電線の地中化とか、そういうのがこれから先、計画をされていく状況にあるみたいですので、地中化のほうの工事費のほうがだいぶ進歩して、抑えられた工事ができるような形になってきているということで、徳之島用水事業の終了に、代わって、この電線の地中海事業のほうも計画も出すような形になっておりますので、これが奄振で計画できるようになれば、天城町、伊仙町としてもその計画のほうには乗せていきたいと思えます。

○7番（福留達也君）

12ページをお願いします。

下から2つ目の環境に優しい農業推進事業ですが、これ、先ほど課長の説明では、10ha予定していたが3haぐらいしかなかったとのことでしたが、この事業はどういった事業ですか。

例えば、町内には少数であります但有機農業とか、減農薬農業を懸命にしている方がいます。

今後、いろんな島の特産品を開発していこうとか、そういったことをした場合に、この前、沖永良部を視察してきたときに、島上げて、シマグワチャを売り出していくことを頑張っていました。

だけど、単なるシマグワチャだけじゃだめだと。

なかなか宣伝効果もないし売っていけないと。

有機農業に返ってやっていくと。

町を上げてそんなことをしている知名町でありました。

町内の農業振興計画とか、そういったのに有機農業とか減農薬をもうちょっと大切にしていくなどとありましたが、こういったところには使えないのでしょうか。

○経済課長（上木義一君）

福留議員のご質問にお答えします。

この事業は、堆肥、3tと、pHで結果次第で、苦土石灰投入とロータリー深耕が目的ということで、町の経済課通信と、あと希望者を募ったわけですけど、この3.3ha分の生産農家しか来なかったということで、最終的には減額に至ったということです。

あとこの有機農業とか、こういったのはまた別のJGAPのほうで、これもまた経済課通信等でそういう方々を募って、現在、地方創生のソフト事業の予算等で研修とか、本土からそういう先生方をお呼びして説明会等を今、やっている段階でございます。

また、この件に関しては、福留議員もまたご存じだと思いますので、詳しくはまたうちの担当のほうから説明をさせたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○7番（福留達也君）

わかりました。

13ページの生活改善センターのところで、先ほど牧議員の話聞きながら思いましたが、旧農高

にあるいろんな資材、何ていうのか、加工する機械とか、あれは農高生は結構使うということで、なかなか民間の方が借りるとするのは厳しいのでしょうか。

Tパック加工機とか、先ほどのいろんな機械がありました。

○経済課長（上木義一君）

ここのは、やっぱり生徒さんたちの自習とか、開発に使うということですので、牧議員がおっしゃった、加工品や、パック等は漁業集落で去年ですか、購入をして今、産業祭等、いろんな祭り等で今、活用はしております。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第67号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。

△ 日程第6 議案第68号 平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（琉 理人君）

日程第6 議案第68号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし

ます。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第68号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

△ 日程第7 議案第69号 平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（琉 理人君）

日程第7 議案第69号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第69号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第70号 平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）

○議長（琉 理人君）

日程第8 議案第70号、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）について質疑をいたします。

6ページの歳出。

一般管理費の節7、100万のスタッフ賃金について説明をお願いいたします。

○ほーらい館長（仲 武美君）

ただいまのスタッフ賃金について説明をいたします。

現在、5月より1保育園においてお願いをいたしまして、年長組の園児、21名を週1回の割合でプール教室等を行っております。

また、今後、他の保育園にもお願いをいたしまして、プール教室を行いたいと計画をいたしております。

これについてはスタッフの増員等によるものであります。

また、子どもたちの水泳大会においては奄美市の大会や、また鹿児島市の大会でもすばらしい成績を収めております。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

スタッフ賃金ということですが、新たに水泳教室、これをやるために人材を雇うということでしょうか。

○ほーらい館長（仲 武美君）

これについては、現在賃金の方が5名いますけれども、その不足分と新たに1名を動員したいというふうに考えております。

○14番（美島盛秀君）

プール教室、水泳教室ですので、それなりの水泳の技術と言いましょうか、経験のある、そういう有資格者とか、そういう人たちがこの指導に当たるわけですか。

○ほーらい館長（仲 武美君）

水泳教室におきましては、全日本の水泳連盟のコーチの免許書を取得されている方たちですので、その方と3名で教室の場合は行っております。

○14番（美島盛秀君）

この健康施設の水泳教室で、伊仙町の子どもたちがだいぶ活躍をしていること等も新聞で報道がされております。

そういう観点で、今度もこういう、ちゃんと技術の持った人たちを指導者に充て、技術向上に努めて頂きたいと思っておりますけれども、施設も。

この予算の主体となる事業は何ですか。

○ほーらい館長（仲 武美君）

この賃金の事業に対しましては、健康増進インストラクター人材育成事業ということで、インストラクターの育成、スポーツ、イベントの講演、または町民の健康づくり、地域交流の推進ということになっております。

○14番（美島盛秀君）

そうしますと、この財源として一般財源からの賃金でありますけれども、他のその事業の内容というのは国の補助金とかそういう助成金で賄っているということで、受けとめてよろしいでしょうか。

○ほーらい館長（仲 武美君）

収入の1ページのほうにあります、補正の250万円に対しましては、そういうことになります。

○14番（美島盛秀君）

わかりました。ありがとうございます。

終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第70号、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第71号 平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

○議長（琉 理人君）

日程第9 議案第71号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）を議題とします。
これから質疑を行います。

○3番（牧 徳久君）

平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について質疑をいたします。
まず5ページですが、補正予算として1億2,340万3,000円が減額になっております。
それで、その7ページにおいて西部地区の基幹改良事業費の工事請負費1,042万8,000円と。
この下の東部地区期間改良事業費の工事請負費1億545万8,000円という大きな金額が減額されているわけですが、この理由、お伺いします。

○水道課長（喜 昭也君）

ただいまの質問にお答えいたします。

この減額補正につきましては、国庫予算金の減額によるものであります。

この事業はコンサルタント、または県を交えて協議をし、計画書を作成し、去年の11月に概算要求をしたわけですが、今年の4月に減額の内示をいただきました。

また、今年の11月に2次補正があるというので、ようやく予算を期待していましたが内示の額と同じで減額でございました。

また、このことを県に問い合わせをした結果、全郡的に減額であったという回答をいただいております。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

この事業については、簡易水道事業と上水道事業が平成29年度には統合されるということ以前の議会の中でおっしゃいましたが、こうした場合、こういう1億超えて事業費が減額と国の補助金が減額となりますと、これまでに、全郡的に減額ということですが、間に合うのか。

この期間内にこの東部地区、基幹水事業、そういったのが、補助課内完了できるのかをお伺いします。

○水道課長（喜 昭也君）

この事業については、28年度も引き続き、今回の減額された部分を含み、県と協議をしながら申

請をして、今、要望をしているところでございます。

そして、面縄浄水場の建設については、現在、設計の段階であり、設計ができ上がり次第、27年度、28年度をかけて完成できる予定でございます。

ただ、補助金が減額された場合には、東部地区、目手久地区、面縄、古里地区の老朽管更新事業において、延長距離が短くなる可能性がございますが、また28年度以降も今の事業が引き続きできるのか、また新たな補助事業等があるのか模索しながら、また町の財政等も相談しながら、この事業を進めていきたいと思っております。

○3番（牧 徳久君）

もし、模索して他の事業がなければ、町が単独事業でやらなければならないということになりますが、こうした場合においては、今の財政状況を見ると無理な状況じゃないかと思われませんが、再度、町長にお伺いします。

先ほど水道課長のお話では、大島郡全域が減額になったということですが、これは震災に予算が振り回された可能性もありますが、大島郡の町村会長として、郡全体のことでありますので、政府に合同で陳情なり、こういったことは考えていないのかお伺いします。

○町長（大久保明君）

奄振全体のいろんな事業の中で、例えばですけども、今回奄美群島内の合体浄化槽が半額以下になりました。

その理由、いろいろ聞いた結果、いわゆる焼却炉が初めてできるということと、それからこの県内の枠が環境省の中であって、それがその中の奄美枠というのがあってそれが奄振のほうに計上されている状況の中で、県本土は相当余剰額だったわけです。

その辺の調整などがうまくできてなかったと。

省庁機関の縦割りなどがあってできなかったけれども、金子先生、そして森山先生、保岡先生たちの力で、ある程度また、その調整はできた状況でありますので、水道事業に関しましても恐らくそういう状況があって、県の要望分が、奄美の要望分ができなかった可能性がありますので、今後、この内容をさらに分析して、どうしたらいいかなどをこちらのほうから提案していきたいと思えます。

前回、この合併浄化槽の問題で単独でいろいろしたら、県はそのことを、情報を上に上げないようにはしていたわけです。

私が飛び越して情報を国のほうに訴えたら、国からまた県のほうにいろいろ、それは調整すべきだという指令が来たという状況などもわかりましたので、ですから、そういうことなどを水道事業においても、今回、県を含めて今後、奄振と県全体の予算の仕組み、そしてその調整などをやれば、本土は余っていたわけですから。

だからそういうことは、また奄振と全離島の調整などができるような仕組みをやっていきたいというのが、今、田中先生たちが言っている沖振との、もっと柔軟な対応を、これは沖振だから、ラ

ックには沖縄県内の飛行機にしか出せないということですが、奄振と沖振を連携したら、今回、ラックが奄美、那覇、与論は、3割引きが実現したわけでありますので、だからこういう、奄美群島と奄振と全国離島とのいろんな調整など、今後やっていけばうまくいくケースが出てくると思います。

今回、去年から奄美群島の代表が初めて、全国離島の理事になりました。

それは、今、奄美群島の条件不利性事業で、航空運賃が安くなったということで、今、県議会では屋久島、種子島から猛烈な要望というか、なぜ種子島、屋久島は安くならんのかということに、今なってきているわけです。

ですから、そういうことなど、奄美は奄美だけでやっていこうとすると、いろんなむしろ弊害のほうがありますので、沖縄との連携をしていけば、沖振の、あれも本当は全く使い切れないほどあるわけです。

それが、高速船とかいろんな形でやることは南西諸島議員連盟の沖縄の先生方も、そういうことは強く言っていますので、後は法律で決めた沖振は、内閣府の予算ですから、内閣府を説得していけばそういうことも可能ではないかなとも思っておりますので、そういう状況を見ながら奄振の中身、例えば先ほどダムが終わった後、電柱の事業をやろうとしても、これは農水の事業ですから、もう農水の枠を減るけれども、それは農水事業でなければできないわけです。それを電柱地中化にやろうとしても、なかなか、それは国交省の道路事業、トンネルの事業でしかできないけれども、ただそれを防災とかそういうふうな観点でやっていけば、また道は開けていく可能性はあるとも考えております。

だから、水道事業も生活に直結することでありますので、こういう、今はこれから伊仙町の大きな課題の一つが飲料水でありますので、もっときれいな水を、例えば犬田布岳から全ての町民に飲めるような形にしていくのが本当は理想でありますので、長期的にはそういうことも視野に入れた水道事業というのを推進していくことが必要でないかと思っております。

○3番（牧 徳久君）

町長のおっしゃるのは非常にすばらしいことだと、思っているわけですが、沖縄と沖振と、余るほど予算がある自治体とどんどん交流して、今、やんばる圏交流というのがあるわけですが、そういったのを含めて、どしどし交流して活発に、観光を含めて奄美群島を世界遺産に向けて交流が盛んになるよう期待しているところであります。

また、この水道事業におきましても、これについては29年度に上水と今おっしゃるように、予算を獲得しても急に何十億と予算が付いて、町村で処理するのも難しいわけでありますので、どうかこの陳情の際には、この予算が削られた分、年度を1年なり2年なり延びるように、こういった陳情はできないものでしょうか。お伺いします。

○町長（大久保明君）

この統合に関しましては、今、いろんな要望が出ております。

統合をしたとしても継続事業は年次を越してもやっていけるようにはなると思うし、統合時期に関しても、まだ最終的には決定してない状況で、いろんな急にはできないという話があったので、統合はすると。

統合はするけれども、今までの継続していく事業は、その補助率のままでできるようになると今、感触を受けております。

○3番（牧 徳久君）

この水道については、先ほどから町長おっしゃいますとおり、生活に直結したことでありますので、伊仙町民がおいしい水が飲めるように頑張っていたいただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これで、質問を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第71号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第72号 平成27年度伊仙町上水道事業会計予算（第2号）

○議長（琉 理人君）

日程第10 議案第72号、平成27年度伊仙町上水道事業会計予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号、平成27年度伊仙町上水道事業会計予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第72号、平成27年度伊仙町上水道事業会計予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（琉 理人君）

日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△ 日程第12 常任委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（琉 理人君）

日程第12 常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

総務文教厚生常任委員長並びに経済建設常任委員長から、伊仙町議会会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました継続審査の事項について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△ 日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（琉 理人君）

日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教厚生常任委員長並びに経済建設常任委員長から、伊仙町議会会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務調査の事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成27年度第4回伊仙町議会定例議事を閉会します。お疲れさまでございました。

閉 会 午後 1時35分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 琉 理 人

伊仙町議会議員 美 山 保

伊仙町議会議員 永 田 誠